

「正法輪」における

仏骨奉迎の記事について(上)

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では臨済宗妙心寺派の機関誌である「正

法輪」からみてみよう。

「正法輪」は、初め京都府の山城国葛野郡花園村大字花園第三十八戸の慧照院内の正法輪発行所より発行された。後に京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸第一号の龍泉庵内に発行所がかわり、内容は普説、論説、雑録、史伝、投書、雑報、公報、広告などに細目されている。仏骨関係の記事は明治三十三年四月十五日発行の第一〇一号に掲載された「仏骨奉迎の議」に始まり、明治四十二年十一月十二日発行の第二六八号の織田恵秀の書翰である「仏骨の発見」にわたっている。

妙心寺派にとって仏骨奉迎は、「妙心寺事件」といわれる程大揺れに揺れた事件であった。その訳は、仏教各宗派が協同団結して仏骨を奉迎し頭揚するため日本大菩提会なるものを結成したが、大菩提会は負債のために紛擾し、銀行から十万円を借入れて抵当として御遺形（仏骨）及びその付属品一切を差入れた。その事に憤慨した妙心寺派議事（現・宗務総長）の前田誠節は、御遺形は宝物で宗派の管長といえども私有視してはならないといって策を講じたが解決できないため、ついに独断で妙心寺の寺班元金や保存金を流用した。しかし、大菩提会は返済ができず、そのためこのことが妙心寺で明るみになってしまった。妙心寺として当然許されることではなかったが、明治三十七年九月九日に時の管長関実叢は常置委員会を開き、前田誠節や財務執事の積等顧らを罷免し、前田は京都地方裁判所に告訴されて有罪の判決を受け投獄された。（明治三十七年十一月二十五日発行 第二〇八号、十

二月十二日発行 第二〇九号)

その後、明治三十八年三月二十二日に保釈され謹慎した後、美濃伊自良の東光寺の末庵正伝寺に隠棲し大正九年九月二十五日に示寂している。⁽¹⁾このように仏骨奉迎は、妙心寺派にとって痛手を
得る結果となってしまうのである。

注

- (1) 「妙心寺事件」については「正法輪」該当号と荻須純道「増妙心寺史」(川上孤山「増妙心寺史」昭和五十九年六月 思文閣出版) 七九六頁、竹貫元勝「前田誠節」(平成元年二月 「日本仏教史学会」第二十三号)、「明治の『正法輪』より(46)」(平成十六年十一月 「正法輪」第五十四巻第十一号) などによった。

凡例

- 一、本稿は(上)として、明治三十三年四月十五日発行の第一〇一号より同三十五年九月二十五日発行の第一五七号までの「正法輪」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

仏骨奉迎の議〔明治33年4月15日 第一〇一号〕

世界中、唯一の仏教国と称すべき暹羅国王陛下は、我が稲垣公使を介し、昨春印度伽比羅城附近に於て発見したる釈尊の遺骨を、我国の仏教徒に贈らるゝ内旨あり。公使は各宗管長に照会し来れり、是に於て、仏骨奉迎の事、世界の一問題たらんとす。知らず、此問題は幾何の価値ある乎。

或る論者は曰く、吾人の釈尊を釈迦文仏として渴仰するは、其大慈悲大悲の精神にあり、衆生済度の言行に在り、敢て枯骨にあらず。枯骨を受くるも何かせん、宜しく其費用を転じて、布教伝道に投ずべし。是れ却つて、釈尊の恩に酬ふる所以なりと。

是れ理なきに非るも、人情に遠き議論と云ふべし。凡そ其人を崇敬渴仰するよりして、其遺物を愛重尊敬するは人情の自然なり。

理を以て言へば、親の骨も、犬の骨も、其成分に於て異なることなし。而も如何なる理屈家と雖も、親の遺骨を犬骨と同一視するものはあらざるべし。此の人情は移して以て吾人の教祖の遺骨に押し及ぼすべし、況や古来仏舍利を礼拝する先例あるをや。故に予輩は仏骨に対し、相當の崇敬を表せんと欲す。

或は論者は曰く、仏骨奉迎や好し、乍然其真偽如何を知る可らず、後日に至り偽物なるを発見せば、嗤を外人に遺すべし。宜しく鑑定者を派して、之を鑑識すべしと。

是れ亦一理あるの言なり。雖然遼たる三千年以前の事、誰か其真否を弁すべきぞ。鑑定と云ふも、本阿弥が刀剣に於けるが如く、骨灰を拵つて、鑑別すべきに非ず。只発見地と其他の遺物に就き

て、歴史的考證に依り考定するの外なかるべし。而して我邦に於て、かのホエー氏等より以上に鑑定し能ふ学者あるか。仮定有りとするも、僅少の日子を以て考證するを得ざるべし。若し又長日月と多額の金錢とを費して、其真物なるを断定し得るも、後世更に一大発見あるも、決して此断定を変更することなきを保し得る乎。要するに、此種の問題に懷疑的態度を取らば決着の日なかるべし。予輩は暹羅国王陛下、及び之を仏骨と断定したるホエー氏等を信用し、『當時仏骨と断定せられたるもの』として、之を受くれば足れりとす。

故に予輩は仏骨を迎へんとす、之を迎へて仏教者相當の儀礼を尽すは當然なり。乍併予輩の之を迎ふるは、教祖に対する渴仰の念と、暹羅国王の好意に報ぜんとするに止まる、是より以上の効果あるを信ぜざるなり。稲垣公使は、得意の棒的筆鋒を以て、盛に奉迎の功德を記述せりと雖も（別項雜報を見よ）、是れ空想としては、甚だ美はしき空想なるも、之を現実にするは幾ど望む可らざる事なるを信ず。故に此問題は、暹羅国王の好意を諒とし、之に報ずる所以の道を講ずるに止まる、是より以上の価値なきを信ず。

されば相當の代表者を派して之を迎へ、各宗協同して之を供養するは、其當を得たりと云ふべし。而して予輩は之を迎ふる所以に於て、聊か我邦信徒の注意を乞ひたきことあり。そは他に非ず、暹羅国王が之を分配せらるゝ、精神を学ばむこと是れなり。夫れ世の仏教国と称せらるゝもの、印度あり、支那あり、我邦ありと雖

も、印度は無慮三億の民生中、錫崙島附近に於て、僅々一千万人内外の仏徒ある耳。支那の仏教は道教との雑揉にして、仏教としての勢力、幾ど有ることなし。大乘仏教の粋は、存して我邦に在りと云ふも、内情を察すれば、形式的信仰を維持するに過ぎず、暹羅は人口六百万に過ぎざる一小邦なりと雖も、上は王侯より、下は庶民に至るまで、仏法に帰依すること頗る篤く、国王の如きも、其太子たるの日、一たび仏門に入りて、行乞の生涯を営むの風あり。彼地の仏法は、吾人が指して以て小乗権教となすものなるにも係らず、人民は篤く三宝を礼敬し、僧侶又戒律を守ること厳にして、真誠に仏教国の名を下し得べきもの、只此国ある耳。

現王哥羅馬陛下は夙に印度瓜哇等に遊びて、欧米文明を觀、頗る英明の間あり。銳意国事の改善を計らるゝと同時に、又仏教宣伝に熱心せられ、曩には即位の紀念として、波利三蔵を世界各国の大学、皇室等に寄贈せられ、我邦の各宗にも寄せられたり。今は亦仏骨分贈の事あり、畢竟信仰熱誠の余に出でたること、稲垣公使の書簡に照らして明か也。若し我邦の仏徒にして、此精神を看取し、之に倣ふことを計らずんば、仮令幾多の仏骨を迎ふるも、畢竟枯骨冷灰のみ、何の益かあらむや。之を迎ふるや、宜しく精神的なるべし。祭礼的なる可らず、暹王の信仰ありて、始めて仏骨を迎ふべきのみ。今日の日本は世界の日本なり、今日の仏教徒は、世界に於ける仏教徒たり。列国環視の中に立ちて、江戸ッ兎の祭礼的に之を迎へ、毫も信仰熱誠の見るべきものなくんば、笑を異教徒に招くのみ。何の顔あつてか、下、釈尊に対せんや。

仏骨贈付の知照〔明治33年4月15日 第一〇一号〕

昨年春英領印度政府は、釈迦牟尼仏降誕の靈地たる「カピラブツ」を距ること数哩「ビブラハワニ」地主「ピップ」なるもの数年前所有地内に於て発掘したる釈尊の遺骨を暹羅国王陛下に分贈したるが、同国王陛下には今回右聖骨の一部を頒ちて是を我国仏教徒に贈与の御沙汰あり。同国外務大臣より磐谷府駐劄我帝国稲垣弁理公使に向け右聖旨を伝達したる由にて、公使は去月十二日附を以て我仏教各宗管長に向け奉迎に關する熱心の書状及聖物発見の由来書を發送し、仏骨申受けの爲め適當の委員数名を選抜して速かに派遣すべき旨を促し来りたり。其書状及発見由来書左の如し。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て仏教は前後両印度より支那日本に亘りて尚數億萬の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗ずべきあり、此等南北両仏教の一致を計り數億萬の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を發揮すべし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にして日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして、諸氏等先進の責任亦是にあること、信候。

而して小生は今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く昨春英領印度政府は、同国ピルラハラに於てペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（発見の記事別項御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国陛下亦空前の盛式を以て之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回當国王陛下亦た聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中基督磔刑の古釘が常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或は「クリミヤ」の大戦亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実には仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の情眼に鞭ち仏界一振の盛事に出でられん事熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し聖物御贈与の聖旨に出でられたる

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

こと、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より派遣委員に對して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御選び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稲垣滿次郎

（各宗派管長殿）

聖物発見の由来

釈尊降誕の地カピラプツを距る數哩「ピブラハラ」に地主ペツペ氏なるものあり。數年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば何等か仏史に光明を与ふべき發見あらんことを想ひ其後工夫を督して之が發掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず、地下二十呎にして仏教界に一新時期を画すべき一大發見を為すに至りぬ。其發掘せし品々は（一）石櫃一個（二）水晶及蠟石瓶二個中一個は記銘あり（三）遺骨及遺灰（四）塗灰及木皿の破片（五）寶石其他裝飾物の多量等にしてペツペ氏は直ちに之をバスチの收稅官ラマサンカー氏に報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ペツペ氏の書を領するや氏は更に之を熱心なる仏教學者博

士ホエー氏に対し其研究を依頼せり。而して博士研究の結果遂に上記の遺物は積尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなるを明にせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発行 Pioneer 博士ホエー氏の論文あり。又一ロイヤル、アデアデック、ソサイチー」の報告書にベツベの聖物発見に関する記事あり就て見らるべし。

積尊御遺形奉迎後の処置如何〔明治33年5月15日 第一〇二号〕

客月、龍泉庵に開きたる各宗派委員会は、積尊御遺形奉迎の爲め、臨濟、曹洞、浄土、真言、日蓮、大谷派、本願寺派より、各一名の代表者を、暹羅国に派遣することに決定し、代表者諸師は、日ならずして上途せられん筈なりと聞く。奉迎の事は既に決せり。今後研究すべきは、御遺形到着後の処置、是也。

此問題の価値は、奉迎後の処置如何によりて定まるものなり。仮令奉迎するも、其後の処置にして當を得ざらむか、畢竟無用に帰し了るべし。然らば到着後の処置は如何なる方針を執るべき乎、予輩は之に関して、仏教界に有力なる某子爵の意見を聞くことを得たり（別項雜報參看）。今之を批評しつゝ、予輩の所見を述べんと欲す。

某子爵の意見は、左の数項に帰着すべし。

- 一、之を以て各宗統一の基礎と為す事
- 二、靈骨は東京に奉安する事

三、三学兼修の道場を興す事

四、国教院を設けて仏典講讀編輯の府となす事

予輩は大体に於て、此意見に同意するも、尚順次精細に評する所あらん。

第一、各宗統一の基礎と為す事、亦不可とせず。然し乍ら各宗統一と云へば、語弊あり、或は現在の各宗派を打壊して、直に一団となすの義に解するものもあらん、是れ不可能の事に属す。故に予輩は左の如く言はんとす。

御遺形到着後は、之を以て、日本仏教徒、即ち各宗派合同事業の中心となる様、計画する事。

而して合同事業と云ふ中には、布教興学及び慈善事業等を包含す。前掲の第三第四の両項、固より善し、而も尚ほ足らざる所あるを信ず。試に予輩腹案の大体を列記すれば左の如し。

塔廟を中心として少くとも禅堂、学林、戒壇、大講堂等の建物を置く事。

学林は仏学の最高府、即ち、事実上の仏教大学と為し、其外属として仏教図書館を置き、広く仏教に関する内外の典籍を蒐集する事。

大講堂は演説説教乃至各種集会の場とし、時々講演演説を開きて正法を宣揚する事。

学林には広く各宗の碩学を置きて後進養成の傍ら仏蹟、教理、歴史、其他の事を研究せしめ或は伝道用の書籍を編輯せしむる事。

孤兒院、感化院、貧民授産場、施薬院等を設置し、大に慈善事業を興す事。

仏教は世界各宗教中の中心たるのみならず、今や亦学者研究の中心たり。苟も哲学宗教に志あるの士は国の内外を問はず、指を仏教に染めざるは無し。而して大乘仏教の精萃は、萃めて我邦に在りと云ふも、其研究の機関は全く欠如して備らず。篤学の士は幾多の不便を忍びつゝ、俱舎唯識は奈良、天台は叡山と云ふが如く、笈を負ひて各地の学匠を尋ねざる可らず。今日の如き繁忙なる社会に於て、特に複雑なる仏典を学ぶに於て、其不利益果して幾何ぞや。若し是等の学匠を一室の下に集めて、各造詣する所を發揮せしめば、在昔の祇園精舎那爛陀寺の盛時を再現するを得べく、内外の学者に至便を与ふるのみならず、又仏光宣揚の一方便たること、疑を容れざるなり。而して吾人仏徒は退いて他の批評を俟つより、寧ろ進みて破邪顯正の鉄槌を揮ひ、大に正法を中外に發揮するの覚悟なかる可らず、是れ時々講演或は文書を以て、研究の結果を公にせんとする所以なり。且つ夫れ戒定慧の三学は如来の遺勅にして、三者鼎足の如く、其一を欠くを得ず。又既に仏教各宗の共同事業なる以上は、独り慧学の一方に偏す可らず、於是乎禪堂及戒壇を置きて、三学併せ修めしめんとす。以上は無形的に仏光発揚の方便なり、唯之に止らず進みて有形的に、如来慈悲の教を事実に見ずるの手段なかる可らず、各種の慈善事業は是れなり。此等は単独に計画するよりも、連合するを得策とす。仮令ば孤兒あれば之を孤兒院に收容し、長ずれば授業場に

送る。不良なるものは感化院に入れ、善なるものは内外各種の場所に使役する等の便利あるべし。

次に研究すべきは塔廟の位置なり。位置は必ず往來便利の地を撰ばざる可らず、即ち都府内が、少くとも其附近ならざる可らず、之に適合する都会は東京か京都か二者の外に出でず、東京は政治学問の中心たるよりして、上流社会及外国人に対する宣教上の地位は、京都よりも較勝れるに似たり。而も京都にも亦捨て難き便宜あり、仏教千年來の縁故あること一なり。各宗本山の所在地なるを以て、法会其他の各種事業に於て、容易に後援を得易きこと二なり。碩徳高僧も京都若くは近傍に多きこと三なり。上述各種の建物を完備せんとせば、少くも十町歩の地積を要すべし。而して此地域は東京よりも京都に得易きに似たり、予輩は以上の外に、必ず京都を取り又は東京を撰ばざる理由を發見せず。要するに成るべく速に事業を成し易き地方を選ぶべきのみ、兩者の中なれば、甚しき差等なきを信ず。

以上の事業は如何にも大事業なり、一朝一夕に完成すべきものに非ず。雖然苟も各宗派合同して計画する以上は、此れ位の事業は大成するの勇氣なかる可らず。聞く塔廟建設并に維持の爲めに設くる仏教会は、原案には金壹千萬元を目的として、集蓄する計画なりしと。然らば委員中にも、決して申訳迄の塔廟建設に止まらざる意見なるを見るべし。為ざれば則ち止む、苟も為さんと欲せば、宜しく大に為せ、予輩は之を一時に完成せざるも、十数年間各宗派の共同継続事業となし、其最急なるものより、漸次に建

築して、以て功を竣へんことを勧告す。

祖師堂、寿昌堂、鐘樓、鼓樓、且過堂、浴室、小客堂、戒堂等あり住持は釈妙蓮、副住持は釈古月と称す僧衆三百四十余、有髪の人五十余人あり左に列位列職を記す。

列位。首座、西堂、都監、監寺、副寺、維那、書記、藏主、知藏、淨主、知衆、知客、丈侍、悅衆、理禪、通法、直藏、庄主、監取、監造、化主、典座、堂司

列職。飯頭、殿司、買弁、行堂、茶頭、磨頭、貼案、火頭、司鐘、司鼓、香司、門頭、巡照、按巡、看塔、理生、田頭、園頭、米房、柴房、湯頭、知草、知具、巡山、隨衆、搬運、雜務、打掃、行者

告報も我国のとは趣を異にす。左に本月涅槃忌の告あり。

本月十五日茲逢

本師釈迦牟尼仏涅槃之辰

合山大衆是日早飯止静後聞鐘声各披衣執具同至大雄宝殿虔誠

諷誦遺教經求庇叢林興盛法化長存此佈

常 住 白

告報文も一々類聚し清国告報類聚を編輯可仕候。入山の日妙運和尚に相見し語録薫香扇子を与ふ。鼓山の繁興は妙運の力なりと云ふ。南洋諸島新嘉坡等に新建寺院六ヶ寺あり。本月十日隨僧十三名を引率して新嘉坡に向ふ其旅装の盛なる同人が福建并に南洋人に崇信せらるゝを想像すべし。我日本の老大徳も陸續海外に伝道せられたきことに候。着後六日式拾金を贈りて大衆

に施齋す。左の告報を掲示せらる。

大日本南岳宗現二位大禪師來山進香敬設如意齋一堂供衆

此の告報により人氣一転す、人情は此の如きものに候。左に清国寺院の内情を報告申上候。尤も是は鼓山を標準としたるものにて、浙江地方は福州程の弊害は無之由にて。其心にて御一読被下度候。

當国の僧侶は入山の時献金の多少に依りて僧位を取得し、其功勞も募縁勸化の巧拙によりて差等を付し、学徳の如何は却つて問はず、即ち當師家（一山の財産金錢一切を司る鼓山に十八人余あり、輪番なり）は五百円以上献金せざる可らず、首座は参百円以上、知客知藏は五拾円以上、凡僧は九円以上なり。

一年毎に献金を決算して在山の僧侶悉皆に利益の配當を行ふ。

最下級の茶頭飯頭と雖も一年式円四拾錢を得と云ふ。

知客は外客に接するを以て茶代香料の三分一を役徳とす。現今知客二十三人あり。一日平均式拾錢の役徳あり。此事よりして外客接待は最も進歩せり。寺院は殆ど旅館の如く、絶えて問法等の事なし。（未完）

●道交会起る 同会は在東都臨濟宗各派青年僧侶の組織に係るものにして、世の一般形式的の会とは大に其趣きを異にし、専ら実践を旨とせる由。同会は昨秋発会已來既に三回を重ねたりと云、嗚呼此会こそ各派合同の先驅者たるなきか、今其規約を得たれば左に挙ぐ。

一、本会は道交会と称し在京臨濟宗各派青年僧侶を以て之を組

織す。○一、本会々員は相互の和親を旨とし人格の修養を重んじ与に策勵して品性を陶冶する事。○一、本会は此目的を全ふるために茶話会を開き宗教上の攻究をなす事。○一、本会は地方同宗青年にして上京遊学せんとする者の為に其父兄師親若しくは同業者の紹介ある者に限り在京中の便益を図る事。○一、本会は会員にして素行修らず其目的を愆るの恐ある者は互に戒飾し如し再三にして改悛の意なき者は師親其他の紹介者に通知し本会を除名する事。○一、本会々員たる者は所属の学校を卒業し、或は已むを得ざる事故に因り退京する事あるも、永遠に本会の旨趣を体し会員たるの責務を完ふする事。○一、本会々員は誓て已上の条項を踐行す。 已上。

●世界大年契 本山塔頭靈雲院徒弟岩田泰巖氏は篤学の士なり。独力拮据六年を費して「世界大年契」を著はし、予に一本を寄贈せらる。之を看るに上下二段に大別し、上段を日本、朝鮮、支那に、下段を伊太利、仏蘭西、独逸、露西亞、英吉利、北米合衆国、歐羅巴小列国及阿弗利加之十小段に細別し、紀年的に各国の出来事を一目瞭然たらしむ。巻首別に各国の皇室、年号索引、我邦の皇統將軍家一覽表等を附す。皆史家必須のものたり、編著の劳苦想ふべきなり。近年史学の隆運に際し柵橋、小河両学士の万国大年表、大槻氏の和漢年契等既に出でたりと雖も、概ね日支及西洋諸国を一括して対表せるに過ぎず。井上博士が之を以て年表中の翹楚と称するもの誣ひざる也。発売所は京都東洞院三条上村上書店定価壹円、体裁又頗る優美なり。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

仏教各宗派会議 [明治33年5月15日 第一〇二号]

釈尊御遺形奉迎其他一二の要件を兼ねて各宗派会議は本山塔頭龍泉庵内に開かれたり。其第一回は去月十三日にしてかの宗教法案問題に就き分離したる真宗本願寺派も今回は協同を申込み来りしを以て欠席の宗派へも来会を促がすこととなり、仏光寺派の有馬憲文氏を直に東上せしめ、又別に妙心寺派の前田誠節氏、本願寺派の神根善根氏、大谷派の土屋觀山氏、建仁寺派の瑞岳惟陶氏等を委員として原案に就き協議せしむることとし、同日は散会して委員諸氏は十五日会合して種々協議せり。かくて十八日再び開会したるに出席者左の如し。

華 嚴 宗	平岡 有海
大 谷 派	藤林 広顕
真 言 律 宗	岩城 元随
興 正 寺 派	橘 正道
西 山 派	青井 俊法
融 通 念 仏 宗	久保 良祐
本 願 寺 派	星野 貫了
妙 心 寺 派	稲葉 元厚
大 谷 派	土屋 観山
真 言 宗	小林 栄運
永 源 寺 派	伊藤 宗富
錦 織 寺 派	佐々木 龍調
西 山 派	靈群 諦全

天台宗 蘭光 轍
 大谷派 平野 履信
 黄檗宗 松原 正英
 本願寺派 名和 淵海
 時宗 河野 良心
 東福寺派 平住 幽谷
 浄土宗 土川 善徴
 建仁寺派 瑞岳 惟陶
 妙心寺派 前田 誠節
 建長寺派 前田 誠節

前田氏挨拶の後正副議長の選挙に移り、前田氏十七点にて正議長に、名和氏十一點にて副議長に當選せり。尚東上委員より曹洞日蓮両宗も出席の旨打電ありしを以て當日は是にて散会す。

十九日は曹洞宗弘津説三、日蓮宗田村豊亮、真言宗小山智瑞、天野快道、仏光寺派有馬憲文の諸氏出席す。奉迎使中正使を置くこと、仏教会の事等は多少の議論ありしも他は大抵原案通り通過し、二十日に至りて決定したり左の如し。

积尊御遺形奉迎に付決議

第一項 帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し暹羅国へ派遣せしむる事。但し宗教は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む。●第二項 奉迎使は互選を以て正使一員を置くことを得。●第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、

稲垣公使に宛、管長連署の書面を寄贈し兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。●第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし●第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所等は本日より五日以内に通知せられたし。●第六項 积尊御遺形奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。●第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金で之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。●第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壹万円

奉迎使派遣費

内金千円

奉呈物品購入費

金七千円

奉迎使往復費

金貳千円

奉迎使予備費

以上費目は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替ふべし。

第九項 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協議すべき事。

一上陸会 長崎に於て之を行ふ。

一奉迎会 京都に於て之を行ふ。

一仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ。
 一 拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付左記各項の事業計画を為し、宗派會議に提出し決定すべき事。

一 塗廟建設の件
 一同上建設地撰定の件

一 右費に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

特別協議

一 皇太子殿下御慶事に付各宗派奉祝献品を為し、管長連署總代を以て祝詞を呈し之が献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の撰択及之れに関する諸般の事項を委托する事。

特別協議

一 至尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝國仏教会を設立し、同會組織方法等は之を各宗派管長會に提出し議決を求むべし。

前記渡航の七宗へは議長より依頼すること。東宮御慶事献上品は名和、稲葉、河野、土屋、小林の五氏を委員として付托し、又妙法院内奉迎事務所の事務も當分此委員にて処理することに決定し、此にて本會議を終へ前田議長の挨拶にて閉會せしは黄昏頃なりき。

●御遺形奉迎委員 既定の分は臨濟宗前田誠節、大谷派大谷光

演、曹洞宗日置黙仙の三師にして浄土宗は派出せざるよし。尚前田師に対する七山合議所總代の推選状は左の如し。

一 至尊御遺形奉迎ノ為臨濟黃檗二宗九派ヲ代表シ、暹羅國へ派遣使ニ猊下ヲ推選申上候也。

明治三十三年四月廿七日

京都合議所會總代

伊藤	貫宗	印
畑	道温	印
北條	周篤	印
稲葉	元厚	印
瑞岳	惟陶	印

妙心寺派議事

前田 誠節殿

●奉迎後の処置に就て 御遺形奉迎後の処置に就て在東京の某子爵は、態々左記意見書を某師の許へ送られし由。

一、物合すれば勢力を得、離れば勢力を失ふ。勢力の強弱は離合の二に在り。我が仏教の如き各宗統一すれば四千万の信徒を有す。何を欲してか成らざらむ、是れ各宗統一の必要なる所以なり。

二、近時提出の宗教法案の如き、明かに政府の仏教に頼む可らざるを看る。自今は自立自衛して以て仏日の光輝を掲げざる可らず。是れ各宗統一の今時に切迫し來れる所以なり。

- 三、是時に方りて二千幾百年間地下に埋没せられし靈骨、突然として世に出て給ふ。是れ内にしては内地の各宗を統一し、外にしては世界の仏教を合同して東洋の平和を期せんとする
 仏天の冥慮に出つること疑ひ無し。是れ先以て内地の各宗統一の時機到来するものと確信疑はざるなり。
- 四、前条の義なるか故に各宗の僧侶は固より信徒に至るまで協同一致して之を歓迎し、之に奉事し靈骨所在の地を以て各宗統一の根本道場と為すべき事。
- 五、此根本道場に於ては靈骨の出世を積尊の成道出山と看做すし奉り、各宗分派以前の通仏教に溯りて公平に論弁処理し、各宗分派以後の別仏教に下りて我田引水論を主張すべからざる事。
- 六、東京上野山内又は芝増上寺山内に広壯の淨地を占め、之に靈骨奉安の大伽藍を建立して各宗統一の根本道場と為すべき事。
- 七、此大道場内又は他の勝地に根本道場付属の戒壇、禪堂、学林を興して、篤志の縑素に戒定慧の三学を兼学兼修せしむべき事。
- 八、又此大道場内に国教院を興して之に各宗碩徳の高僧及び各宗有徳の居士詰切り、高僧は三宝を住持し、居士は之を外護して全国の正法を自立自衛し、仏教を国教と為すを以て任とすべき事。
- 九、各宗の碩徳耆宿を以て国教院の導師講師とし、各宗の居士

学者を以て国教院の博士学士として相共に協心同力して仏教の宗旨を大蔵經中より簡明に編蒐し仏教の歴史を内外史乘より明細に精選し、内に向ひては仏教各宗の信力を強め外に向ひては南北仏教の合同を謀るべき事。

十、国教院に大講堂を開き、時日を定めて正法を講演し、内は大臣博士より外は異学異教の教師学士に至るまで随意聴講せしめ、正法邪法大乘小乗の分義分段を講し真理を明らかめ利益を与へて漸次陛下 殿下御臨幸の地を為すべき事。

仏骨談〔明治33年6月15日 第一〇三号〕

時節柄梵語学者高楠順次郎博士の仏骨談を聞かん。曰く

●仏骨崇拜の起源 仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に関しては從來東洋の仏教者に於ては種々年代上の異説あれども、輒近欧米に於ける言語学者及比較宗教学者等の史的考證によれば耶蘇紀元前第五世紀を以て最も其正確なる年代を認定せり。偕て積尊が印度俱尸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏教徒は孰も教祖追慕の哀情に沈みし中にも摩羯陀国の阿闍世王、毘沙離国リツチビ種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱尸那迦羅の摩羅王等の八人は各信教上の由緒を具して積尊遺骨の分配を請求に及びしが其分配の方法に付き議論定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒廬那なるものに命じて遺骨を右の八人に対し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は其遺骨を恭しく受取り

て各其地方に持ち帰り、壮麗なる塔を建て、之を納め、月を定めて盛大なる祝礼供養を営みたり。然るに徒盧那は遺骨分配の役目に當りしとは云へ遺骨は既に彼の八人に分与し終りしにより、止を得ず分配の時遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち帰れり。其時畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも遺骨は既に去りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭とを納めて帰り、同じく塔を建て、厚く供養したりと云ふ。故に右の如く釈尊の遺骨及び遺物は十箇所に分たれり。以上の史的事実は巴利語の大涅槃經の結末に出で、尚ほ漢訳の經典にては仏所行讚經、有部雜律等にも散見せり。(尚ほ詳細は同博士の目下編纂中なる巴文学教科書にある由)

●仏骨塔の变革 其後二百余年を経て彼の印度を一統して帝国政治を施し大に博愛主義を唱道して仏教の傳播に尽したる阿育王の時代に當り、同王は右十箇所の仏骨塔を発掘し再び諸州に新塔を建て、之を祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の变革なりしが、其中一二の塔は堅牢にして遂に発掘する能はざりしかば、當時の伝説にては地下竜王の守護なりと一層尊崇するに至りしと云ふ。

●當時の問題たる仏骨の由来 一昨年中印度ヒプラーフパより一箇の瓶を発掘せしが、此甕に伴ひたる刻文は僅に二行許のものなれども、刻文の意味は此甕中の物体は正に仏の遺骨に相違なしとあり。(此碑文の解釈に就ては同博士近日の言語学雑誌に其解釈を掲ぐる由) 昨年に至り右甕中の遺骨を三分して其一部は英国倫

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

敦の博物館に納め、其一部をカルカッタ博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教王たる暹羅国王に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ曩に稻垣公使の斡旋により我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現今仏界の大事事件となりしものなり。

●南北仏教協同研究の好機 仏骨なるものは前陳の史的事実に依り既に二千四百余年の歲月を経過したるものなれば、其真偽を云々するは寧ろ吾人の領分外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が果して仏教上に利益を与るや否やは別問題なれども、従来仏教者が史的研究を粗略にする余り斯の如き明白なる史実あるにも係らず、世上の非難に対して一言も論明する能はざるは仏界學術の衰頹せるを證するものにして歎ざるの外なし。今回は我日本仏教の代表者として真宗大谷派新法主及び南条博士が仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我仏教が聊なりとも暹羅日本間の交通を親密にし、進みて東洋教徒の聯合を図り南北仏教協同研究の好機を迎へ新に世界宗教研究上に貢献する所あらんこと切に希望に堪へざるなりと云々。

●奉迎と世論 奉迎に関する世論を聞かんに六合雜誌によりて代表せらるゝユニテリアン、及新仏教徒と自称する連中は之に反対せり。六合雜誌の説は釈尊の積尊たるは其教理にありて骨にあらざると云ふを基点とし、祭礼的に空騒ぎするは益なき耳ならず信徒の喜捨を絞り上ぐる弊ありと論ぜり。されど空騒ぎに終らずして釈尊の教理を宣布する動機とせば如何にや。煙を見て火あるを知るは好し、塵埃の焼捨に早鐘つくは軽卒なり。されど仏教者は彼

等の論を視実せざるやう今後の覚悟こそ肝要なれ。

●西本願寺の態度 仏骨奉迎に関する各宗管長会議にて、西本願寺派は多数の議に服従せずとて八日の議事の中途より退席したり。其衝突は西派は覚王殿（即仏骨奉安の塔廟）の建築にて止んと云ひ、他の多数は之と共に教育慈善事業を興さんと云ふに在り。西派の理由は種々あるも露骨に云へば自派には近頃仏教大学の建設にも着手し、又何百万円かを勸財して慈善団を発起したれば、他派と協同するは必要なしと云ふにあるべし。予輩は大宗派として雅量に乏きを惜む。若し多数に服従するの意志なくば當初より協同せざるを可とす。若し自派の意見多数の賛成を得べしと思惟して出席せしならば、予輩は其眼識なきに驚く。宗教法案以来の行懸りは到底西派の意見と多数派と一致する能はざるべきは、三歳の童子と雖も知るを得べきなり。西派若し各宗の協同に邪魔を入れんとの予算なりしならば、少くも赤松連城氏位を出して議場に縦論横議せしむるを可とす。神根氏にては聊か物足らぬ心地なり。

仏御遺形奉迎使の出發奉迎使確定〔明治33年6月15日 第一〇

三号〕

前号所報の如く龍泉庵に於ける各宗派会議の結果、議長前田誠節師は奉迎使の派遣を臨濟、曹洞以下の七宗派に依頼せられたるが、浄土、真言、日蓮の三宗は種々の事情ありて奉迎使の派遣を断はられたれば、結局左の四師我邦現在の仏教四十有宗派を代表

して暹羅国に赴かるゝことゝなれり。

臨 濟 宗 前 田 誠 節
曹 洞 宗 日 置 黙 仙
真 宗 大 谷 派 大 谷 光 瑩
同 本 願 寺 派 藤 島 了 穩

右の外随行として大谷派には文学博士南條文雄（随行長）、文学士藤岡勝二（宗教視察）、大草恵実、石川馨の諸氏以下通訳、医師等十一名、日置師には忽滑谷快天氏、前田師には先年彼地に在留し今は高野山大学林に教授たる上村觀光氏随行せられ、一行総計十七名と確定す。奉迎常任委員諸氏昼夜は妙法院内の事務所に詰切り諸般の準備に奔走せられしが、何分俄かの事として準備思ふやうに抄取らず、十六日出発の予定は延びて廿二日京都出發廿三日神戸乗船と確定しぬ。

送 別

本月十五日、本山大方丈西ノ間に於て教務本所職員、四派主事、学林幹事長寮監の諸氏別席の上、前田師祝送の茶礼を講ぜられ前田師の挨拶あり。了りて用達一同へも清齋を供せらる。十八日は妙法院事務所に於て常任委員より、十九日は枳殻邸に於て大谷派管長より送別会あり。其他個人間の送別会は数ふるに違なかりき。

花園出發

斯くて二十二日となりぬ。一天晴れて些の雲翳を留めず。本所員始め闍山の住職、美濃国本派寺院代表者角田澄訓、裁松禅昌の二

氏、其他原円応、青山宗完、日多悦禪等の諸氏、市郡の用達、檀信徒、有縁の僧侶数百名は祝送の爲め午前八時頃までに続々龍泉庵に集合し同庵より点心を供せらる。前田師は早朝普通学林に至り職員学徒一同へ奉迎の目的と告別の辞を述べられ、又本所へ出頭して同様挨拶あり。午前十時、本派管長猥下（猥下は前日御巡化より御帰山あり）も龍泉庵に來りて告別し給へり。前田師は一行と共に法堂前にて撮影し、其他花園村吏警官、檀信徒等に送られて午前十一時三十分発の汽車に搭乗せらる。対方のプラツトホームには、学林学徒、天授僧堂の大衆、列を正ふして祝送す。駅前前の畑地には煙火を揚げて行色を壮にす。こは学林学徒の製造せるものなりとぞ。一行七条駅に着し橋本屋に小休せらる。駅前には大谷派の中学、大学の学徒、信徒を始め各宗派の僧侶数千名祝送の爲めに整列したれば、之を觀んとて群集する者亦万を以て数ふべく非常の雑沓なりしが、時刻來れば奉迎使一同は劉曉たる樂隊の奏樂に迎へられ、一先づ待合に集合せられたり。

七条出發

午後一時二十四分京都發、神戸行の列車は此一行の爲め一、二等車十二輛を連結し他の乗客を謝絶したるも、神戸迄の祝送者殆ど四百名に及び（内末派僧俗約百名）車室殆ど立錐の余地なかりき。奉迎使乗車せらるれば前記学生始め各宗派の僧俗プラツトホームに整列して祝送し、久邇、賀陽両宮御使、京都府知事等も見送られたり。南方の畑地に於て絶えず煙火を打揚げ、樂隊は車前に送別の曲を奏す。汽笛一声汽車は万歳声裡に進行を始めし

が、各駅には各宗派の祝送者絶えず。山崎駅には中原鄧州氏以下円福僧堂の大衆あり。大阪駅には本派巡教使中川義文氏、法雲寺、大仙寺、寒山寺、其他の門中檀信徒数十人（片岡万溟、大川雄堂の二氏は神戸まで送られたり）、其他摂河泉三国の大谷派僧俗群集したれば、場内の混雑は名状すべからず。查公と職員との危険を慮りて必死に制止するも却々動かざりき。此日は入場切符を数を限りて売りたれば、尚ほ数百人の祝送者の場内に入ることを得ずして構外に佇立せりと云ふ。

神戸着の景況

汽車は予定の如く祝送、又祝送の裡を過ぎて午後三時五十分神戸駅に入れり。一発の煙火中天に柳条を画きて之を迎へ、駅内には兵庫県書記官、参事官、奉迎事務所の先發員、各宗派の僧侶数百名之を歓迎し、奉迎使は待合に小休の後、待設の馬車三台に分乘して旅館諏訪山常盤中店に向ひ、京都よりの祝送者、神戸の歡迎者は各団体の徽号を付したる腕車にて前後に奉迎使を擁して、之を旅館に送りたれば未曾有の壯觀を呈せり。旅館着後も訪問者引も切れず係員は多忙を極めたり。祝送者は夫々予定の宿所に分宿せり。此日常磐中店には球灯を吊し、樂隊は庭前に奏樂して旅情を慰せり。

神戸出發

明くれば二十三日天気清明海面油の如し。午前八時、奉迎使一同列席の上各宗派の祝送者を相見して挨拶あり。此日祝送者は奉迎使の旅館より送る予定なりしも、多人数のことゝて混雑は昨日に

て推料られ、加之本日も京都其他より数百人の祝送者来着したれば、一同水上警察署を中心として其左右にて祝送することゝなり。又本船へも多数人来りては迷惑のみならず危険の虞あれば、是も人数を限り其他は一切禁止することゝなり、即ち大谷派重役八名、妙心寺派同八名、本願寺派二名、新聞記者八名、其他若干名と定まれり。斯て奉迎使一行は午前九時半馬車にて旅館を出で、水上警察署より同署小蒸汽船に乘移り、其他の祝送者も二隻の小蒸汽にて博多丸に乘船せられたり。此間絶えず海岸に煙火を打揚げ、楽隊は又船を周りに奏樂し、本派用達を始め各宗の信徒等は各自に舟を仕立て各々徽章を押し立て、一行を送り却々の盛観なりき。尚ほ石川舜台、後藤禪提、土屋観山（後藤、土屋の二氏は各宗派総代として）の三氏は門司まで同船して見送られたり。斯くて博多丸は正午を過ぐると二十分にして錨を抜きて西に向へり。同船は郵船会社欧航船の一にして六千余噸の巨船なるが、盤谷には寄港せざるを以て、奉迎使一行は新嘉坡にて盤谷行汽船に転乗の予定なりとぞ。其後の状況は前田師の随行上村氏より詳細通信せらるゝ筈なり。（別項を看よ）

其 後 報

一行は去月三十日香港、本月六日新嘉坡に安着せし由、奉迎事務所へ電報ありたり。

仏陀伽耶参拝

奉迎使の一行は其後会議の末、盤谷より昆倫慕に赴き仏陀伽耶なる仏蹟を参拝することに決せし由なれば、帰期は予定より更に延

引すべし。

御遺形仮奉安所

御遺形を奉安すべき塔廟建築地は何れとすべきやは頗る熟考を要する問題にして、又其規模、費額等確定の上ならでは決定し難き所なれば、俄に確定するを得ず。依て當分東山妙法院を以て仮奉安所と定められたり。

贈 品

各宗派全体より暹羅国王陛下へ献上するものは左の如し。

一 金地芝山入花生 一 対

一 白斜子袋入茶色紐にて結び相筐に納め、之を復榘椏の函に入る。

一 平目蒔絵巻煙草函 一 個

一 白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復榘椏の函に入る。

一 真美大観 甲乙二冊

紙本絹表紙上等桐文庫に納め、之を又榘椏の函に入る。

又同国大臣僧正稻垣公使等への贈品は左の如し。

一 七宝藤模様花生 一 対

一 同古代模様花生 一 対

一 古銅象嵌花立 一 対

一 古金欄二十五条袈裟 一 肩

右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立函は烏桐外箱付

一 真美大観並製 五部甲乙十冊

常任委員の分担

去る廿九日に大仏妙法院に於て常任委員会を開き委員の事務を区分し第一、第二の両部となし、第一部は奉迎に関する儀式并に諸般の事務準備とし、第二部は仏舍利奉安所塔廟其他の設計に関する事項を担任することに定め、左の委員を選定せり。

第一部 河野良心、後藤禪提、名和淵海、青井俊法、小林栄運

第二部 蘭光轍、三原俊栄、土屋観山、有沢香庵、田村豊亮

尚明五日より開く各宗管長会議へ提出すべき奉迎に関する議案は蘭、名和、土屋、後藤の四氏に於て担当し編製すと。

●各宗派管長の書簡

左記二通の書簡は盤谷府到着の上、同国外務大臣、稲垣本邦公使へ贈る筈にて奉迎使一行の齋らし、所のものなり。(香港にて、

上村觀光氏報)

未接紫眉候へども呈小書候蒼海万里雲山遙に隔つ。伏して惟るに閣下興居健全贊画精勤被為在不堪翹望之至に存候。爰に貴邦国王陛下の叡慮に依り我教主釈迦大覺世尊の遺形を我大日本帝國某等の仏教者に御頒与被下候との思召を承け、貴邦に駐在せる我大日本帝國公使稲垣満次郎君は懇切なる書面を某等に寄せ、貴邦国王陛下の優渥なる叡慮と閣下が其間に於て斡旋の勞を取られし深厚なる款情とを報ぜり。依て今般真宗大谷派法主大谷光演を奉迎正使とし真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三名を奉迎使とし我大日本帝國仏教各宗派を代表せしめ、貴邦に派遣し候間、彼等貴邦に至る

の日、閣下の御指導に依り貴邦国王陛下の叡慮の所在に従がひ、遺形奉受為致度候。抑も貴邦国王陛下を始め閣下の御厚意に依り、我教主大覺世尊の遺形を澆季の今日に親しく拝瞻し得るの幸栄、何物か之に如かんや。之を内にしては仏陀の光明に依りて同朋相慶するの端を啓き、之を外にしては東洋の平和を維持保続することを得んこと是れ某等の切禱する所に候。某等は奉迎正使及奉迎使に寄託し、詳細に拝陳することあらしめ奉謝の微悃を表明せしむべく候間、閣下幸に御傾聴被成下度候。楮余乾濕極いす氣候序せざることあらん為、国御自愛專要に奉存候。 誠恐謹言

各宗派管長連名

暹羅国外務大臣宛

本年二月御寄贈の懇書某等各自に之を領す。伏して惟るに台候清殊域に在りて、国事御精務被成候条奉大賀候。爰に某等は御懇書に基づき各自一堂に相会し交互微意の所在を披陳候処、何れも閣下の御懇篤なる芳志を感激仕候外無之、早速協議の末我帝國仏教各宗派を代表し釈尊御遺形を奉迎せんことに相決し、真宗大谷派法嗣大谷光演を奉迎正使に、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙を奉迎使に撰任し今般暹羅へ派遣可致儀に相成候。

抑も御懇書に相見へ候通り従来一仏教弘通の方土と雖も、南北相隔離し交通融会するの運なく空しく偏見を墨守致候如きは、方今開明の世不可有事態にして、我仏教の為め遺憾とする所に

有之候。因らずも仏陀の毫光忽ち三千年後の末世に現す。億万の衆生をして一致の信仰を發揮し、殊に信教上の同胞をして一層懇款を通ぜしむるの機会を得せしむべきに至りたるは、一に暹羅国王陛下御仁旨の厚きに因ると雖も、抑も又閣下の我国に忠誠なる我仏教同胞を愛護せらるゝの切なるに非れば不能事と存候。奉迎正使等盤谷府へ到着致候は、万事閣下の御指導を煩はし度候。且又御懇書中に列国仏教徒は空前の盛式を以て御遺形奉迎に従がひ候由なれども、某等は形式の美観に拘泥するを欲せず、只管一団の誠信を以て之を我国に奉迎し、以て我今上皇帝陛下の聖寿万歳を祝し奉り、兼て国土の平安を禱らんと欲する精神に有之候。此旨暹羅国王陛下へ御執奏願上候。尚又御遺形奉迎後永遠護持可致儀に対しては暹羅国王陛下の勳慮に背き奉り、或は閣下の御芳志を空うするが如き儀は誓て致不申候間、此儀別て御含置被下度候。而して奉迎正使及奉迎使等は某等の付与せし信任状を携帶致居、諸般都て委任致置候間、万一臨時御稟議申上候儀も有之候は、御示教被下度。某等は我大慈父たる釈迦大覺世尊御遺形の万里恙なく本邦に来嚮し給ふの期を屈指して相待候より無他候。時下溽暑將に人を苦めんとす殊絶の地台候。折角御保墻專要に奉存候。恐惶謹言

各宗派管長連名

稲垣公使宛

●各宗派管長会議

釈尊御遺形奉迎後の経営、及び宗教制度取調に関する仏教各宗派

管長会議は、本月五日より本山塔頭龍泉庵にて開かれたり。五日の出席者は左の如し。

相国寺派管長代理	伊藤貫宗
誠照寺派管長	二条秀源
大徳寺派管長	菅広州
興正寺派管長	華園沢称
華嚴宗管長	佐保山晋円
兼法相宗管長代理	織田雪巖
曹洞宗管長代理	小林宗補
妙心寺派管長	橋本峨山
天竜寺派管長	近松尊定
本願寺派管長代理	石川舜台
大谷派管長代理	稲葉元厚
妙心寺派委員	林泰嶺
東福寺派同	瑞岳惟陶
建仁寺派管長代理	北条周篤
天竜寺派委員	渋谷円須
仏光寺派管長代理	藤井学道
誠照寺派委員	藤山真澄
専修寺派同	鈴木恵眼
黄檗宗同	古泉性信
真盛派同	宮崎梅芳
相国寺派同	岩城元随
真言律宗同	

興正寺派同	三原俊栄
大谷派同	和田円什
同	児門賢象
南禅寺派同	畑道温
融通念仏宗管長代理	黒田覚州
真言宗管長代理	土宜法龍
同 委員	小林栄運
曹洞宗委員	弘津説三
本願寺派同	神根善雄
華嚴宗同	雲井春海
西山派委員	岩瀬靈雲
永源寺派委員	有沢香庵
西山派管長代理	青井俊法
天台宗委員	中村勝契
日蓮宗同	田村豊亮
真言宗委員	小林栄運
時宗同	河野良心
木辺派管長代理	松原深諦
番外	名和淵海
	後藤禅提
	土屋観山
	藺光徹

奉迎事務総理 村田寂順

先づ議長の選挙を行ひしに、議長には天竜寺派の橋本峨山師(三十一票)、副議長には真言宗の土宜法竜師(十七票)當選す。峨山師は整理不馴につき副議長へ職を譲られ、土宜師終始議長席に着けり。了て原案に就て番外土屋後藤二師の説明あり。二、三の質問も出でしが當日は熟考の爲め是にて休会す。

六日 出席は前日の外、仏光寺派の有馬憲文師を増し、又大谷派の大谷光瑩師も午後より出席せられたり。本日は原案には随分異議あるを以て一応内議を凝すこととなり、別席にて協議会を開き午後五時に至り開会したるが、結局調査委員を選みて原案を審査せしむることとなり、委員に弘津説三、小林栄運、田村豊亮、有馬憲文、中村勝契、神根善雄、瑞岳惟陶の七師を選挙して散会す。

七日 前記調査委員は原案編製委員と共に妙法院の事務所にて審査に従事し会議を休む。

八日 調査委員弘津師より調査の結果を報告し、続で議事を開きしに本願寺派の神根師等は飽くまで前日来の意見たる奉安所、即ち覚王殿の建築に止め教育慈善等の事業には反対の議を固執して動かず。一旦休憩して調和を謀りしも事遂に成らざりしものか、午後再び開議して逐条議に移るや、神根師は再び起ちて第三条の第二期事業を削除せんとし、其理由は充分成算無きを以て寧ろ万全の策を取りて覚王殿建築に止めんと云ふや、番外土屋師は本願寺派の如きは一派にてさへ五百万円の大慈善団さへ着手せられた

るに非ずや。而るに各宗派の力を以てして成算なしと云ふは、是れ各宗派を侮辱したる者に非ずやと反詰し、後藤禪提師も亦、前日来数回の交渉は皆本願寺派との調和を計る為なりし。昨日の委員会には同派の神根師名和師も出席し、双方熟議を尽くし互に譲歩して本日の調査案を作りて両師共記名調印したるに非ずや。然るに本日は又々反対するは何等の不道德ぞと叱咤するや、神根師も議長の制止にも服せず抗弁する等議場稍色めき立ちしが、和田円什師は徐ろに起ちて、吾々は数日来一宗派の異議の為めに有ゆる手段を尽くして調和を計りたり。而るに其宗派は飽くまで自見を固執して改めざとすれば詮方なし、討論已に終結せりと認むと述べ続々賛成あり。弘津説三師も亦已に通過したる第二条を指摘して、苟も国民の道義を涵養するを目的とする以上は奉安のみにては不足なり、慈善、教育等の活手段なかる可らずと論ぜしが、採決に及び本願寺派の意見は同派二名、及木辺派、山元派各一名、総計四名にて消滅し原案大多数にて通過したり。於是本願寺派は多数の議に服従する能はずとて退席せり。如斯異分子退去したるを以て其後の議事は字句のみ修正ありし耳にて、一瀉千里の勢を以て通過し左の通り確定したり。

日本大菩提会々々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し本部を京都市に置き支部を各地方に設く。

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し其聖徳を顕揚し以て国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め順次左の事業を起す。起業方

法は別に之を定む。

第一期 覺王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

一名 誉会員

〔本会職員会の推撰による者又は金百円已上を喜捨したる者

一 特別会員

〔本会職員会の推撰による者又は金拾円已上を喜捨したる者

一 正会員

金壹円已上を喜捨したる者

一 随喜会員

応分の金品を喜捨したる者

第五条 会員の徽章及證票は本部より之を交付す。

第六条 本会は各宗派管長を推戴して名譽会監とす。

第七条 本会は会務処理の為め左の職員を置く。職員の仕事規則

は別に之を定む。

一 理事長 一人

一 理事 十人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互選し、理事長は理事の互選を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其選出方は前条に準ず。

第十条 本会々議は各宗派選出の委員を以て之を組織す。

第十一条 会議は定期、臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之を開き、臨時会は緊急必要ある場合に之を開く。

第十二条 現金の出納は特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十三条 経費の予算は本会々議に於て議定し、決算は毎年定期会に報告す。

第十四条 支部に関する規則は別に之を定む。

日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め勧誘委員若干人を各宗派より選出す。其員数は従來の慣例に依る。

第二条 勧誘委員には本会より囑托状を交附し、其姓名を各宗派に報告す。

第三条 勧誘委員は本会本部より一定の方針を示し派出せしむ。

第四条 各宗派は勧誘委員に便宜を与ふる爲め、門末一般に對し訓示するものとす。

第五条 勧誘委員派出期限は一方面約一ケ年とし、一組二人以上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勧誘員は其担任地に於て領收したる金員百圓に達する毎に、會員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし。

第七条 本会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ。

起業順序

第一期事業

覚王殿建築工事

一 入会者凡百万人に達するを待ち、覚王殿並に附属物の建築に着手すること。

二 建築物は壮大堅牢にして永遠に保存し得べき範圍内に於て之を計画すること。

三 該工事の落成期は凡七ケ年間とす。

第二期事業

教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは更に會員中より喜捨金を募集し、凡見込み立たる時を待ち起業に着手するものとす。

特別協議案(一)

一 日本大菩提会の創業費中へ金壹万円借入の事。

但借入方法は本会職員に一任すること。

特別協議案(二)

一起業方法

一 會員待遇方法

一 職員服務規則

一 支部に関する規則

右編成委員十名を選挙し之に一任すること。

規則中の役員、理事長には奉迎事務総理村田寂順師、理事には常任委員を推選し特別協議案第二の編成委員も常任委員に托して散会せり。

九日 本日より宗教法案に関する會議に移り弘津説三師議長たり。

先づ昨年来各宗派総代たりし七宗派管長を代表して、天台座主中山玄航師より満期に付辞任したしとの報告あり。次に原案を少しく修正して左の通り決定せり。

一、昨年六月建仁寺大議決の精神に基き、仏教各宗派の既得權を保持する事。

一、宗派の既得権に属する公私法上の区域及び内容を明にするため、現行の宗制寺法を精査する事。

一、前項履行のため仏教制度調査会を置く事。

一、外国の宗教制度を調査する事。

一、総代管長を七名とし、同盟宗派中より推戴する事。

一、調査委員七名を左の宗派より選出し、調査会に関する諸般の事項を一任する事。

天台宗一人 ▲曹洞宗一人 ▲臨済宗、黄檗宗一人 ▲大谷派一人

▲真宗各派（大谷派外の）一人 ▲日蓮宗一人 ▲西山派一人 ▲

融通念仏宗、時宗、華嚴宗、法相宗、真言律宗一人

一、寺数三千個寺以上を有する宗派に於て提携する時は、委員一人を選出する事を得。

一、調査会の期日は本年六月より十月迄の間とす。

一、調査会場は東京とす。

一、調査会終了したる時に於て管長会を開き其成績を報告し、併せて将来宗教法案に対する諸般事項を尽す事。

●本願寺派の態度 前段の記事のみにては真相明白ならざる憾あるべきを以て少しく予輩が聞知せる内情を報せんに、昨年宗教法案以来の行懸を知る者は寧ろ今日本願寺派が御遺形奉迎に協同せしを怪みしならん。同派が各宗派と到底円滑に協和する能はざるべきは必しも智者を俟ちて後、知らざるなり。同派も内心は今更におめ／＼しく各宗派に頭を低くして協同するを欲せざりしならん。若し能ふべくんば一手に奉迎せんことを欲せしならん。奈何

せん暹羅国王陛下の意志は日本仏徒一般に頒与すと云ふに在りて、一宗派に与ふるの意に非ず。於是彼は嫌々ながら多数に合同せざるを得ず、既に多数と協同する以上は宜しく徳義上多数の意見に服従すべし。管長会議は法律上の会議に非るが故に、多数者は小数を強制的に服従せしむる権利なきと同時に小數者又多数の意思に服従するの義務あり。否らざれば会議は成立するの見込なく、寧ろ開かざるを可とす。本願寺派が多少自見を屈して多数に従がひたればとて、毫も同派の面目を傷くるものに非ず、却て世人は其雅量を称せん。然るに彼は事毎に強情的に偏執的に出でたり。始め奉迎使中正使を置かんと議あるや直に反対したるは同派なり。其内情は正使は必ず大谷派法嗣に落札すべし。是れ彼の欲せざる所、自派は之と競争せんにも老門主は病氣なり。新門主は洋行中なり。幾ど詮方なくさればとて、其競争者たる大谷派に正使の尊称を取らるゝを欲せず極力反対せしが、遂に奉迎使中の協議に任すと云ふ調和策にて漸く通過したり。次で奉迎使の姓名順は従来各宗立宗開教順に認むる慣例なりしに、同派は強て自派の奉迎使を正使の次に記すべしと主張せしが、幸に臨済、曹洞二宗の人々は斯る些事を眼中に置かず快く譲歩せしを以て先づ無事に出発するに至りしも、之が為め前後七、八日を徒消せり。其後、今回会議の原案編成にも同派の名和淵海師を其一人に加へ常に同派の意見を重じて原案を編成せしに、是も本会議にて主として同派委員の反対にて大修正を加ふることとなり、其審査員にも神根師を入れ百万調和を講じたる結果、八日の修正案となりし

が、同派は尚自見を固執して第二期事業を削除せんことを欲せり。然れども、単に仏骨奉迎のみにては無意義に終るべく慈善、教育の事業を併せ企てざれば何の効も無きは衆目の視る所にして、同派は之に反対すべき正々堂々の理由を有せず。神根師の云ふ所は気焰頗る揚らず、唯教育慈善事業は當初の決議に無しとか、余り大事業にて見込なしとか云ふに過ぎず、仮令當初の決議に無かりしとするも、苟も美事なる以上は之を追加するも何の妨あらん。又成立の見込なしと云ふも、それは畢竟各自の決心如何に存す。土屋師が説破せし如く、同派は一手にて五百万円の慈善団を組織しつゝあるに非ずや。故に同派反対の理由を皮一重剥けば自派には慈善団あり教育事業も充分なれば他と協同するの要なしと云ふに在り。或は然らんも同派は他宗派との交誼を重じ、此上尚ほ協同の慈善教育事業に尽力せば、各宗派は勿論世人も其雅量と俠氣とに服すべし事此に出でず。自派の勢力を恃みて専横の挙動を為して顧みざるは、時機尚遠しと云ふべし。然し同派は幸に今回の会議に調和し得たりとするも、将来事毎に枵格多きは明白なれば、寧ろ速に去るを得策とす。同派の分離は一方には益々各宗派の提携を固くし、又同派との行懸上一層決心を固くすべければ却て事業の成効上には利益なるべし。

前田奉迎使渡航日誌〔明治33年6月15日 第一〇三号〕

拙稿「前田奉迎使渡航日記」について〔愛知学院大学教養部紀要〕

第六十一巻第二号 平成二十五年十月発行）に所収している。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

妙心寺派教務本所録事〔明治33年6月15日 第一〇三号〕

● 辞 令

議事 前 田 誠 節

仏教各宗派ノ累囑ニ基ツキ、本派各派ノ選出ニ依リ釈尊御遺形奉迎使トシテ暹羅國へ渡航ヲ命ス。

上 村 観 光

釈尊御遺形奉迎使本派前田誠節隨行ヲ囑トス。（以上五月十一日、管長）

普通学林幹事長 木 宮 恵 満

（各通） 普通学林予備門幹事長 土 方 文 肆

総鑑前田誠節不在中臨時総鑑代理ヲ命ス。

顧問 積 等 顧

議頭前田誠節不在中臨時議頭代理ヲ命ス。

広告〔明治33年6月15日 第一〇三号〕

● 謝 告

出発の際は遠路態々御見立に預り御厚情奉鳴謝候。爾来以御蔭無事征途に就き居申候間乍、憚御放念被下度候。多忙の際一々御礼も届兼候間乍、略儀以誌上御礼申上候。敬具

香港、博多丸に於て

六月三十日

前 田 誠 節

積尊御遺形を迎ふ〔明治33年7月10日 第一〇四号〕

積尊御遺形奉迎使の一行は、万里の征途恙なく暹羅国に着し、参殿奉授の式も、魔事なく済みて、去月十九日帰途に就きたりとの報ありたれば、本月十二、三日頃には長崎埠頭に到着せらるゝならん。予輩は奉迎使の労を多とし、深く仏天の冥護を感謝せずんばあらず。

今回御遺形頒与の事たる、空前の盛事と云ふべし。何者、我邦仏教ありて以来、仏舍利、仏骨等の将来せられしこと一再ならず。現に古刹名藍に保存せらるゝものなりと雖も、是等は皆高僧碩徳が、支那の寺院より個人的に迎齋せしものにして、若し批評眼を以て云へば、其伝来の系統に就ては、幾ど知る所なく、吾人は唯迎齋の高僧を信じて今日に至れるのみ。之に比較すれば、今回の奉迎は、其正確に於て其手続に於て、優れること幾倍なるかを知らず。即ち今回の御遺形は学者の考定を経たるもの、独立国の皇室より正式に日本仏教徒に贈与せられたるものに非ずや。是れ予輩が空前の盛事と云ふ所以なり。苟も仏徒として、白毫の法恩に浴する者、大いに歓迎せずして可ならんや。

若し夫れ奉迎の一事に至りては、仏徒間一人の異議あるを聞かず、雖然予輩の之を迎ふるは、信仰の標号として、靈光の徴證として奉迎せんとす。故に奉迎よりも、寧ろ奉迎後の処置に於て全力を尽くし、以て仏陀の慈旨を發揮し、教風振起の動機と為さんことを欲す。迎ふ者、単に之を迎ふるに止らずして、大教恩主の遺教を想ひ起せば即ち幸なり。

日本大菩提会の創立〔明治33年7月10日 第一〇四号〕

仏教各宗派の協同団体たる日本大菩提会は、愈々創設せられたり。本願寺派の分離せしは、頗る遺憾とすと雖も、宗旨より云へば、我邦現在の八家九宗悉く網羅し得たれば、之を日本仏教徒の団結と云ふも不可なく、各宗派協同と云ふ事に就ては、確に一步を進めたるものと云ふべし。

或論者は先年の各宗協会の例を引きて、頗る其前途を危むものありと雖も、予輩は寧ろ樂天的希望を繋がんとす。蓋し仏教各宗派は、従来協同せざる可らざる理由ありて、而も其機会を得ざりき。各宗派は各々特有の宗義と歴史とありと雖も、亦共通の利害なからむや。教学の如き、將た政教問題の如き、或る程度までは、決して利害の衝突なきのみならず、却て非常の利益あるは、識者の夙に看破せる所にして、協同の目的を以て企画せられたること少からず、各宗協会の設立も、其一なりき。然るに一も結果の見るべきものなきは何ぞや、未だ機会を得ざればなり機会とは何ぞや、必要是れなり。凡そ事は為さざる可らざる必要に迫りて、始めて成就すべし。各宗協同の声、甚だ盛なりと雖も、未だ協同せざる可らざる必要には迫らざりしなり。見よ各宗協会の如きも、単に各宗協和と云ふ如き、漠然たる目的の下に設立せられたるものにして、未だ協同一致して當らざる可らざる問題を有せざりき、其成蹟の見るべきもの無きも當然と云ふべし。然るに一昨年来政教問題の勃興は、各宗協同の必要に迫らしめ、続く今回積尊御遺形奉迎の事あり、是れ所謂□□したるものに非ずや。宗

教法案問題と奉迎事件とは、固より何等の關係もなしと雖も、各宗協同と云ふ点より觀察すれば、彼は確に其が第一歩たりき、而して大菩提会は其第二步を進めたるものと云ふべし。

大菩提会は何の爲めに起りし乎。会則第二条に曰く、本会は釈尊の遺形を奉安し聖徳を顕揚し、以て国民の道義を涵養するを目的とす。故に覚王殿の建築と共に、教育慈善の事業を起さんとするに在り、是れ至當の計画と云ふべし。若し夫れ事の成否に至りては、各自の覚悟如何に在り、鳥尾子爵の所謂、繪是れ一念にあり。希くは一念相統して事業円成せんことを。

前田師の消息〔明治33年7月10日 第一〇四号〕

奉迎使一行の近信は別項に掲げたるが、尚ほ前田師より六月十三日磐谷発にて教務本所へ左の消息ありたり。

(前略) 今回の航路は実に空前絶後の海上平穩にて、前後二十余日間一人の船量者もなく三度の食事も快く味はひ愉快に起臥仕居候。特に一行十八人と云へる多人数故、博多丸其他にても日本勢非常に強く、換言すれば坊主連大に勢を得て洋客の乗合人も小くなり居候。且つ神戸、門司、香港、新嘉坡、及當地の上り下りにも一度の雨もなく好都合帰朝の節は如何あるべきや不計ざるも仏陀の冥加と奉存候。

暑氣も船中にて九十五度以上の日も二、三度有之候へども、平均九十度位なれば左程難凌とも覺え不申候。當地も是兩三日は頗る熱度相増し候由、九十五度位今日は二、三度も昇騰可致と

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

存候。食事は到る処洋食にて一碗の茶漬香物を思ひ出し候。先日新嘉坡中山領事の妻君は牡丹餅にて饗応被致具、大に珍らしく喜び申候。

東本願寺隨行の中一人病氣にて新嘉坡より帰朝し、其他は一人の腹痛者も無之、是も仏天の加護と存候。

當地へ参り候節は文部大臣即ち寺院省の官吏本船まで迎へに参り被具候。大谷氏は日本領事館に、小生等はオリエンタルホテルに分宿致候。

昨日午後、文部、外務、内務、陸軍各大臣を訪問し数時間懇談致候に、何れも日本仏道各宗派に対し好意を表せられ候。

昨夜公使館にて奉迎使四員に晚餐を被為供、今晚は文部大臣、明晩は軍務總省の夜会に被招候。

明十四日午前十時国王陛下へ謁見の筈、十六日は宮中にて晚餐を賜はる筈に候。御遺形は十六日に受領の旨昨日通知有之。大略一周間にて奉迎の要事相了可申候。日夜交際に忙はしく、尋常簡率を主とする小生には其煩に絶えず候。

小生は可成印度行を止め澎湖島台湾を視察し度、却て本派の利益と存候間大に考へ中に有之候。(下略)

右文中台湾行の事は本稿締切までは未だ何れとも確報に接せざりき。

来往〔明治33年7月10日 第一〇四号〕

奉迎使一行歓迎の爲め執事稲葉元厚、日吉令識の二氏は長崎まで

出張の筈、又本所員、四派主事、檀信徒は大阪まで出迎の筈なり。

奉迎事務所彙報〔明治33年7月10日 第一〇四号〕

○日本大菩提会創立式は去月十一日午前十一時より大仏妙法院宸殿に於て挙行せり。式場の外椽には色幕を打廻らし、正面には同院門跡獅子吼院宮筆の釈迦文殊普賢三尊の一軸を掲げ香華を備ふ。参列者は建仁寺派管長竹田黙雷、南禅寺派管長豊田毒湛、相国寺派管長中原東嶽、天台宗座主中山玄航、興正寺派管長花園沢称、誠照寺管長二条秀源の諸師を始め各宗管長代理者及び大菩提会理事長兼奉迎事務所総理村田寂順、同会理事、各宗委員等数十名、来賓には鳥尾子爵、京阪新聞記者等あり。三浦子爵も来会の筈なりしが俄に差支ありて見合せられたり。一同着席終るや村田理事長は恭しく宝前に三拝して創立旨意書を朗読せらる。次に二条誠照寺派管長、有馬仏光寺派管長代理の祝詞あり。最後に田村豊亮氏理事総代として答辞あり。了りて、鳥尾子爵は例の如く如意を揮ひつゝ所感を述ぶ。其要に曰く菩提とは何ぞ、唯是れ一念なり、二念に渉る可らず。此大菩提会の目的は各宗協同して仏徳を顕揚せんとするに在り。各宗協同亦是れ一念の相続に在り。雖然第二義に下りて目的を遂行する手段方法は社会の現状に照らして斟酌せざる可らざるが故に、又二念三念に下りて思量する所なかる可らず。予は考ふ。一事業を成さんと欲せば先づ地の利を得ざる可らず、地勢不利なれば智窮すべし。東京は輦轂の下にして

我邦の首脳なり。此に在りて事業を為すは仮令へば高きに昇りて叫ぶが如し。京都の及ぶ所に非ず云々とて塔廟の位置其他の事業を東京に興すの利益なるを主張せられたり。之にて式を了へ来会者一同へ清齋の饗応ありて散会せり。尚鳥尾子は別室に於て彼の『青年の福音』不敬事件に就て、子が調査したる所を談り仏教者の覚悟を促されたりと云ふ。村田理事長の趣旨書は左の如し。

世儒曰く人皆堯舜たるべし。之を前に行ふは古の堯舜なり、之を後に行ふは今の堯舜なりと。在俗已に然り我徒豈また自棄す可けんや。夫れ釈迦牟尼世尊は已成の仏にして吾人は當成の仏なり惟る。夫れ人寔に先後の差あり。而て教法に固より古今の異りなし、然ば則其の後人をして先覚に同く當成の仏をして已成の仏たらしめんと欲せば、必先づ其古今異りなきの宗教に依らしめざる可らず。然るに輓近桑門の紀綱漸く弛み、概ね依るべきの教規に依らずして却て為す可らざるの事を為し、法力内に衰へ榮利外に競ふ。此に於て檀越信を失ひ邪魔隙を窺ふ。蓋し教蔵の振はざる職として是れ之に由る。嗚呼苟くも釈尊の徒たるもの誰か奮発興起せざる可けんや。今や幸に暹羅国王陛下積尊遺形頒胎の盛事に遭遇するを得、実に空前の盛事にして仏法興隆の大好機たり。而て其奉迎使は殆ど彼地に達せんとし、靈尊入朝の期亦遠きに非ざるなり。此の時に當り須く先づ内弊を矯正し、三業清浄に虔礼以て之を奉迎し、深信以て忝敬供養の誠を尽さる可らず。然れども寸膠以て黄河を澄清するに足らず、孰か豈能く頽運挽回す可けんや。是を以て鴻業を永遠に凶

らんと欲せば必ず広く天下の信朋を結合し、和通填輔以て盛略を贊襄せざる可らず。是各宗協同新たに日本大菩提会を創設せる所以なり。抑も本会の目的たるや先づ輪奐たる大覚王殿を創建して釈尊の遺形を奉安し其遺徳を顕揚し、内には以て国民固有の道徳を涵養し、外に南北仏教を混融し異苗殊根を問はず等しく大乘仏教の法雨に潤しめ、以て万世一系の皇威と三千年以来仏光を併せて内に輝かし、共に俱に四恩に報答せんことを企画す。仰願くは寸善尺魔の障礙無く速に本会の結果を成満せんことを。謹で本会創立の旨趣を宣ること云爾。

奉迎事務総理兼日本大菩提会理事長

明治卅三年六月十一日 妙法院門跡 村 田 寂 順

○本願寺派の進退 大菩提会の組織に反対を唱へ中途より退席したる同派は去月十日左の書簡を奉迎事務所に送り、又同派の名和淵海氏は奉迎事務の結了まで依然執務しつゝある由。

今般各宗派管長会議に於て大菩提会を組織し、会員を募集し釈尊御遺形奉安の殿堂建設等の事業企画可相成段議決有之候処、本派に於ては殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用の内へ本派より金貳万円寄附可致候。乍去大菩提会組織の儀は断然同意難致候条、此段申進候也。

明治三十三年六月十日

真宗本願寺派管長代理 近 松 尊 定

奉迎事務総理村田寂順殿

同派の奉迎使藤島了穂氏は磐谷より直に仏国に向ふべしとぞ。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

○奉迎使の一行 は去六月六日新嘉坡着、八日同地発、十二日暹羅国首府盤谷着、十四日参殿、十五日御遺形受領、十九日同地出發、陀伽耶行は見合せ、直に帰路に就ける旨電報ありたり。遅くも本月八日迄には上海着の予定にて、同地より長崎行の便船に転乗する筈なるが、上海長崎間は通常四十時間の航路なれば十一、二日頃には長崎に到着せらるゝならん。

○長崎以東の順路 最初の予定にては長崎上陸後陸路を取り沿道各地に奉迎会を催す筈なりしも、且下清国事変もあり旁時日を短縮し長崎到着後同地にて上陸会を行ひ、(二三泊)夫より海路大阪に至り四天王寺に於て奉迎会を催し、(二泊)直に京都奉安所に御着、三日間仮安置会を修行する筈なるが、時日等は到着後ならざれば確定せず。

○拝瞻会 は来三十四年四月八日より五月十五日迄施行し、其期間に覚王殿起工式も行ふ筈なり。第一日には各宗派大小の寺院悉く梵鐘を鳴らし、相當の供養を為さしむる筈なり。

○東部事務所 会則に依り大菩提会東部事務所を東部に置く筈にて、既に各宗派の委員夫々協議中なり。本派よりは天沢文雅氏参列を命じられたり。

○先発員 奉迎使の帰着早くなりたる為め事務所の繁忙一方ならず、先発として常務委員中、藺光轍、有馬憲文、小林栄運、三原俊栄、名和淵海の五氏は去月二十七日長崎に向へり。長崎にては山手正覚寺を以て出張事務所と為すよし。

○諸規則 同会にては其後左の諸規則を定めたり。

日本大菩提会支部規則

第一条 会則第一条及第十四条に抛り本則を定む。

第二条 支部を設置せんとするときは予め其方法を詳記し、本部の承認を請ふへし。

第三条 東西両京は日本大菩提会東部西部と称す。

第四条 各地支部は日本大菩提会の下に地名を挿入し、何支部と称す。

但支部は各府県便宜の地に於て之を設くるものとす。

第五条 東西両部は本部の直轄とす。

但し東西両部の事務長は理事中より撰定す。

第六条 支部は本部の指示に遵ひ、其地方の事務を分掌す。

第七条 支部の事務を処理する為め、左の職員を置く。

但職員服務規則は別に之を定む。

一支部長 一人

一幹事 若干人

一書記 若干人

第八条 支部長は協議会に於て撰定し、幹事書記は支部長之を撰任す。

第九条 各府県に協議員を置き、支部に関する重要な事項を協定せしむ。

但協議会組織方法は各地方の便宜に依り之を定む。

第十条 支部の経費及職員の報酬は、本部より之を支給す。

日本大菩提会々員待遇規定

第一条 本会の趣旨を賛成し、金員物品を喜捨し会則第四条に依り会員たる者は、左の区別に従ひ会員章證票紀念品及謝状を贈るものとす。

一名譽会員

第一種会員章及紀念品金千円以上喜捨したるもの。

第二種会員章及紀念品金五百円以上喜捨したるもの。

第三種会員章及紀念品金参百円以上喜捨したるもの。

第四種会員章及紀念品金百円以上喜捨したるもの。

一特別会員

第一種会員章及紀念品金五拾円以上喜捨したるもの。

第二種会員章及紀念品金参拾円以上喜捨したるもの。

第三種会員章及紀念品金拾円以上喜捨したるもの。

第二条 正会員には会員章及證票を贈与し随喜会員には證票のみを贈るものとす。

第三条 紀念品には別に左記の謝状を添付す。

(謝状)

茲に日本大菩提会の主旨を賛成し金何円を喜捨せらる。依て本会規定の正条に抛り第何種会員章及紀念品を贈り、以て其芳志に酬ふ。

明治 年 月 日

日本大菩提会理事長 姓 名

爵 姓 名 殿

第四条 会員は随意に覚王殿の参拝を為すことを得。

第五条 法会施行の節会員の参拝者には、相當の待遇を為すものとす。

但会員章携帯を要す。

第六条 会員には明治三十四年四月八日より同年五月十五日に至る期間、拝瞻会及覺王殿起工式挙行の當時、汽車汽船賃の割引票并に各宗派本山の宝物拝観券を贈るものとす。

会員章及記念品調製方

第一条 会員章は連輪式表に何会員之章の字を記し、裏に明治三十四年何月贈焉日本大菩提会と記す。

第二条 名誉会員に贈与する会員章及記念品種左の如し。

第一種 一等徽章及一等紀念品

第二種 二等徽章及二等紀念品

第三種 三等徽章及三等紀念品

第四種 四等徽章及四等紀念品

第三条 特別会員に贈与する会員章及記念品種左の如し。

第一種 一等徽章及一等紀念品

第二種 二等徽章及二等紀念品

第三種 三等徽章及三等紀念品

前田奉迎使渡航日記（承前）（明治33年7月25日 第一〇五号）

拙稿「前田奉迎使渡航日記」について（『愛知学院大学教養部紀要』

第六十一巻第二号 平成二十五年十月発行）に所収している。

雑報〔明治33年7月25日 第一〇五号〕

◎ 釈尊遺形御着

● 長崎御着

御遺形奉迎使一行は暹羅より仏陀伽耶に赴き仏塔参拝の予定なりしも、都合に依り之を見合せ直に帰朝の事に決し、去六月十九日盤谷出帆の旨打電ありければ、（奉迎使中本願寺派の藤島了穩氏は同地より一行に分れ仏国に趣きたり）奉迎事務所よりは有馬憲文、三原俊栄、名和淵海、小林栄運の諸氏長崎に出張し事務所を油屋町宝屋内に設け準備に着手し、三原、名和、小林の諸氏は九州各県を巡回して各宗派縊素を勧誘せり。始め奉迎使は上海に立寄りて長崎上陸の予定なりしが、俄に変更して香港より長崎直行の事となり。到着の時日大に早まりたれば、各地出張の諸氏も急電に接して中途より引返し長崎に集まりて専ら歓迎の準備に奔走せり。

長崎は本月初より連日の霖雨にて水害少からず。九州鉄道も喜喜津大草間に於て不通となり、特に到着の前日即ち本月十日より十一日の朝にかけては覆盆の大雨に加ふるに暴風を以てし、海上の往來も一時杜絶したる程なれば準備上の困難は云ふ迄もなく、各地よりの出迎者の難義も思ひ遣られ頗る痛心せしが、奉迎使の乗船ロヒラ号（彼阿汽船）は十一日午前六時迄に入港の筈なりしも刻過ぎて到着せず、是れ亦如何と氣遣ひしに、漸く九時過ぎ入港の報あり。降雨も亦小歇となりしかば、一同勇み立ち大波戸より小蒸汽二隻を仕立て、第一船には常務委員、第二船には妙心寺

派管長代理稲葉元厚師始め各宗派重役四名、京都日々新聞記者、正法輪記者の六名之に乗じ、仏旗、国旗、歓迎旗を烈風に翻へし本船に出迎へ、其間海上にては絶えず煙火を打揚げたり。(此日波濤高く危険なりしと混雑を恐れて多数の乗船を堅く制したりしも尚ほ端艇にて少からざる出迎者ありたり)ロヒラ号の舷頭には奉迎使前田誠節、日置黙仙の二師、万里の征途にさしたる疲労の色も見えず笑を含みて歡迎者に挨拶せられ、階を下りて上等室に至れば室外に正使大谷光演師佇立せられ、室内には御遺形を金欄の打敷に包みて奉安せり。一同拝礼の後奉迎使は御遺形を輿に移して小蒸汽に乗せ奉り、続て奉迎使一行皆転乗して大波戸に上陸し、行列を整へて當地曹洞宗の巨刹皓台寺に向ふ。其順序は先払、仏旗、団体総代、各宗派寺院、仏旗、御遺形(輿に載せ常任委員交番に之を昇く)奉迎使、寺院、有志者にして路傍拝観者堵の如き中を皓台寺に御安着あり。爰にも大雨を厭はず遠くは長州、鹿児島より近くは肥筑の各宗信徒数千人満堂立錫の余地なき迄に群集して待受け居れり。かくて御遺形の本堂正面に奉置して各宗寺院の誦経あり。次は正使大谷光演師、奉迎使を代表して挨拶ありりて、奉迎使は旅館迎陽亭に引取られたり。一般の参拝は夜に至るまで絶間なかりし。

十二日 本日は久し振りの晴天となりたれば、朝まだくより参詣者続々押しかけ雑沓云はん方なし。本日より十四日まで三日、午前午後に分ち各宗派別箇の法要あり。午前には大谷派の某師の説教あり。午後一時より奉迎使前田誠節師、奉迎の顛末を一時間余

演説せられたり。又有志者某の寄附に係る灯火を昼數十発、出発の日まで昼夜とも風頭山頭にて打揚げたり。

十三日晴 法要前日の如し。午前は曹洞宗星野義了師の説教あり。午後一時より正使大谷光演師の代理として南条文雄師の法話あり。又興正寺派管長花園沢称男は各宗派管長総代として奉迎の爲めに來着せられ、本月午後一時御遺形前に参拝焼香せられたり。前田誠節師は禅林寺の請に応じ、此夜同寺に於て「所依」と云ふ題にて一席の法話ありたり。

十四日朝 法要前日の如し。午前は常任委員三原俊栄師、奉迎後の処置、大菩提会の主旨に就て演説あり。午後は奉迎使日置黙仙師の法話ありたり。此日伊万里格岩寺住職小佐々義詮、平戸雄香寺の諸氏は檀頭数名を率ゐて前田師を旅館に訪問せられたり。

◎長崎 出發

當初奉迎使は長崎より海路神戸上陸の予定なりしも、前日来天候不穩の状況を呈し風雨交々至り、一行の乗船と定められたる玄海丸は前夜まで入港せず、何時入港するや予期すべからず。若し一日後くるれば大阪京都の準備に非常の支梧を生ずるを以て、同夜委員は俄に陸行の事に決し、十五日の朝に至りて発表したり。

十五日 天候險悪なること前日の如く、烈風斜雨面を向くべからず、警察部の旗竿には高く警報の信号を掲げたり。午前九時奉迎使以下各宗僧侶は皓台寺に参集して御遺形前に誦経し、同十時出發せらる。その順序は先払、仏旗、各宗団体の旗、次に前田奉迎使は鳳輿を捧持して腕車に乗じ、續て大谷光演日置黙仙師以下、

本部員各宗寺院、団体等にして當初厳肅なる行列を以てする筈なりしも、風雨の爲め略式とせり、道筋の市民は国旗仏旗を掲げて之を送り、皓台寺より停車場に至る約一里余の両側には風雨を厭はず各宗信徒群集して、宛も人の山を作れるが如し。停車場に小休して零時三十三分発車にて煙花と法楽とに送られ出發す。斯の如く陸行の事は今朝に至りて發表せし位なるに、沿道の駅々は如何にして知りけん各宗の緇素雨中に佇立して奉迎し、殊に諫早にては各宗寺院構内に立ちて読経焼香し、小倉にては夜陰に拘らず灯火綺羅星の如く出で迎へ煙火を打揚げて之を送れり。午後十時門司着、黒山の如き拝迎者の中を押し分け、直に山陽連絡汽船馬関丸に乗込まれたり。

十六日早天徳山着、猛雨沛然たる中を徒歩にて停車場に着せられ、小休の間もなく五時四十分発山陽列車に乗込まる。是れより百里の長亭短駅幾多の拝迎者に迎へられて午後四時十五分神戸に着す。常任委員土屋觀山、有沢香菴の二氏及び妙心寺派の積願問、日吉執事、三宅、積（宗発）氏以下各宗の緇素に迎へられ奉迎使は馬車に分乗し、其他は腕車にて諏訪山中常磐に入り一泊せられたり。

◎大阪御着

十七日午前十一時半神戸発車にて出發せらる。大阪にては数日前より準備おさくゝ怠りなし。當日は午前十時頃驟雨一過して晴天となりたれば、遠近より早くも梅田駅に押し寄せたる群集幾万と云ふを知らず。本派の教務本所員、塔頭寺院、大阪門中用達數十

名は駅前茶店を本拠として数流の旗幟を押し立て、所用の腕車には一定の徽章を付して迎へたるを始めとし各宗派、各団体思ひ／＼に陣取りて駅前立錫の余地なし。腕車の如きは大阪市中の分は一台も残らず駆り出したりと云ふ。零時三十分一行到着、煙火数発を揚ぐ。待合に小休の後行列を整へて天王寺に向ふ。其順序は左の如し。

六金色旗二旒、各宗派講中、宗派学生、各団体、真言律宗、華嚴宗、法相宗、黄檗宗、融通念仏宗、時宗、日蓮宗、真宗各派、臨濟宗各派、（京都より出迎はれたる本派寺院用達は腕車にて一定の小旗を付し、大阪門中は草鞋徒歩にて頗る衆目を惹きたり）、浄土宗西山派、真言宗、天台宗、六金色旗、各宗管長代理、仏旗、旗、宝輿（六角形の輦に安置し白丁之を昇く）奉迎旗、奉迎正使、（馬車）、奉迎旗、奉迎使（前田日置の両師馬車に同乗す）、各宗門跡、重役、団体、講中等

にして奉迎の爲め態々東京より來着せる本邦駐劄暹羅公使も訳官（米人）と共に馬車にて列内に入り、宝輿の前に行進せられたり。行列は延長数十町に亘り、高麗橋筋を堺町筋に出で日本橋を渡り、逢阪を上りて天王寺に着せし迄に殆ど三時間を費したるが、道の両側には拝觀者幾重にも立塞がり、一時通行を絶ち警官の骨折一方ならざりき。宝輿西大門に着するや奉迎使を始め一行車馬を捨て、徒歩す。此時煙花再び中空に轟くを合図に、聖徳太子御自作の木像は菊花の紋章打ちたる法輿に移され、吉田同寺住職のお供にて華表近く出迎へ、仏骨の輿はこれに導かれ（此時令

人笙箏築および横笛、大太鼓の吹奏を始む）徐に西大門より進み入り、西重門を経て金堂前にて小休、二王門を南へ出で虎の門を入り、太子殿の前にて宝輿の太子に対する挨拶の法あり。太子の木像は茲に別れて太子殿に入り、それより宝輿は再び動き、猫の門を北へ出で二重門を通り抜け、舞樂堂上を通過して（舞樂堂に優曇華に形どりたる四花といへる飾り付けあり）六時堂に入り程よき場所に安置せられたる後、吉田大僧正は衆僧を率ゐて一遍の読経をなし終て、大谷光演師は奉迎正使の資格をもつて参列の各宗僧侶に向ひ、暹羅国王陛下の好意によりて有がたき仏骨を得たること、海陸恙なく安着せしは全く仏の威徳なるべきこと各員の幹旋謝するに余りあり云々の意味の挨拶あり。之にて當日の式を終りたるが、仏骨の同寺に着し式を終るまでの雑查は実に筆紙に尽しがたく、幾万とも知れぬ随喜連は同寺の門外に充満し宝輿の動くについて動くさま宛然万頃の波濤のごとく、一時は死傷もやと危みしが警官の取締行届きて左ることなかりしは幸なりしが、其人出の多きことは天神祭などの比に非ざりし。斯くて奉迎使は同寺本坊に於て休憩の後、暹羅公使に挨拶ありて前田奉迎使は本派寺院檀信徒一同と共に安下所と定めある寺町竜徳寺に引取られ、其他も夫々旅宿へ移られたり。

十八日微雨 午前九時より天王寺内六時堂に於て拝迎会あり。各宗管長を始め各派僧侶其他参拝の信徒等の焼香あり。堂前なる舞台には種々飾付を為して法要後舞樂振鉦、万歳衆、延喜衆、安摩、八仙、太平衆、胡徳衆、陵王、納曾利等あり暹羅公使フイ

ヤ、クツデイロング、ロナエツド氏を始め菊池府知事、吉見警部長、警官及大谷光演師其他名誉職、新聞記者等臨席し来賓には夫々設けの別席に於て茶菓を饗し、同山内なる五智光院に於て午前は奉迎使一行中の前田誠節師、午後は南条文雄氏が今回奉迎に關する演説ありたり。尚各宗派僧侶の集合は前日と同様夥敷事にて、一般の参拝者も天気あしきに拘はらず遠近より集り来る老若男女陸続として六時堂の周囲は人の山を築きたり。天王寺署よりは前日と同じく署長以下各警部巡查総出にて同寺の内外を取締り警戒を加へ居たるが、六時堂の西手入口などは宛ら停車場にて切符を買ふ如く何百人となく長く続きて順を立て居り、其他寺内には水水を始め種々の出店あり、近頃は無き賑はひなりき。

◎京 都 御 着

十九日宝輿及奉迎使一行は早天微雨を犯して天王寺を出で、天王寺駅午前六時三十分発車に御乗込、各宗派の緇素に前後を擁せられて梅田駅着、同七時三十一分発車にて京都に向はる沿道幾多の拝迎を受けつゝ八時五十分列車七条駅に着するや百一発の煙火早くも之を報じ、早天より拝觀の爲め停車場付近に待合せたる数万の拝觀者は潮の如く押し寄せたり。プラットホームに出迎へたるは暹羅公使をはじめ楠裁判所長同夫人、井上警部長、藤本参事官、村田奉迎事務総理各宗管長奉迎委員、各宗派僧侶、信徒、学校生徒等無慮千余名（入場券の売高千二百余枚なりしとぞ）整列して之を迎へ、奉迎使は待合楼上に小休の後、真先に奉迎と記せる紫の旗二旒を押立て常任委員名和淵海氏先導して村田総理先列

し、次に御遺形を納めたる唐櫃を常任委員土屋観山、後藤禪提の二氏にて昇き大谷、前田、日置の三使及び暹羅公使各宗管長僧侶信徒等順次に随行し信徒諸講中は紫、赤、白等の各旗數十旒を列の前後に押立ていづれも徒歩にて停車場を出で、烏丸通を北へ進行して大谷派本願寺に入る。之を合図に大仏の洪鐘を始めとし京都市内の寺院悉皆梵鐘を撞き鳴らしたれば、段々轟々として獅子の吼ゆるが如し。九時三十分大谷派本堂門より入る。本堂階下には楽僧整列し迎儀楽を奏し、法主大谷光瑩氏及び連枝は同処に奉迎し、唐櫃は本堂階段を昇き昇り内陣に入堂し、それより高廻廊を経て大師堂に入り大谷正使唐櫃より赤地金襴にて作れる高さ一尺幅八寸許の袋に入れある御遺形を出し内陣本尊前に安置せしが、間もなく暹羅公使各宗派門跡管長奉迎総理高等官以下各宗派奉迎者一宗派づゝ順次拝礼焼香、同寺内の休憩所に入り韓国前軍部大臣趙義洙氏も参拝ありき。而して本願寺門前には同寺徽章の大旗数十旒を立て、之に六金色の小旗を蛸釣り、また本堂門前大師堂門前には紫の幔幕を打廻はし国旗を交叉し、尚幡幡教旒を境の内外に立て且両堂共繞らすに五色の幔幕を以てし、僧侶一般の昇堂を差止めたるなど厳めしとも又美はしかりき。やがて午後一時行列は東本願寺を出で肅々として妙法院に向ふ。その道筋延長十八町七間には高さ五間の屋形を造り、天井に白金巾を張り詰めて日蓋ひとなし、恰墜道の如く沿道各戸は幕を張り、六金色の仏旗を掲げ両側には竹にて埒を設け拝観に便にせり。行列は真先には列外として天童五十名いづれも十歳より十五六歳までにして

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

頭に金冠を頂き紅衣に白丁被け、下には紫の指貫を穿ち手には蓮菊すゞきの造花を持ち麻裏にて静々と歩める。後よりは附添の女中小朱傘を指かけたるが、其艶麗なる譬へんに物なし。次に本列となりて六金色の仏旗飄がへりつ、次に空也堂の一行は鉦を叩いて進行し、次に各講中各団体長々と続き、次に金閣不動講員は螺貝を吹たて、次に明暗教会は例の天蓋を被り尺八を吹奏して進み、次にいろいろの時花を挿したる花籠三台徐ろに隣り、以下順列左記の如し。

- | | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ○真言律宗 | ○華嚴宗 | ○法相宗 | ○融通念仏宗 | ○時宗 | ○日蓮宗 |
| ○三門徒派 | ○誠照寺派 | ○山元派 | ○出雲路派 | ○木辺派 | ○興正派 |
| ○仏光寺派 | ○高田派 | ○大谷派 | ○本願寺派 | ○曹洞宗 | ○黄檗宗 |
| ○永源寺派 | ○円覚寺派 | ○大徳寺派 | ○東福寺派 | ○建長寺派 | ○妙心寺派 |
| ○南禅寺派 | ○建仁寺派 | ○相国寺派 | ○天竜寺派 | ○西山派 | ○真言宗 |
| ○真盛派 | ○寺門派 | ○天台宗 | ○六金色旗 | ○天童子 | ○各宗管長方 |
| ○奉迎事務所総理 | ○暹羅公使 | ○薬師 | ○仏旗 | ○旗幡 | ○宝輿 |
| ○奉迎旗 | ○奉迎正使 | ○奉迎旗 | ○奉迎使 | ○奉迎使随行 | ○各宗門跡 |
| ○各宗派本山住職 | ○各宗派重役 | ○各宗派僧侶 | ○各団体総代 | | |

○各宗派講中

行列に列なりし僧俗は勿論、暹羅公使も奉迎使も悉皆徒歩にして一切平等を用ゐず、威儀整然として又厳肅なり。各講中は各自思ひくゝの旗章を押立てたれば僧俗の衣色と相映じて壯観云ふ可らず。僧俗の最も多きは真宗にして、之に次ぐは臨濟宗なり。殊に花園教会は徽章鮮明にして衆目を集めたり。宝輿は新調蓮形のも

のにして、其壮麗なる京都人士は稻荷祇園の神輿に勝ること幾等と評せり。列は烏丸を五条へ、五条を伏見街道に出で、順路宝興の妙法院に着せしは四時二十五分にして宸殿正面に奉安し、午後五時より法要を修行し各宗派、参拝者の焼香終りしは六時なりき。

前田奉迎使帰山〔明治33年7月25日 第一〇五号〕

焼香終るや前田奉迎使は本派管長猥下と同乗、馬車にて妙法院を出でられ門前泰中菴に待合せたる本派の僧俗は此にて行列を整へ帰山せらる。先頭には本山旗あり、次に積願問次は管長猥下と前田奉迎使同乗の馬車なり。其跡は各宗派総代土屋観山、瑞岳惟陶、及天台宗の某氏を始め、在山及び奉迎の爲め登山せられたる地方寺院、檀信徒、用達等二百余人腕車に一定の旗章を携へて之に従ひ、榎木町なる用達小堀嘉七方に小憩（同人の特願に依る一同茶礼あり）の上順路本山に着せられしは点灯頃にして、大方丈に着せらるゝや楽隊は劉唳たる歡迎の譜を吹奏す。管長猥下前田師は小方丈に小休小時にして、前田師は大方丈に列座せる僧俗に對し簡單なる挨拶ありて、直に龍泉菴に引取られたり。干時午後八時、此日門前には紋章及紋灯を吊るし山内は提灯を出して祝意を表したり。

當日は京都にても稀有の人出にて、近国は勿論九州四国北海道より列車毎に入京するもの凡五千宛に及べりと云ふ。行列の道筋は通行一時間前より往来を絶ち、両側は十重廿重の拝観人にて屋

内又人ならざるはなく、後れて至りしものは僅に幘幡を見しのみ。警察の統計に依れば行列に列なりし僧俗凡壹万二千、俗士凡参万人、沿道の拝観者式拾参万五千と註せられたり。げにや先頭既に妙法院に達するも本願寺内に在るもの尚ほ三分二に過ぎたり。蓋し英照皇太后御大喪以来の混雜なりし。六条生命保険会社よりは医師五名、看護婦十二名を特派して救護に供へたるが卒倒者二十四名、腹痛者五名を治療せし由、其他柵は処々壊れしもさしたる怪我人なかりしは仏天の加護と云ふべく、殊に當日時々小雨を下したるも、雨天とならざりしは何よりの仕合せなり。

仮奉安会法要〔明治33年7月25日 第一〇五号〕

同本月二十日より三日間左の順序にて修行し、二十二日には京都府知事始め高等官、裁判官、学校長、市吏員、名誉職、紳士数百名招し清齋を供せられしが、一同法要中参拝焼香せり。三日とも暹羅国公使は参拝焼香せられたり。

- 第一日 天台宗各派、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗、
 - 第二日 真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗、法相宗、
 - 第三日 浄土宗西山派、真宗各派、融通念仏宗、
- 仮奉安所奉安中の供養は左の通定められたり。

- 一 一ヶ月を一期とし各宗派毎に一期宛抽籤を以て輪次奉仕し、當番宗派は適當の者を精選し二名以上常任せしめ、其止むを得ざる場合には他へ依托することを得。

御遺形は本月二十三日奉迎使より各宗派管長へ引渡さるゝ筈なり

し。

●御遺形奉受 参内謁見等の詳細は雑録欄内上村観光氏の日誌に詳なり、就て見られよ。其他は逐次前田師より聞き得て報道を怠らざるべし。

●議事投票開緘 本月二十一日開始の予定なるが、同日より投票者の有権無権の審査を始められたれば、本号ㄨ切までは未だ當選者を確定するに至らざりき。

●暹羅公使来山 本邦駐劄暹羅公使バージロング、ロナチエス氏は去二十一日書記官訳官を従へて来山せられ、龍泉庵にて小休止管長猥下前田議事に相見して殿堂宝物を拝観せられ、再び龍泉庵に立寄りて退出せられたり。

●紀念章符号の説明 暹羅皇室より奉迎使以下に与へられたる紀念章符号の説明は左の如し。(上村氏の日記参看)

円かなる紀念章の表面には仏世尊の緑玉石の形像を表し、背面には「タンニチャツカ」(法輪)即ち法の主権を意味する車輪を表す。之に附記する略字は「アツタンギガマツガ」(八支聖道)を意味す。曰く正見、正思惟、正語、正業、正命、正精神、正念、正定是なり。

其他の紀念章は其樹下に於て世尊の正覺を成じ玉ひし菩提樹葉の形なり。其表面に付暹羅に於て多く礼拝する所の世尊の大なる青銅の像なり。「プラ」「尊」「ブツタ」「仏陀」「ヂナミーハ」(勝師子)と呼ぶ所の像を写し、背面には仏教紀元二千四百四十年に於て之れを創造せし年代を示す文字ありと知るべし。

し。

千九百年六月十八日盤谷「グランドパレス」(大王宮)にて。

奉迎委任 (明治33年7月25日 第一〇五号)

此度奉迎使帰朝に就き甲斐国東八代郡妙心、建長向嶽三派同盟会よりは正会員三宅玄魯氏へ特に奉迎を委任せられし由。

広告 (明治33年7月25日 第一〇五号)

帰朝の際は各地賑々しき歡迎に預り奉深謝候。仏天の冥護に頼り本月十九日無事帰山候間、乍憚御休神被下度候。此段御礼を兼ね拜告候也。

前田 誠 節

大菩提会彙報 (明治33年8月10日 第一〇六号)

暹羅皇室より各宗管長に寄贈せられたる同国秘蔵の金銅仏は別途に送付せられ去月廿七日事務所に着し、直に仮奉安殿に安置したり。○我が奉迎使に対し暹羅皇室よりは奉送使を派遣せらるゝ筈にて、既に某親王殿下勅裁を経て決定せしも本国の状況に依り奉迎使より一時延引を請願せしが、多分来年四月拜瞻会修行の際来朝せらるゝことゝなるべし。○暹羅皇帝皇族大臣等より覚王殿建築用として同国名産の良材を寄贈せらるゝ内約あるよし。○御遺形供養向は各宗派一月づゝにて交迭の筈なるが、目下天台宗寺院にて勤番し居るらるゝよし。○御遺形御安着仮奉安会等の略況は

其都度稲垣公使を経て暹羅皇帝陛下に奏上したるが、此程御満足
の旨稲垣公使を経て村田総理の許まで御沙汰ありしと。○大谷派
よりは先般目下の事務局に鑑み覚王殿建築費を恤兵及印度飢饉救済
費に転用せんことを建議したるにつき、理事会を開き種々協議の
結果建築費を転用するは同会の基礎を危くするを以て之を見合す
ることとなり。然し同会の目的より見るも両件共必要の事なるを
以て併せて同会の事業とせることに決し、左記の協議案を各宗派
管長に送付せり。

協 議 案

一名誉会監各位の中に於て五名の総代を理事長理事より推薦
し、時々本会に臨場を乞ひ会務の拡張を謀る事。

理 由

積尊御遺形奉迎奉安は首尾克く結了せり。是より後大菩提会
の拡張に勉め予期の事業を完結し、世間出世間の希望を満足
せしめざる可からず。之が希望を達するや容易ならざるを以
て、特に総代会監を推薦するの必要を認む。

一本会に於て北清事件に係る恤兵及印度飢饉の事を取扱ふの
件。

理 由

日本大菩提会組織の目的は既に定りて動かす可からずと雖も
事に緩急あり、先後其宜しきに処せざる可からざるは論を俟
たず。今や積尊降誕の聖蹟にして古今未曾有の飢饉日々数十
万の飢餓を生じ、目今六千万の生靈に生死の境に呻吟する悲

慘の状態苟も仏子たるもの、一瞬を弛ふす可きの秋ならん
や。加之北清の変乱に於ける帝国軍隊の成敗は国威の消長に
関する焦眉の急何事かを顧みるの隙あらんや。依之仏教各宗
派は既に一心無二の丹誠を凝らし三世相応第一に我が

皇室の御威稜益々隆昌ならしめ奉るを祈り、第二に我が軍の
勝利従軍者の健全を祈り、第三に我が国威の発揚を祈り、第
四に東洋の平和克復を祈り、第五に仏蹟飢饉の転禍を祈り、
且つ恤兵救済の事に従事せらるゝも尚ほ忠君愛国の常経に則
り、本会に於て会員其他の有志を勧誘し、陸海軍出師及其家
族の慰恤に勤め、併せて仏蹟飢饉の悲惨なるを救恤し、大慈
悲仏心の本旨に原つき濟世利民の実益を世界に洽かしめんこ
とを冀望す。

右は管長各位会同決議に附す可きものたりと雖も迅速実行を要
し、且つ酷熱の候勞煩を憚り書を以て御協賛を仰ぎ候也。

前田奉迎使渡航日記（承前）〔明治33年8月25日 第一〇七号〕

拙稿「前田奉迎使渡航日記」について〔愛知学院大学教養部紀要〕
第六十一巻第二号 平成二十五年十月発行〕に所収している。

暹羅外務大臣の謝状〔明治33年8月25日 第一〇七号〕

先般御遺形奉迎使に於て暹羅皇室へ本派及他宗派より献上せられ
たる物品に対し、同国外務大臣より稲垣公使を経て左記謝状を郵
送せられたり。

(稲垣公使の書簡)

拝啓、陳者貴宗派より當国皇帝陛下への献納品高僧伝一箱(合計三十二冊)當国外務大臣を経て献納方取計置候処、別紙の通同陛下の深厚なる謝意同大臣より書翰を以て申越候に付、別紙相添へ此段及御通知候。 拜具

七月十九日

在暹日本公使館

稲垣 満次郎

臨濟宗妙心寺派管長小林宗補殿

追而別紙外務大臣よりの書翰写は他宗派よりの献納品へ対し同時に申越したる者に有之候間、為念右申添候也。

(別紙、原英文)

公使閣下

予は本月二日附閣下の手簡を領取し、及び之と共に臨濟宗妙心寺派、天台宗、曹洞宗より国王陛下へ伝献せらるゝ、仏教寺院写真三十五枚入り錫箱一個、正法眼蔵二十一卷入書函一個、高僧三十二卷入木箱一個を領取せしことを通知するの光榮を有す。予は此等の献品を正に陛下に伝献せり。予は陛下より此の好誼に対して閣下を経て前記三宗派へ閣下の贊美なる謝意を伝ふべき命を受けたり。予は重ねて閣下へ対し敬意を表し候。 敬具

千八百九十年七月十四日盤谷外務省に於て

外務大臣 デワウオグゼ 印

盤谷駐劄日本皇帝陛下の弁理公使

稲垣 満次郎殿

大菩提会協議案に対する回答 (明治33年8月25日 第一〇七号)

同会より各宗派管長へ向け協議し、来れる恤兵及印度飢饉救済の義に就て臨濟黄檗の二宗は本月六日建仁寺に於て協議会を開きたる結果、覺王殿の建築工事を妨げざる限りは敢て差支えなしと云ふに帰着し、其旨直に回答したるよし。

臨濟黄檗二宗各派の慰勞会 (明治33年8月25日 第一〇七号)

本月六日午前九時洛東建仁寺内各山合議所に於て濟槃二宗派各山より前田奉迎使の慰勞会を開かれたり。正賓は前田議事、主位は各山者宿執事等にして各派管長総代として伊藤貫宗、真田精耕の二師謝辞を述べられ、次に瑞岳惟陶師は各山役員を代表して左記謝詞を朗読す。次に前田師は徐ろに起立して懇篤鄭重なる送迎及當日の会を謝し不肖の身、薦命の重きを負ひし榮を宣べ、暹羅国に於ける奉迎の状況及謁見の節国王陛下に勅対せし宗旨の情趣等を縷々陳述せられたりて茶菓の饗応あり。一同東語西話の中に和親の厚きを表しつゝ、午後二時頃退散せられしと云。

謝 辞

妙心寺派議事前田誠節禪師猥下、猥下曩ニ釈尊遺形奉迎ノ為メ日本仏道各宗派管長猥下ノ信任ニ依リ、吾臨濟黄檗二宗各派ヲ代表シ、怒涛万里ノ勞ヲ辞セズ遙ニ暹羅国ニ派遣セラレ、今ヤ其大任ヲ全フシ釈尊ノ遺形ニ伴フテ円満ナル帰朝ヲ告ゲラレタリ。嗚呼此行ヤ世界仏教ノ光彩ヲ發揮シ、令法久住ノ信念ヲ昂メタルト同時ニ、亦奉迎使ノ勞永ク記シテ忘レザルナク。爰ニ

本日本所ニ於テ臨濟黄檗二宗各派ノ重役ハ、聊カ感謝ノ情ヲ表センガ為メ慰勞会ヲ設ケ、且ツ其紀念トシテ念珠一串ヲ奉進セリ。幸ニ猊下ノ臨会ト叱納トヲ忝フス。不肖惟陶、各山重役ヲ代表シテ謹テ謝辞ヲ陳ス。

明治三十三年八月六日

京都臨濟黄檗二宗各派合議所

幹事 瑞岳 惟陶

釈尊遺形安置所内に旌表館を設くるの議〔明治33年9月10日〕

第一〇八号)

左に記載する一文は在暹羅稻垣満次郎氏が各奉迎使に対し帰朝の上之を各宗管長に計られたしとして托されたものなり。

然れども今や清国事件を始め印度の飢民救済事件等続出し覺王殿の建築事業も多少影響を蒙らんとするの今日、此議の果して事実となりて顕はるゝや否やは疑はじ。

上村生附記

大人を慕ふの念は人心発作の中に就て最も崇高なるもの、一なり。後世の人之を像に彫り、或は之を碑に刻し以て其美風高德を欣慕するもの。蓋し人間真情の発露する所にして流風遺韻永く社会の鑑となり、其国家風致の上に及すの効果決して少々にあらざるなり。

英国にウエストミニスター、アペーあり。国葬に与るの人は勿論其文学者たると政治家たると宗教家たると或は亦発明家たるとを

問はず、苟も社会に偉功を樹てしもの悉く之を表彰す。人一度寺門を潜りて此等大人の前に立たば肅然として覺えず、襟を正ふし英雄的崇高の心念に触れざるものは稀なり。其開かざる唇、其転ぜざる瞳より流路する無声の教訓は永く人心の奥殿に銘じ、門を入るの時の懦者、門を出る時の英雄と化せしむ。ウエストミニスター、アペーが如何に英国風教の上に偉大なる効果を及ぼしつゝ、あるかに至ては、今更余輩の喟々を要せざる所なり。

我国今や過渡の時代に際し旧道德既に廢れて新道德未だ興らず。加ふるに物質的文明の発達と俱に举世相率ひて黄金の前に趨らんとす。社会風教の振はざる今日の如きは稀なり。此時に當て我国仏教徒の力によりて一個のウエストミニスター、アペーを我国に設くるの決して偶然にあらざるを見る。軍人に対しては我国既に靖国神社あり、干戈を採て国家の為に斃れしものを合祀す。然れども政治家と云ひ発明家と云ひ文学者と云ひ宗教家と云ひ慈善家と云ひ苟も社会に功勳を樹てしものに対しては、我国未だ之が旌表の道充分なりと云ふ可からず。旌表館の設立は国家風教振作のため、国民精神教育の上に必ずや偉大なる効果を及ぼす可きを信ず。

幸ひにして這回仏骨安置の堂宇建立の企あり。余は之を以て最も旌表館として適當なるものと信ず。旌表館の如きは其性質として最も神聖なる聯想なかる可らず。而して仏骨安置の堂宇の如きは其場尤も神聖にして且善男善女巡拝の中心たる可ければなり。且旌表館設立の上に於て尤も注意すべきは旌表すべき人物の選定な

り。昔者孔子春秋を著はして一管の筆能く後人をして惑ふ所なからしめき。余輩は今日に於て之を政党、藩閥の渦中に投ずるの最も危険なるを見る。蓋し人選其道を得ずんば却て懼るべき害毒を流す可ければなり。是に於て余苟かに惟ふに、彰表すべき人物選定委員としては枢密院議長及副議長、内大臣、文部大臣、大学総長、賞勲局長、各宗管長、学士会院会頭の如きを以て之に任ぜば或は正鵠を得るに庶幾からん歟。

更に旌表すべき人物の年代に至ては開国以来の人物を以てすべき乎、將た時代に制限を加ふべき乎、之れ當然生ずべき一箇の疑問なり。余は此点に於て明治の時代を以て之を創むるの尤も適當なるを見る。而して更に明治の時代を激成するに最も与つて力ありし人々を以て之を創むるの最も趣味多きを見る。之れ一には明治昭代を記念すると共に其人撰の如きも時近にして財を得るに容易なればなり。余は更に旌表の方法としては之を大別して歴史上の人物及宗教家の肖像及歴史画となすを以て最も便宜なりとなすものなり。一例を挙げれば歴史上の人物には小栗上洲、渡辺華山、高野長英、頼山陽、吉田松陰、横井小楠、佐久間象山の諸氏、大久保、木戸、岩倉、三条諸公及勝伯の如きあり。或は我国海運事業に偉功ある岩崎弥太郎氏の如き、測量家として伊能氏の如き、教育家として福沢氏の如きあり。歴史画の料としては岩倉大使の一行、江戸開城に関する西郷勝両雄の談判の如き、藩籍奉還大會議の如き、憲法発布の如き、馬関談判の如き、苟も一新時代の紀念となり。或は之が導火線となりたるものを挙げれば尤も妙なる

べし。

是れ単に其一例を挙げしに過ぎず、其撰定の如きは撰定委員に任せざる可からざるや勿論なり。旌表館の題名の如きも亦便宜のため之を附したるに止まり、別に好題を撰まざるべからず。

抑も維新前にありては我國民道徳の中心となり社会の制裁を占有したる仏教が、維新後の今日に至りて其勢力甚だ振はざる所以のもの、蓋し仏教其者の益々社会の実勢に遠ざかりたるに依らずんばならず。然るに翻て今日吾國上流社会の仏教に対する態度を見るに常に局外にありて冷眼視するの趣なきに非ず。之れ実に仏教の爲め甚だ喜ぶべきの現象に非るなり。此時に當て仏教勢力振作の道一あり、曰く國民道徳の中心となり以て社会の制裁力を占有するにあり。凡そ人の此世に於ける行為の善悪は未來に於ける賞罰の分かる、所なり。社会の制裁力実此に存す。這回旌表館設立の如きは實に這般の勢力を仏教に収む可き無上の好機會なりと信ず。

更に國民精神教育の発達に至ては宗教の本旨を達する上に於て其影響する所少なからず。國民道徳の盛衰は實に懸て宗教家の肩にあり。旌表館設立の事亦國民精神教育の一法として之を宗教家諸氏に仰がざるを得ざるなり。

明治卅三年六月 在暹羅 稻垣滿次郎

南紀七日〔明治33年9月10日 第一〇八号〕

野原生

紀南の勝、聞くこと既に熟す。而して未だ一遊を得ざるを憾む。今八月、新宮の各宗寺院、前田誠節禪師を請聘して釈尊御遺形遙拝式を挙行せらるゝに会い従遊を勧めらる。即ち急に行李を埋めて之に従ふ。左に梗概を記すと云ふ。

八月二十二日晴 零時半花園発汽車に搭じ別を見送の人々に告げ、七条にて乗換へ大阪に至る。一行前田老師、慈閑侍者及び予なり。午後四時商船会社の金城丸に乗る。紀州航路は海険にして船小なるは予て聞く所なりと雖も、金城丸の如きは百二十九噸の小汽船にして、加ふるに一等室なく二等室は定員十二名の小室なるに既に満員を載せて手足を延ばすの余地なし。甲板には三等船客薦毛布等を敷きて平臥し幾ど脚を着く可らず。即ち船室に踞蹠して懶眠を貪る耳、船は午後五時二十分碇を揚げて兵庫に向ふ、波濤常の如し。

廿三日晴雨不定 午前五時甲板に出づれば船は和歌山、湯浅を経て比井に在り風波稍高し。船長御坊上陸の客をして此地に上陸せしむ。午前七時再び航進して行くこと約三十分、遙に比井岬を望み怒濤洶湧するを見て、到底航し難しと為し船を比井に復へし、次で又由良港字糸谷に避難す。港内には既に郵船会社の三池丸を始め千噸以上の巨舶五隻の仮泊するを見る。南風頗る急に斜雨時に之に加はり、愈々荒模様を呈す。船長曰く晴雨計頗りに降下し出帆の期知る可らずと。即ち閑侍者と糸谷に上陸し、又小舟を賃し風雨を冒して対岸横浜に至り、由良開山興國禪寺を訪ふ。陸路凡そ十八町にして達す。石磴を拾ふこと数十

級、境幽に地霊にして古名刹たるに負かず。門を入れれば正面の仏殿「関南第一禅林」と扁す建築頗る古雅、方丈庫裡等の建物皆昔日の荘觀を想起せしむるに足る。副住祖伝東堂に相見して午餐の饗を受け開山塔に詣して直に帰途に就き、又前田師に従ひ糸谷に上陸して旅宿平佐に投ず。天候益々險悪なるを以てなり。

廿四日天候前日の如し 午前十時一小汽船の風波を避けて入港するなり。乗客先を争ふて上陸中に大菩提会理事三原俊栄師あり。互に相見て奇遇を祝す。師は会の要務を帯びて前田師と同じして新宮に赴かるゝ筈なりしも、故ありて一日後れ端なくも風波の爲めに此地に会合せしなり。下里竜蔵寺の檀徒佐藤瑠三郎氏も亦来りて老師に相見せり。

廿五日天候前日の如し 海路の日和、果して何の日か待ち得ん。即ち或は潮浴を取り、或は筆硯を友として無聊を消す。由良は南海の良港なりと雖も産物の輸出すべきものなく、又附近に市邑なきを以て漁村二三各地に散在する耳、糸谷は四五十戸の寒村にして旅宿二三戸あり。昨今汽船の不時の入港に依りて俄に繁昌し旅宿の填塞せり。午後林祖伝氏来訪せらる。

廿六日天候前日の如し 天候回復の見込や立ちけん、数日来碇泊せる汽船は順次に出港するを見る。午前七時金城丸の船員来り告げて曰く、金城は直に大阪に帰航せんとす。桜井丸に転乗を乞ふと輒ち倉皇旅宿を出で、桜井丸に移る。八時碇を揚げて出帆す。風波尚ほ高く、船体前後左右に掀翻せられ船暈を感ずる

者少からず。比井岬を過ぐる頃は汽船数隻東西に駛走せるを見る。蓋し各地に風波を避けたるもの一時に出帆したるなり。田辺に到りて全く晴天となれり。午後九時勝浦に入る。此行固と三輪崎上陸の予定なりしも、前日来の疲労と時間の都合とに依り當港に上陸し木綿屋に投ず。

廿六日快晴 勝浦は四面繞らすに島嶼を以てし、四方の風波を防ぐべく風光佳絶、由良以南の良港たり。現に海面埋立に着手し將に竣工せんとす思ふに南紀の物貨は皆此港に集散するに至るべし。附近の地、温泉に富むを以て近時大山大将高崎正風男等貴紳の來遊ありと云ふ。午前六時日多悦禪氏、三輪崎より來り迎へらる。七時腕車を聯ねて新宮に向ふ。大国峠等の峻阪ありと雖も右は海に臨み直下是れ太平洋にして一指直にフイジー諸島に至るべし。其名も高き熊野浦の波濤險悪なれば海岸は絶壁断岩劍の如く刃の如く、白帆点々其間に散在して風景甚だ壮快なり。八時半三輪崎に達し宝蔵寺（曹洞宗）に入て小憩す。新宮本願寺派長徳寺住職佐々木竜乘氏等迎へて此に在り十時、新宮の各宗寺院、檀徒総代三十余名來り迎へらる。十時半腕車四十余輛を聯ねて発す。正午橋本に着するや煙花数発到着を祝す。此にて小休の後行列を整へ真先に前田講師歡迎の大旗を押立て、各車歡迎の小旗を立て、新宮町に入り横町を経て一行の安下所と定められたる瑞泉寺（浄土宗）に到着せしは正午を過ぐるこゝと三十分なりき。來会の各宗寺院檀信徒等の門前にて迎へらる。各自挨拶を了へて休息す。夜間今回の式場と定められ

たる松岩院に於て有志の仏教演説あり。三原師も一席演ぜられたり。聴衆満堂。

二十七日曇 午前僧俗数名相見せらる。予は閑を偷みて新宮権現に賽し、旧領主水野氏の城墟城山に登臨して形勢を觀望し、又転じて徐福の墓を吊す。墓は字熊野地郊外田圃の間にあり。先樟二樹の中間に一基の碑あり。題して秦徐福之墓と云ふ。伝へ云ふ明の李楙卿の書也と。其周圍に陪家と思はるゝ土墳七個ありて七家と称せしも、今は僅に三個を存する耳、往時茫茫尋ぬ可らずと雖も徐福の上陸せし地、今尚ほ秦の名を存し、此地より南牟婁郡地方は秦姓の民頗る多しと云ふ。所謂童男童女五百人の児孫か。

松巖院の道場には朝來各宗有志者数番の演説あり。午前十一時前田講師登壇、御遺形の來歴より奉迎に關する管長會議奉迎使の予定に至るまでを演説せらるゝこと約一時間、聴衆残暑を厭はず熱心に傾聴せり。

午後二時御遺形遥拝式修行、郡内及南牟婁郡各宗派寺院四十名出頭、参拝者県會議員、吏員、名誉職、学校長、生徒、在郷軍人、警官以下一千余人なり。大導師前田誠節師礼拝焼香了りて賛詞を朗読せらる。文に曰く、

积尊遺形遥拝式賛詞

仏身ハ法界ニ充滿シ、普ク一切群生ノ前ニ現ズ。縁ニ隨ヒ赴キ感じテ周カラザルナシ。而モ常ニ此菩提ノ座ニ坐シ玉フ、仰ギ冀クハ三宝咸ク證明ヲ賜ヘ。

明治三十三年八月二十七日紀伊州新宮松巖院ヲ仮り大道場ヲ莊嚴シ、釈迦大覺世尊遺形遙拜式ヲ修行ス。是式タル本地各宗各派ノ寺院僧伽宰宮居士協同結和シ、至誠至実ノ信心ヲ運作シテ成弁スル所ノモノナリ。其挙豈ニ美ナラズトセンヤ。蓋善盡セリト謂ツベシ。大覺世尊ノ遺形ハ印度靈蹟中ノ一部ニ於テ発顯セラレ、英皇ノ好意ニ依リ之ヲ東洋仏教國ニ寄贈セラレ、暹羅國王陛下ハ特ニ仏教ノ先導者保護者ヲ以テ自任シ玉ヒ、無限ノ聖誠ト優渥ノ聖旨トヲ以テ之ヲ我大日本帝國仏教者ニ頒与セラレタリ。不肖誠節等ハ往日ニ我各宗各派管長各猊下ノ教命ヲ負荷シ遠ク盤谷府ニ至リ航シ、親父暹羅國王陛下ニ謁シテ授受ノ儀ヲ了シ齋還シ之ヲ京都ニ奉安シタリ。抑モ如来遺身ノ舍利ハ古ヨリ我日本各処ニ秘藏シタリト雖モ、苟モ各国王者ガ空前ノ盛式ヲ以テ之ヲ我仏教者ニ贈与セラル、コトハ未曾有ノ事ニ属ス。特ニ定慧薰力ノ示現ニ非ザル大慈大悲苦行正修ノ遺形ヲ拝瞻スルニ至リテハ澆季ノ世設、令ヒ優曇鉢華ノ開クニ遇フモ復タ此好時ニ際会スルコトアラシヤ。宜ナリ我日本仏教同胞者ノ之ヲ崇敬瞻仰スルノ至レルヤ、況ヤ此ニ遙拜式ヲ行ヒ至誠至実ノ信心ヲ以テ大慈大悲ノ恩ニ酬フル所アラントスルニ於テテヤ。不肖誠節久シク海外ヨリ遺形ニ奉侍シ帰朝シタルノ厚縁ニヨリ、此式ノ班列ニ陪スルノ寵招ニ逢フ。何ノ榮カ之レニ加ヘンヤ。本日此式ニ於テ願フ所ハ宗派ニ偏倚セズ道俗ノ故ヲ論ゼズ、等シク大円覺海ニ住シテ仏道ノ鹹味ニ飽キ大慈大悲世尊ノ遺旨ヲ奉ジ、万世敢テ渝ラザランコトヲ。是レ各宗各派管長各

猊下ハ素ヨリ暹羅國王陛下ノ我日本仏教者同胞各位ニ希望セラ
ル、所ニシテ、世尊ノ遺旨モ亦タ之レニ外ナラザルモノカ。

抑モ如来真身ノ舍利ハ其形相ノ有無ニ関セズ世間ニ常住シテ、
涅槃ノ妙境ニ墮シ玉ヘリ。若夫レ音声ヲ以テ之ヲ求メ、色相ヲ
以テ之ヲ認メバ劍去テ船ヲ刻ムノ類ナルノミ。經ニ曰ク常住不
凋ノ相ヲ知ラント要セバ、万物變遷ノ処ニ向テ識取セヨト。嗚
呼実ナル哉。贊ニ曰ク、

双樹林間一片煙

三千年後有余然

暹羅印度難取得

又向日東放臭燻

明治卅三年八月廿八日 妙心寺派沙門誠節 謹白

大衆礼拝誦經了りて退場す。小憩の後前田師再び演壇に登ら
れ、午前に続き御遺形授受、暹羅國王の勅旨等詳細鄭寧に演説
せらるゝこと約二時間、聴衆頗る感動せり。夜間又有志者の仏
教演説あり。法要委員は切に前田師の法話を懇請して已まざる
を以て、師は疲労を煩はず「平等と差別」とに就きて一席の法
話あり。聴衆は立錫の余地なく押し寄せ静肅に聴取せり。本日
師は又松巖院境内に建立する塔婆の銘を起艸せらる。即ち左の
如し。

茲明治三十三年八月廿八日、紀伊州東牟婁郡、各宗各派寺院
僧伽居士、胥議就新宮町、修行釈尊遺形遙拜之式。其篤信厚
志、蓋大可得敷且佳賞也。遺形往時印度靈蹟中某処発見、而
暹羅國王得之不敢秘藏之、頒贈之于我邦教仏同信之士者也。
予曩日、帯仏道各宗派管長教命、使于盤谷府、謁王陛下、親

愛宣詔、齋還而假奉安於京都者、是也。然而遺形之原紀、世既有定論、不用敢序也。遺形於予有因由、予來列此式、豈偶然乎哉。深恭讚遺形瑞徵之余、感賞此地道俗之美拳、不能措焉、乃唱伽陀曰（伽陀は前文の贊と同一なれば略す）

廿九日午前午後晴 午後一時松巖院に於て祝聖あり。引続き前田師前日に続き御遺形奉迎後の処置、各宗合同の必要、大菩提会の目的等を演説せらるゝこと約一時間に及ぶ。本日は佐々木郡長、町長、学校長、名誉職、有志者、在郷軍人（將校以下四十余名）、高等尋常小学校生徒、其他老若男女先を争ふて参拝したれば堂内は勿論、境内寸地を余さず熱鬧云はん方なし。了りて列を整へて新宮河原に向ふ。高等小学男生徒銃を肩にして先頭に立ち、次に軍人、各宗僧侶、前田大導師、郡長町長講法員有志者順次に次ぎ、権現下なる式場に至れり。正面に塔婆を建て山海の珍羞を供へ、其他莊嚴法の如し。着席終るや小学生徒の唱歌（皇国）を以て式を始め次に、佐々木郡長、植松新宮町長、歩兵少尉岸辰一、騎兵曹長橋本捨松、各学校総代小野芳彦、生徒総代高橋正、護法員総代森田喜一郎、真宗長徳寺住職佐々木竜乗の諸氏吊辞を朗読せられ、次に大施食修行導師香語焼香の後大衆順次に焼香し、参列員又焼香して全く式了へしは既に黄昏なりき。此間絶えず煙火を打揚げたり。此日の参拝者凡そ三千人と数へらる。新宮町三千戸より毎戸一人を出したる割なり。

夜間護法員一同の発起にて前田師慰勞会兼懇親会を瑞泉寺の方

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

丈に開く。各宗寺院、郡長町長有志者六十四名の来会あり。先づ発起員総代として高森新平氏挨拶を述べ、前田氏之に答へ且つ先唱となりて 天皇陛下万歳、日本仏教万歳を三唱し了るや前田講師万歳の声、期せずして起り堂宇為めに震ふ。了りて一同東話西語胸襟を開きて打語らひ、充分の歡を尽くして退散せり。當地に於て僧俗混淆して這般の盛会を見るは空前の事と云へり。

抑も新宮町に於て各宗連合の事業は未だ曾て有らざる所なり。先般御遺形到着せらるゝや二三寺院中遥拜式挙行の議ありしも、種々の事情ありて事容易に決定せざりしに各宗寺院檀信徒の有力者は大に之を賛成し、自己の事務を擲ち奮つて幹旋の勞を執り、茲に護法員なるものを組織したり。是に於て寺院諸氏も大に力を得、檄を飛ばして東牟婁全郡及南牟婁郡一部の各宗寺院を糾合し、日多悦禪氏は専ら講師招聘の任に當り準備略整ひたるに、不幸にして風波の為め講師の来着四日の延期に及びたるにつき一般の傾向如何と掛念せしに、仏天の加護にや三百年來未曾有の勝縁を結び檀信徒の満足一方ならず。大に法雨に潤ひたりされば、寺院諸氏にして此機を逃さず着々布教に従事せば新宮の仏教は蓋し面目を一新せん也。

塔婆の銘に曰く

紀伊州新宮道俗有史士、修行積尊遺形遥拜式之因、設水陸無遮大会、請各宗各派僧伽大衆、拳誦經呪、以資薦戰没者英靈焉、其事蓋可謂美而且善也。夫同胞相共吊恤者、人之情也。其情而

所以寄哀于為國家死節之士者、亦我邦人之殊也矣。夫斯謂和魂也。以存者和魂、吊先人和魂、而和魂相倚、登此無遮大会之道場、其寄寓之宜、最可深思也。至誠不通則祭祀詎用之意、於是乎亦無所謂而已、嗚呼美乎哉。雖幽界素難測、顯明之事可以徵也。經曰、仏身充滿於法界。晋現一切群生前、隨緣赴感靡不周、而常坐此菩提重、今日仏事、美而且美大有故也。贊之以銘、銘曰

万水同帰法巨洋 千山殊態亘崇岡

此中自有春秋變 乍做無遮大道場

明治三十三年八月二十八日臨濟宗比丘誠節記 (続出)

南紀七日(承前)〔明治33年9月25日 第一〇九号〕

野原生

新宮町は和歌山県下に於て殷賑和歌山に亜く戸数三千、電灯あり、製材会社あり、小規模乍ら図書館あり、新聞も熊野実業新聞(隔日)、熊野新報(月十回)の二種あり。紀南の僻陬、這般の設備あらんとは何人も予期せざる所なるべし。其富源の主力は即ち材木にして北山一帯の良材は新宮川の水利に依りて此に輸せられ、更に各地に転運せらる。此地の生命は繋りて新宮川の水運に在りと云ふも不可なかるべし。之を以て一般に富豪の度頗る高く廿一年の水災、廿九年の火災も創痕既に癒えて、却て面目を一新し日夜絃歌の声涌くが如く、車夫馬丁も尚ほ洋酒を口にすと云ふ。但し精神界に至りては頗る遺憾に堪えざる

もの多く、基督教の如きも十年来拮据経営の結果二十余名の信徒を有するに過ぎずと云ふ。嗚呼実利と理想を何為ぞ相離る、ことの若く甚しきや。

三十日快晴 有志諸氏の切に一日の滞留を強請せらるゝを辞し、午前七時瑞泉寺を出で、下里竜蔵寺に向ふ。各宗寺院、護法員諸氏は門前に迎られ其他寺院総代、護法員総代十数名は三輪崎まで見送られたり。午前八時半、三輪崎宝蔵寺に小休止見送の縋素に別を告げ、宇久井より一舟を賃し日多、広、関の諸師と共に直に森浦に上陸し、正午竜蔵寺に着せられたり。

三原師と予とは三輪崎より別れて那智山に登攀す。行くこと三里弱、那智村字市野々にて車を捨て、登る。石磴を拾ふこと十二町と称す。左折右曲逶迤として道嶮峻なり。左右旧時三十六坊の迹歴々見るべく、或は菜蔬の菁々たるあり、或は坊舎変じて旅宿となり桑滄の感に堪えざらしむ。登り尽せば青岸渡寺如意輪觀世音堂あり。西国第一の札所にして四時の賽者常に絶えざるは知る所なり。本堂は太閤秀吉の築く所、昔時は三十六坊各其盛を競へりしも、世波靈場に及び維新の際一時廃寺(神仏分離の爲め)に帰し頗る衰頽を極めたりしを、現住阿恵光氏拮据再興に尽力しつゝありと云ふ。豊公の宗教利用主義至れりと云ふべし。知らず夫の公平々と称して漫に仏教の怒を買ふ者と胆の大小果して孰与ぞ。觀音堂より登ること一段すれば熊野三社の一なる那智山権現なり。一拝して直に降ること六丁、那智の大瀑を見る。道尽き山迫まる処、天辺の一角欠落して一

大白虹を吐出す。就きて之を觀れば雲近く巖高くして九河の天より決するが如く、離れて之を望めば水煙濛々竜蛇の挙登するが如く、直に其名に負かざるを知る。佇立久之遂に割愛して帰途に就く。上流尚ほ二ノ滝、三ノ滝、陰陽ノ滝、及び大小四十八瀑ありと云ふ。煙霞の癖あるものは案内者を僦ふて一日の清遊を試むべし。午後四時勝浦に着し、直に森浦に渡りて黄昏竜藏寺に入る。寺主日多師の款待に依り一浴疲労を医するを得たり、多謝々々。

卅一日快晴 午前訪客数名あり。午後二時當村高等小学校同窓会の請に応じ、校内に於て予、三原師、前田師の順序にて各々一席を弁す。聴衆は同窓会員村内有志者等六百余名に及ぶ。此夜竜藏寺方丈に於て村内の有志三十余名一行を請待して慰勞の清醺を張らる。宮地校長の挨拶、前田師の答辞ありていと趣味ある集会なりき。

下里村は戸数約七百、主産として例の材木あるを以て殷富の夜、農漁村と同日の談にあらず。銀行も本店一、支店二を見る。宇高芝の如きは宛然一小市を為す。小学校は成蹟郡内一二に位し、進みて高等の専門学を修めつゝあるもの些からず。寺院は竜藏寺ある耳。日多悦禪氏住職以来百事頗る面目を改め、寺費等は村会の決議を以て支弁すと云ふ。只其伽藍の小なるは遺憾とすべきなり。

九月一時晴 三原師は大菩提会の要務を以て早旦古座へ向け出発せらる。一行は一日の閑を得て連日の勞を医す。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

二日晴 前田師は大菩提会の要務を以て早朝陸路串本に向はる。日多師も同地まで見送らる。予は海路直に帰京せんと欲し、一行を浦神に送り竜藏寺に帰りて一日の閑を貪る。

三日晴 午前八時日多師と共に竜藏寺を辞し森浦に至り、舟を僦ひ勝浦湾内の赤島温泉に遊ぶ。湾の東端、一嘴長く突出する所内外に二個の温泉あり。内なるは赤島温泉と云ひ、外なるは外ノ湯と云ふ。赤島はアルカリ性硫黄泉にして硫氣頗る高きも泉は略無色に近し。主治はリウマチス、関節痙攣、皮膚病、関節病、腺病、痔、梅毒、子宮病、神経痛等なり。温度は摂氏四十五度なるを以て四時共に浴すべし。我邦硫黄泉は到处に之を見ても、アルカリ性なるは稀有とすと云ふ。且つ空氣清涼にして海に面するを以て、潮浴を取るを得べく頗る療養に可なり。但し元と山嶽を削りて小許の地面を招きたるものなれば、旅宿僅に一戸にして余地幾何も存せず少しく運動を取らんと欲せる小舟にて勝浦に渡らざる可らざると(此間賃錢片道三錢)。宿料等廉価なる代りに宿舎飲食物都人士の口に適せざるとは来客子め知らざる可らず。午後四時日多師は帰坊せらる。暮夜明月山頭に出で、風光美を加ふること数層、欄干に凭りて賞翫を縦にすること多時。

四日晴 朝、山を越えて外ノ湯を見る。左右は天削の巨巖壁を成し、前面は直に大洋にして形勝赤島に比すれば更に雄偉なり。旅宿(一戸)又大にして数十人を容るべし。温泉は硫黄泉なるが如く(分析表を求めしも有らざりし)主治は皮膚病及梅毒な

りと云ふ。現に浴客は皆該患者たり。患者ならざるものは不潔にして浴し難し。此他附近に小阿瀬、湯本、湯浦等の温泉あるも見るを得ざりき。午後五時乗船の都合にて勝浦に渡り木綿屋に宿す。

五日曇、小雨あり 午前一時蜂須賀丸に乗り、翌日午前四時川口に着し直に梅田に至り帰京す。

聞く、本月一日三原俊栄師は高池禅源寺に於て法話会を開き、菩提会の旨趣を演述せられたり。

前田師は二日午前十時串本町に達し海月楼を旅館とす。三原師も當日高池より来り、同町無量寺に於て茶話会を開く。寺院五六名の出席ありて同師の談話あり。夜間同寺に於て演説会を開き、三原前田両師の法話あり。聴衆五六百名に及び恒に盛會なりき。菩提会入会の予約数名あり、翌三日午前五時一行は酒田川丸にて串本を発し十一時田辺に着せらる。地方各宗僧侶信徒数百人、旗を立て煙火を揚げて歓迎せらる。午後二時会場に於て祝聖及戦死者追吊会修行了りて三原前田両師の法話あり。夜間又法話あり。聴衆七百余名、菩提会入会者予約者数十名あり。頗る信仰心を惹起したり。四日午後一時前日の如く多数の見送を受けて金城丸に搭じて帰途に就かれ、翌五日午前九時大城に着し直に汽車にて帰山せられたり。(了)

報告〔明治33年10月10日 第一一〇号〕

积尊御遺形奉迎始末報告及大菩提会拡張ノ為メ、特派講師及本部

理事員各地方本派寺院等へ巡回有之ニ於テハ、諸般不都合無之様可被取扱此段及報告候也。

妙心寺派教務本所

明治卅三年九月廿九日

第一 部

前田議事濃尾赴化日記〔明治33年10月10日 第一一〇号〕

前田議事が濃尾二州に赴錫せられしことは前々号の本誌に其日取を略載したれば読者の已に了知さるゝ所なるが、今同師の日記に就き之を集録するに。

九月廿六日 夜十二時二十七分七条発の列車にて岐阜まで、これにて汽車を辞したるに雨頻りに降りしかば腕車を駆て東に向ふ。太田駅を経て今渡の河流を航する際、雨車軸を流すが如く、辛ふじて伏見駅に到れば、愚溪寺主を始め道俗数人の出迎らるゝあり。相揖して小休止、亦た腕車にて御嶽愚溪寺に達せしは廿七日午後五時なりき。

廿八日 より卅日まで愚溪寺にて本国僧侶有志者の教義講習会あり。予も毎日一席づゝの法話を修行せり。且つ追吊会等の法要もありて昼夜共に老若男女参聴者の夥しき、幾んど六七百に下ることなかりき。

講習会の成績は前号の正法輪教信欄にあるを以て略す。

十月一日 払曉関町梅竜寺に向ふ。これ追吊会法要を営むとして特に応請せしなり。午後一時施食会あり。隣単の普宿多く出頭し、参詣男女も三百余員もありき。予は戦死者追吊会の趣意を演述

す。而して午後四時同寺を辞し、岐阜に向ひ小橋館に投宿せり。三原、後藤の菩提会両理事既に當地にありて、該会拡張に付き幹旋の勞を取らる。されば道俗の該会員たるを申込者日に増加せる由。

二日雨 岐阜大谷派別院に臨み、御遺形奉迎に関する報告演説をなす。酒井玄覺氏の前席一説あり。男女参聴者一千余人と注せらる。

三日 早天名古屋に向ふ。當日は大谷派別院にて、四日は曹洞宗大光院にて両日共午後二時より前記報告演説を開く。場所柄だけに聴衆夥だしく二三千人も集まりぬ。

五日 名古屋を辞す。各宗派宗侶諸氏は数十人笹島まで送らる。

二日にも歓迎を辱ふし、今又此事あり多謝々。本派取締水野宗俊氏と同乗にて大垣に向ふ。午後二時大垣大谷派別院にて例の報告演説を開く。これまた数千人の傍聴者あり。此夜は江村と云へる予が旧識の旅館につき投宿す。

六日雨 二三子及び迎への人々と共に神戸町瑠璃光寺に向ふ。本日より二日間午後二時、七時と二度づゝ演説又は説教を為し、諷経或は施食会をも修行せり。参詣人も始終三四百人の多きに上りたり。

八日 払暁腕車にて岐阜に出で岩崎靈松院に達す。午前十時先づ本派学林に於て予は学林総監として昔に属すべき一場の訓示を学徒に施す。午後二時靈松院主の請はるゝに従ひ演説会を開く。聴衆幾んど三百余人もありき。了て同寺を辞し武儀郡の旧菴梅谷

寺に到る。

九日、十日 の両日は予が先師端道翁の廿七年齋会を修行するなれば、謹みて報恩の拝を為す香語あり曰く、往時一従別師翁、二十七年意未消、自覺孤身日凋落、半生不夢見周公。又寺主及び旧識道俗の謂はるゝ、俛演説会を開くこと各日一回、傍聴者頗る多し。

十一日 味爽梅谷を下り郡上郡八幡町慈恩寺に向ふ。同寺は先住月扁師三十七年の齋会追吊会及び遥拝式を修行せんがため特に予を請じ、十三日まで昼夜演説説教等をなす。男女参聴者其の都度二千余人の多きに達せり。前席は酒井玄覺氏にてありき。

十四日 上有知清泰寺に到る。同寺も開山忌、齋会、遥拝式、追吊会、祠堂恒例供養等の法要を修行せんとて十七日まで四日間予を特請せしなり。前講酒井玄覺氏後講予にして毎昼夜説教一席を勤む。参聴者五百人を下らず。

十八日 関町各宗派協同の催しに係る法話会に臨む。午後二時梅竜寺にて開会す。三原理事及び予各法話一席を修す。当晚岐阜に到り宿す。

十九日 垂井駅玉泉寺に到る。午後一時遥拝式を行ふ。三原理事及び予各昼夜一席の法話をなす。傍聴人一千余人に上る。

廿日 垂井駅午前八時二十分発の列車に搭じ、午後花崗に帰山す。

(畢)

前田議事〔明治33年11月10日 第一一二号〕

同師は予定の如く濃尾赴化を終了され、去月二十日午後三時無事帰山せられたり。

●又 同議事は御遺形奉迎後の事務整理のため、大菩提会の依頼に応じ去月廿八日七条発の夜汽車にて東上され、本月一日要務を了へて帰山。

●後藤執事 大菩提会拡張のため久しく下山中なりし後藤禪提師は、去月廿七日帰山専ら事務に執掌せられつゝあり。

日本大菩提会拡張に関する要信〔明治33年11月10日 第一一二号〕

這回日本大菩提会拡張ニ付、同盟各宗派内僧侶ニシテ或ハ誤解者ナキニアラズ。仍テ和歌山県中央支部委員ヨリ本部へ伺出ノ始末左ノ如シ。

緊急 御 伺

一 日本大菩提会首位各宗派管長方ヲ名誉会監トハ、無論名誉ノ資格ヲ以テ本会ノ御監督ト相心得候テ宜敷ヤ。

一 若シ管長御監督トアレバ本会ハ各宗派共ニ其宗派ノ附属会ナリ。然レバ其門末寺院住職タルモノニシテ之ガ会員ヲ辞スルコトヲ不許モノト相心得候テ宜敷ヤ。

一 上頭第一項第二項ノ通り若シ果シテ然ルトキハ其宗派門末僧侶ニシテ不謗三宝戒アルニモ不慚、今般難値ノ御遺形ニ対シ書面ヲ以テ公然謗毀シ妨害ヲナス者アレバ、其宗派管長閣下ニ於カレテ之ガ相當ノ処分有之ベキモノト信ス。然ルモ別ニ処分無之者ニ

ヤ。

右者拙衲等委員トシテ道俗勧誘上必ず心得置度事件ニ有之候条、至急何分ノ御指示ヲ得度候也。

和歌山県中央部会員勧誘委員

明治三十三年九月二十五日

森 顕 禪 印

鈴木 宜 黙 印

吉田 自 謙 印

日本大菩提会理事長御中

右之伺出ニ対シ該本部理事長ヨリ、左ノ通り回答ニ及バラタリ。

本年九月廿五日付ヲ以テ御尋越ノ件ハ左ノ通り御承知相成度候。

一 第一項 御見解ノ通り。 一 第二項 前項同断。

一 第三項 文書其他ノ方法ヲ以テ公然妨害ヲ為スモノ同盟宗派僧侶中ニ万一有之場合ハ、該宗派管長親下ニ向テ処分方ヲ本部ヨリ

請求スベキニ付、其事実ヲ證明シ得ル事項ヲ具シ更ニ御申越相成度事。

右御答ニ及候也。

明治三十三年十月六日

日本大菩提会本部印

和歌山県勧誘委員 森顕禪殿 鈴木宜黙殿 吉田自謙殿

附同盟宗派内ハ地方宗務所等へ対シ必管長親下又ハ事務所ヨリ告示相成居ルコトニ候ヘドモ、其部下各寺院へ地方取締等ヨリ達シ方有無ハ何分當所ニテハ相分り兼申候間、右等ノ向モ御手数ナガラ御調べ未達云々ヲ口実トスル寺院住職人名等御一報被

下度。左スレバ該宗派へ更ニ交渉可致候。

大菩提会理事 藪 光 轍

余が草せし奉迎日記に就て〔明治33年11月25日 第一一三号〕

上村 観光 有り

暹羅の仏教〔明治33年12月25日 第一一五号〕

上村 観光 有り

稲垣公使の来信〔明治34年1月25日 第一一七号〕

在盤谷府同氏より、御遺形奉安事務所総理村田寂順氏へ宛て左の来信ありたり。

去十一月十日御恵投の御答翰本日接受具さに拝誦仕候処、曩に御転送上置候。當国 皇后陛下よりの御寄贈品遅滞なく安着御入掌の趣了承致候。却説其際以愚翰當国

国王陛下御企画の仏教に関する図書館建設の儀に付聊か呈愚見置候処、其後種々御配慮之段感謝此事に御座候。去五日小生が當府デューシット公園に於て當 国王陛下に拝謁の折、同伴に關し親しく御物語あらせられ、今回仏教に関する書籍類を蒐集し一の図書館を創立せんとの計画中に付、日本に於ける仏書類蒐集の事相運び候に於ては朕の最も至幸とする所なりとの御仰せに付、該件に關して曩きに拝呈せし愚翰の委曲及び小生が其成効を期する旨をも併せて及奏上候処、殊の外御満足に思召さ

れ、果して之が成効の曉こそ朕は感謝の意を表するの詞なしとの御勅答さへ有之候。又先般御依頼し置きたる仏像の件に付て

も御下問有之、何れ不遠相運び候旨御奉答致置候。右仏像の儀は今回御建設の寺院へ安置せらるべき筈にて、是又汎く各国の仏教界より御蒐集あらせらるゝやに奉伺候。畢竟同 陛下が如何に仏教に御熱心遊ばさるゝや、其一斑を奉窺に難からざる次第に御座候。勿論已に御配慮中にも有之不遠御決議の御運びに立至るべき儀と被存候得共、當 国王陛下が斯く迄本件に關し深く叡慮に懸けさせらるゝの主旨を奉体し可成迅速御運び相成候得ば、独り小生の光榮のみに止まらず同 陛下の御満足も亦之に過ぎさせられざるべく被存候。俛為念右申進候。早々謹言
明治三十三年十二月八日
在暹大日本公使 稲垣 満次郎

積尊御遺形事務総理

村田 寂 順 師

榻 下

右文中にある仏像経卷贈呈の事は本月中に奉安事務所に取纏め、遅くも四月迄には捧呈の都合なりとぞ。

大菩提会彙報〔明治34年2月10日 第一一八号〕

日本大菩提会は仏道空前の重大事業にして、慎重と崇重と共に相期て信者庶民の信念を増進することに努むべきなるに、会の役員中には宗派の（管長は名誉会監たり）要職に在りて最も重大の責

任を有する人々の名を見ざるは、一般の遺憾となし且つ疑惑することとなるが、此程同会にても大に省みる所あり宗派に請求して、其宗派顕要の地に在りて且つ名望才識ある者を会の役員に加へられんことゝなるべしと伝ふるものあり。

○監事設置 大菩提会役員中、監事と云へるは客年管長会議にて之を設置することゝしたれども実行を猶予せしが、今回必要上之を置くことゝしたり。而して其章程は大略左の如きものなりとぞ。

大菩提会監事職務章程

第一条 会監若くは理事長より会務上の諮詢を受くることあれば、之れが答申を為す事。

第二条 会務に就き其意見を理事に申謀して、之れが施行を求むる事。

第三条 会計出納の精査を為す事。

○会則及組織改正 大菩提会々則及び組織改革のことは客年奉迎使帰朝の後、前田奉迎使等により首唱され客年十一月各宗派会の議に上り、其改革案は委員附托となり審査を経るの後、更に宗派会議を開き決定施行せらるゝ順序となるべきが、同改革案は審査委員の手に在りて今に発表せられず、されど会務進行上右改革案の必要は相伴ふて実行せざるべからざる状なるを以て、本年二月十日頃には宗派会議を開らかるゝならんと云ふ。

○委員会 一月二十日午前八時より大菩提会本部にて（京都大仏妙法院）同盟各宗派委員会あり。出席の員数三十有余名、本派よ

りは池田議事列席せらるゝ。議案は左の如し。

拝瞻会施行法

一 拝瞻会施行の爲め、左記の各部に委員を置く事。

一 法要部 委員四名

二 供養部 同 七名

三 庶務部 同 六名

四 会計部 同 六名

五 協賛部 同 七名

一 法要部委員は左の事項を主る。

一 法会執行に関する諸般の事項

一 式場に関する事項

一 参拝者に関する諸般の事項

一 供養部委員は左の事項を主る。

一 典供に関する事項

一 法要出勤者集会所並に饗膳に関する事項

一 参拝者待遇に関する事項

一 諸係員等の賄に関する事項

一 庶務部委員は左の事項を主る。

一 文書の往復拝瞻会記録編纂に関する事項

一 菩提会発会式及起工式に関する事項

一 各部に属せざる都ての事項

一 会計部委員は左の事項を主る。

一 金穀物品の出納に関する事項

- 一 拝瞻会に要する金穀収納に関する事項
- 一 式場其他に要する諸般の器具調製及保存に関する事項
- 一 雇入人に関する事項
- 一 協賛部委員は左の事項を主る。
 - 一 寺院信徒其他団体の協賛に関する事項
 - 一 各本山什宝物展覧に関する事項
 - 一 参拝者に交通便利を与ふる事項
 - 一 各地建札に関する事項
- 一 各部委員は各宗派委員（現任理）抽籤を以て各部属を定むる事。
- 一 各部委員は互撰を以て其部の委員長一人を置く事。
- 一 各部委員は各主務の事項に就き調査設計の上更に関係ある各部員と合議する事。
- 一 各事項の決定は委員会を経て之を決する事。
- 一 委員会は奉安事務総理及委員長を以て組織する事。
- 一 拝瞻会に関する総ての事項は奉安事務総理監督に属する事。
- 一 各部の必要に依り或る事項を他人へ囑托し、又は書記其他の雇人を置く事を得る事。
- 一 各部委員は別に衣資を給せず尤も実費を支給するものとし、又は報酬を贈与する事。
- 一 拝瞻会に関する費額は各部通計約壹万三千七百五十円とする事。

但拝瞻会日数三十五日間一日経費金貳百五十円づゝとし、

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

準備諸費金を五千元と見積る。

大体異議なく可決し拝瞻会委員の選挙、及び同会監事の選挙を畢り同会々計出納顛末の報告を受け、午後十時散会せり。三十三年六月より十二月までの收支決算左の如し。

金四万貳千九百参拾壹円拾八錢六厘	収入総額
金参万九千九百八拾六円五拾九錢八厘	支出総額
差引殘金貳千九百四拾四円五拾八錢八厘	銀行預入

大菩提会特派使〔明治34年3月10日 第二〇号〕

本宝塔頭衡梅院住職雄山惠恭、三河国無量寿寺住職八橋紹温の両氏は、這回日本大菩提会特派使を命ぜらる。

●各宗派会議 日本大菩提会会則改正に関する各宗派会議は去二月十九日より三日間大仏妙法院内に於て開議し、討議の上左記の通り改正案を議定したり。

大日本菩提会々則

▲第一章位置 ●第一条、本会は日本大菩提会と称し、本部を京都に出張所を、東京に支部を、各府県便宜の地方に置く。出張所及支部に関する規則は評議員会の議を経て之を定む。 ▲第二章目的 ●第二条、本会は积尊の遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し国民道義を涵養するを以て目的とす。 ▲第三章事業 ●第三条、本会の目的を達せんが為め、左に列記する事項を遂行するものとす。一 覚王殿を建築する事。一 教育及び慈善事業を起す事。 ●第四条、前条に列記する各種の事項中覚王殿の建築を第一着手とし、其他

は資金の増加に随ひ順次に施設するものとす。施設に関する方法は評議員会の議を経て之を定む。▲第四章會員●第五条、會員を分て左の六種とす。一名譽會員（名譽會員は評議員の推薦に依る者、又は金百円以上を齎したる者）、一准名譽會員（准名譽會員は評議員会の推薦に依る者、又は五拾円以上を齎したる者）、一特別會員（特別會員は評議員会の推薦に依る者、又は拾円以上を齎したる者）、准特別會員（准特別會員は評議員会の推薦に依る者、又は五円以上を齎したる者）、一正會員（正會員は金壹円以上を齎したる者）、一随意會員（随意會員は若干の金品を齎したる者）會員待遇規程は別に之を定む●第六条、會員には其の名称の区別に随ひ、徽章及證票を交付す。●第七条、正會員以上の會員は、本会事業の施設に關し意見あるときは會長に提出するを得。▲第五章總裁副總裁及會監●第八条、本会に總裁副總裁及び會監を置く。一總裁皇族を推戴す。一總裁副會監の中に就き之れを推薦す。一會監同盟各宗派管長之れに當る。▲第六章職制●第九条、本会に左の職員を置く。一會長一人（會長は會務を統理し、本会々議を開閉す）、一副會長一人（會長を補佐し、會長事故あるときは會長の事務を行ふ）、一理事長（理事長は會長の旨を享け各部の事務を総括し、之を整理す）、一理事三人（理事は會長又は理事長の指揮に依り、各部の事務を分掌す）、一會計監查役三人（會計監查役は本会収入支出の決算を監査し、會長に報告す）●第十条、職員の選任は左の例に依る。一會長は各宗派管長、又は門跡及本山住職中に就き會監之れを推薦す、一

副會長は各宗派寺住職中に就き會監に於て之を定む。一理事長及び理事は評議員会に於て選定し、名譽會監の同意を経て會長之を任免す。一會計監查役は各宗派会に於て選定し、會長之れを囑托す。一書記は理事長之れを任免す。●第十一条、職員の任期は三ヶ年とす。但し再選を妨げず。●第十二条、本会の事務を分て左の三部とす。一勸奨部、一司計部、一庶務部。▲第七章會議●第十三条、本会々議を分て左の三種とす。一各宗派会、一評議員会、一會監会。（會議に關する細則は會長之れを定む）●第十四条、會監会は本会々監を以つて組織す。●第十五条、會監会は本会事業に關し重要問題あるときは、之れを開會す。●第十六条、各宗派会は各宗派選出の委員を以て之れを組織す。●第十七条、各宗派会に付す可き事項左の如し。一本会則を改正する事。一本会評議員を選挙する事。一本会經費の予算を議定し又は其の算出を承認する事。一本会財産の処分に関する事。一本会の會計法出納規程に關する事。一前五項の外會長に於て必要を認むる事。●第十八条、各宗派会々員の任期は所屬宗派の定むる所による。●第十九条、各宗派会は定期臨時の二種として、定期会は毎年一回之を開き、臨時必要な場合に之を開く。●第廿条、本会に評議員十五名を置く。●第廿一条、評議員は各宗派会に於て選定し、會長之を囑托す。●第廿二条、評議員会に付すべき事項左の如し。一本会の財産管理に關する事。一各宗派会より委任を受けたる事。一前二項の外會長に於て必要と認むる事。●第廿三条、評議員の任期は三ヶ年とす。但再選を妨げず。●第廿四条、評議員は

会長の召集又は三人以上の発議により開会す。▲第八章特派講師及特派使●第廿五条、本会に特派講師及特派使を置く。但し特派事務に関する細則は評議員会議を経て之を定む。●第廿六条、特派講師及特派使の選任は左の如し。特派講師は各宗派中名望学識者の中に就き、其宗派管長の同意を得て会長之れを囑托す。特派使は各宗派事務曉通の者に就き、其宗派管長の同意を得て会長之れを任免す。●第二十七条、特派講師及特派使は別に任期を定めず。▲第九章会計●第二十八条、会計に収入したる現金は特約銀行をして之を取扱はしむ。●第二十九条、出納に関する規程は別に定むる処の会計法に依る。●第三十条、本会の経費は會員の齎出金を以て之に充つるものとす。●第三十一条、本会収入支出の決算は毎年一回、各宗派の承認を得て之を公示す。●第三十二条、本会々則は明治三十四年三月 日より之れを施行す。同会役員中確定せしは会長村田寂順、副会長前田誠節の両師にして其他は未定なるが、総裁には皇族を奉戴する筈なりとぞ。又同会は来月執行する拝瞻会準備の爲め各宗派委員は日夜詰切り執務中なり。

公報 [明治34年3月25日 第二二一号]

諭告

全国末派一般

暹羅国王陛下ヨリ客年我国仏教徒へ分贈セラレタル釈尊御遺形拝瞻会法要、本年四月八日ヨリ同月二十八日マテ二十一日間（本派ハ四月十六日ニ勤ム）。別記日割ノ通り京都大仏妙法院内仮奉安

殿ニ於テ各宗派合同嚴修相成ニ付、本派檀信徒ハ報恩謝徳ノ爲メ千載一遇ナル這回ノ勝筵ニ参拝シ、現當安樂ノ淨域ニ達スル本懐ヲ遂クベキ旨、各寺住職ヨリ懇篤勸奨セラルベク。殊ニ日本大菩提会々員ニハ汽車汽船賃金割引ノ特待アルノ外、京都各本山殿舎宝物觀覽ノ便アルヲ以テ、縑素共ニ此際菩提会へ入会セハ単ニ参拝ノ利便ノミナラズ将来ニ利ノ行願ヲ果スニ裨益尠カラザルベシ。一般宜ク此旨ヲ体シ、仏教ノ誠衷ヲ表ス可シ。

明治三十四年三月十五日

妙心寺派

教務本所

拝瞻会各宗派法要日割順 [明治34年3月25日 第二二一号]

四月 八日	天台宗及真盛派
同 九日	真言宗
同 十日	南禅寺派、東福寺派、建仁寺派
同 十一日	相国寺派、大徳寺派
同 十二日	真宗高田派
同 十三日	天竜寺派、永源寺派
同 十四日	黄檗宗、円覚寺派、建長寺派
同 十五日	妙心寺派
同 十六日	曹洞宗
同 十七日	本願寺派及木辺派
同 十八日	日本大菩提会発会式
同 十九日	出雲路派、誠照寺派、山元派、三門徒派

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

同	廿日	仏光寺派
同	廿一日	興正寺派
同	廿二日	日蓮宗
同	廿三日	時宗
同	廿四日	融通念仏宗
同	廿五日	真言律宗
同	廿六日	華嚴宗及法相宗
同	廿七日	浄土宗西山派
同	廿八日	真宗大谷派

大菩提会の拡張に就て吾門の志士に望む所あり〔明治34年4月10日 第一二二号〕

南行 禪史

大菩提会の設立は日本仏界の天地に新生面を開くべき時なり。大菩提会の拡張は日本仏界の天地に新曙光を拝すべき時なり。夫れ然り、而して宗教法案事件以来或る一宗派の感情のために暗雲塞がり、烈風捲ぎ、吾党をして叢味□を下らしめざりしことそも幾回ぞ。然れども各宗同憂の志士は協合一致、併進共行、千障を避け、万難を排し、以て遺形奉迎、大菩提会設立の目的を達しぬ。此際宗門心あるの士は能く當事者の心を以て心とし、小利に關せず、大義を守り、奮て斯会の拡張に努め、教家万年の大計を画せずして可ならんや。

然りと雖も、大菩提会の設立拡張に就て世論の向ふ所は何如、吾

党大に憂慮なき能はざるなり。何者、世人は已に大菩提会を無視せり。啻に無視するのみならず、讒誣、中傷、痛罵、酷謗、至らざるなきものゝ如し。甲は曰く、大菩提会の設立は積尊の遺形を振り廻はして一部僧侶の野心を満足せんとする機関なりと。乙は曰く、大菩提会の拡張は當局者の私利私欲に出で毫も孝順三宝の実を完ふするものにあらずと。丙は曰く、同会の或者は大菩提会を利用して酒池肉林の飲に耽りつゝあるものなりと。丁は曰く、當局者遊騰の結果は負債の山をなせしがため更に拝瞻会なるものを設けて収支相償はんと欲するものなりと。其他曰く何、曰く何と、あらゆる醜文字を挙げて菩提会當事者の頭上に加へんとす。

而も斯会の保護拡張に任ずべき各宗僧侶諸氏にして、往々世論の趨向に附和雷同し同胞相膺ち、家醜相発くの非行を敢てするものあるは何ぞや。吾党は大菩提会なるものは為法喪命の壮漢斐然として章を成せりとまでは思はざるも、もとこれ各宗屈指の有識者を以て組織せらる、何を苦しんでか世人の云ふが如き不義不徳を演ずるの理あらんや。ヨシ當局者にして世人の云ふが如き不義不徳を演ずるにもせよ、大菩提会は大菩提会なり、當局者は當局者なり。君子は其罪を惡みて其人を惡まずとかや、単に感情の一端に支配せられ神聖仰ぐべき教主世尊の遺形に対し暴言無礼取憚らざるは、仏子たるの本分に於て既に不可なり。然れば則ち吾門同憂の志士は須らく今日までの悪感情を白毫の光下に埋め、大に仏子たるの本分を明かにし、今回の拝瞻会を期として大菩提会の拡張、覚王殿の建設に尽瘁せざる可からず。當局者も亦寛裕の胸

襟を披きて在野志士の意見を容れ、以て取る可きは之れを取り、以て捨つ可きは之れを捨て、速かに日本仏教の根底を確立せざる可らず。日本仏教衰へたりと雖も尚多数の檀信徒を有す。各宗派の諸氏にして区々の感情に支配されず握手談笑の間に斯会の拡張に勉めなば、果然として宗運挽回、無余度生の実を完ふするを得ん。

以ふに大菩提会創立者も其本分を達せんことに熱中し、他を考ふるに違なきがため多少の失態はありしなるべし。また在野同憂の諸氏も教界の前途を憶ふに急にして多少の誤解は免がれざるべし。一事の爲めに他事を考へざるは惑へるに近し、前途の爲めに初歩を思はざるは誤れるに近し。惑へるものと誤まれるものと胥寄り相集まりて枝末の鬭争は益々劇甚となり、當局者は在野諸氏の妄を嘲り、在野諸氏は當局者の虐を罵り、衝突の極また掩ふ可らざる汚点を宗史の上に残さんとす、嗚呼何たる奇現象ぞ。他人眼中の塵を見るの明を以て自家眼前の梁木を見る能はず、三思すべきなり。

吾党は更に同門の志士に訴ふ。昔し武田、上杉の川中島に戦ふや電火石光、醒風血雨、互に勝敗を争ひしと雖も、戦止み軍退くの後は其情交平日の如く碁を囲みて軍中の労を慰せしと聞く。當局者如何に虐なるも一宗の絶滅を願ふものにあらず。在野諸氏如何に妄なるも異教徒にはあらず。共に世尊白毫の恩波に浴し上求菩提、下化衆生を以て目的とする以上は、須らく相議し相謀りて仏教の根底を確立す可きなり。局に當る者は惑ふ、在朝の議必しも

正しきを保せず、在野の論必しも誤れるに限らんや。然るを未だ其の哀情を披瀝せず、熟議を凝さずして或は虐とし、或は妄とし、以て愈々世海の乱潮を嵩めんとす。二者ともに眞の仏徒を以て許す可きものに非る可し。宜しく従来の墻壁を撤去し協同一致、直進前行奮て世海の乱潮に當らざる可らず。然れども吾党は信ず、世論なるものは其事業の善たり悪たり是たり非たりを問はず、到底免れ得可らざるものなるを以て諸氏は寧ろ新聞の妄評や、雑誌の反駁に躊躇するを止めて、一に聖徳顕揚、道義涵養の目的を貫徹するを要す。而して一たび其目的の彼岸に到達せば、彼の新聞の妄評も、雑誌の反駁も等しく世尊慈悲の光明界裡に撰取され、杳として声なきに至らん。

誠節禪師巡教日記（明治34年4月10日 第一二二号）

侍者 芥南 稿

三十四年三月廿日花園を発す。教務本所職員、其他の見送りを受けて前七時五十分花園駅を辞す（此行禪師、説教師として遠の場各寺主平松亮卿氏、及び予の三人とす）。七条駅にて東行の官線に転乗し、草津駅にてまた関西線に上り三雲駅に達せしは十時五十分過なりき。

同駅には近江国甲賀郡名坂村々長代理を始め大池寺の檀徒数十員、其他法類総代某氏、大池寺主池上文基氏迎へらる。直ちに腕車に搭じ一里余官道を東に向ひ遂に名倉に達し、西津宗右衛門氏の家に小休し、午後二時組内寺院僧侶各盛装し檀徒数十員に前後

を擁せられ、大池寺に入り晋山式あり。師偈に曰く

曾是行基開創地、神竜保護大池全、烏藤無力酬先徳、

鉄面豈堪臨此筵、（式略す）

引続き同寺七世旧邦和尚年忌の宿忌諷經を行ふ。

廿一日 午前七時会中祈祷般若会あり、十時旧邦和尚齋筵諷經を修行す。師香語に曰く、

三十七年円鏡裏、依然未忘旧邦園、春風桃李恰如玉

且憶生芻一束恩、

午後零時平松師説教あり、一時に至り注心經の開講あり。師偈に曰く、

讒拳心経遅八刻、建長注脚不須芳、後人只為愆初歩、

可憫一生醉濁糟、

了りて説戒、加行あり。師降座の後、また平松師説教ありき。

此日塔の銘を求む。師筆を採り直ちに成る（文略す）。銘に曰く、

官路自西又自東、鉄輪駛走快於風、聖凡来往無沮礙、

何等癡人尚滞空、

廿二日 午前七時戒徒参集、説戒の後加行あり。同十時西津宗右衛門氏の家に到り転読般若会を修行す。清衆は悉く出頭し精齋の供養を受く。午後一時講演、説戒、加行等あり。平松師は午前と午後と二回の説教を営まれたり。戒徒の外参詣人も数多見受けぬ。

廿三日 早晨奥村大蔵氏の請に依り其它に就き、祈祷般若会を修行す。大施餓二座、中施食会一座、及び般若会一座を午前と午後

とに修す。講演、説戒、加行等前日の如し、夜に入て雨。

廿四日 正午雨止む。午前午後に涉り般若会二座、大中小施餓鬼通じて十座を修行す。講座、説教、及び加行等大略前日の如くして、群参者堂に満つ。

廿六日 諸般の法要また前日に同ければ、之を記さず。

廿七日 加行、礼拝、及び補欠の拝了り、注心經は「見五蘊皆空度一切苦厄」の句に至りて講了となる。説教前日の如し。講後中小施餓鬼修行せらるゝもの二十座に及ぶ。夜に入りて特に有志者の請により説教ありき。

廿七日 戒壇の裝飾已に成る。午前八時四衆悉く参集、授戒の作法は総て式の如く終りたり。戒徒は比丘、比丘尼六人、本戒の男女九十人、因縁戒脈を授けしもの三十五人なり。午後一時説教一席、次に施食会数座、次に総て供養大施食会、満散了る。

午後同寺を辞す、迎へられし時の如く諸氏に送られ、三雲駅より搭乗し、七条駅を経て花園に帰りしは、正に午後十時過ぎなりき。

釈尊御遺形拜瞻会（明治34年4月25日 第一二三号）

同会は予定の通り本月七日より廿八日まで修行中なるが、日々各宗派管長出頭にて交番に法要あり。其間には京都名物の大文字点火、空也念仏、十夜念仏、尺八吹奏等あり。同会も高崎府知事、内貴市長以下区長有力者の賛成を得て、市民は毎戸米若干を寄附することゝなり。各組毎に車に積み旗幟を押し立て、賑はしく運

送しつゝあり。先般は近衛公爵同令夫人秋元子爵等も参拝せられて名譽会員に加入せられたり。十七日は市会議事堂及妙法院に於て菩提会拡張の大演説会を開き、各宗派の弁士出席して雄弁を鼓せり。十八日は同会発会式を挙行せし由。

大菩提会発会式〔明治34年5月10日 第二二四号〕

予期の如く去月十八日妙法院内仮奉安殿に於て発会式を挙行せり。其次第は始に村田会長表文を朗読し、次に暹羅公使祝詞、次、相国寺派管長中原東嶽、誠照寺派管長二条秀源二師の祝詞、大谷派管長代理渥美契縁師の演説あり。次に内貴京都市長、名譽会員総代として祝詞を述べ、次に小栗理事長の報告あり了りて、來賓一同へ茶菓精齋を饗せり。午後二時より各宗の法要あり。夜間如意嶽に大文字を点火したり。來賓は各宗派管長の外、高崎知事、渡辺子爵、折田第三高等学校長、井上警部長、名譽職等二百余名にして会員数百の参拝者ありき。暹羅公使の祝詞訳文は左の如し。

各宗管長猥下及日本大菩提会員各位、此莊嚴なる日本菩提会発会式に臨むに至りたるは本公使の深く喜ぶ所にて、村田会長に對し其厚意を感謝す。日本帝国仏教徒が益団結一致を主とするを見るは本公使の大に喜ぶ所なり。望むらくは其結合の愈鞏固ならん事を。尚日本帝国に於ける此日時は暹羅国民の喜悅する所にして、殊に日本仏教に對し非常の同情を有し給ふ。暹羅国皇帝陛下の御満足は一層深かるべし。貴国各宗は御遺形奉迎當

時の誠心を怠るなく僧俗力を併せて事に従ひ、以て大菩提会の目的を貫徹し、中には日本仏教全体の為、之を外にしては本公使の我皇帝陛下の聖意に報ひ奉る事を期せられん事は本公使の誠実なる念慮なり。謹で茲に各宗團結力の前途、更に盛ならん事を祈る。

誠節禪師巡錫日記（前号のつゞき）〔明治34年5月10日 第二二四号〕

侍者 芥 南 稿

（丹後国与謝郡石河村西禪寺の章）

十七日 早晨、師乘輿にて安下所を出で、住職始め之れに随ひ晋山上殿、桂杖を拈じて示衆の偈あり。曰く、

由来此法無南北、執道吾禪還有西、四七二三若夢、

出花入柳見春迷、何故、見資常思齊

式凡て例の如し。次に先住仁雄和尚七年忌齋筵。香語に曰く、

曾下人間逸酒仙、飲中常唱上乘禪、從將一滴投丘壑、

宿醉未醒既七年

楞嚴呪諷經行導あり。午後一時注心經開講。法語に曰く、

日月風雲暫不留、随他万境投遷流、建長未会斯中趣、

執筆呵言向外求

説戒、及び加行あり。了りて大施食一座修行。此日説教二座平松氏之れを勤めらる。（尾関教師突然檀用ありて前夜帰坊し本日向暮來錫せり）

十八日 早晨、及び午後最終に尾関師の説教あり。中間正午には平松氏、其他の説教あり。毎日此の如し再記せず。説戒、講座、及び加行も例に由り例の如し。本日会中祈祷般若会修行。

十九日 説教、説戒、加行、講筵凡て前日の如く。祈祷般若会大施食各一座づ、修行ありき。

二十日 参詣の男女盛装せるもの雲霞の如し。午前午後に亘り大施食二座、中施食十一座、小施食一座を修行す。余は都て前日の如し。

廿一日 大率前日の如し。特別施食一座、大施食三座、中施食二座、小施食三座を修行す。當夜より安下所なる土肥氏の先代万源院の法事あり。蓋し之れが七年忌に當り、西禅寺に戒会を啓建せるの発起者となり、又会中諸耆宿を講じ、盛んに追薦を行ふものなりと聞きぬ。

廿二日 早晨、土肥氏宅にて一衆総皆講、楞嚴呪行導、万源院、光殊院の年回追薦を修行し、諷経回向の後浄斎の饗応あり、頗る盛饌なりき。此日午前大施食、中施食、各一座修行、加行、及び補闕の拜了る。午後注心経講了、下座、触礼、及び祝礼を行ふ。

廿三日 早晨、戒壇裝飾既に了り、四衆悉く参集、比丘十二人、善男百九十五人、善女二百九十一人、因縁戒を与へられしもの二百人に及ぶ。授戒の式凡て規定の如し。鎮守海陽和尚證明師たり、主席和尚羯摩師を勤とむ。午後二時大施食総供養ありて一会円成す。

(丹後国与謝郡各寺院巡錫の章)

廿四日 早晨、西禅寺を辞す、住職始め一会随喜の尊宿、及び檀徒総代共に送らる。之れより先き慈雲寺檀徒総代の迎ひに来るあり。師は乘輿に、余は悉く徒歩し路を東南に攀づること凡里余、桑飼村字香阿慈雲寺に到る。村の入口には第一と第二の緑門を設け、日章を交叉し、住職及び多数の檀徒は第一緑門に迎へらる。師は檀徒某氏の家にあせらる。正午前には拳村の壮男数百人大鐘を牽運して寺に入る。雑沓謂ふべからず、午後一時始撃の式を行ふ。師法語に曰く、

大治精金無変色、華鯨鑄出懸天極、分明一撃破乾坤

震動須弥千百億

打鐘一下して曰く、

劫石有消、洪音無熄

以下順次住職、及び檀徒男女の一番より三番までの始撃あり。心經三遍、普回向了て一旦式了る。総供養大施食修行、當本部各寺院の僧侶悉く随喜せり。前夜尾関師の説教あり、當日は之れをなすに及ばず。

廿五日 早晨、慈雲寺を下り、石河を経て天津村字須津江西寺に至る。寺主は即ち尾関惠薩師なり。午後一時説教第一席は寺主、第二席は平松氏、最終は師とす。聴衆百人余、本日教務本所より急電に接し、各寺巡回を謝絶し帰山するに決したりき。

廿六日 弓の木玉田寺に到る。午後二時開教、説経の座数昨日の如し。聴衆も略同じ。

廿七日 文殊智恩寺に到る。兼て同寺々務査閲の必要あり、訓令

する所あらんがため兼務人山本思齊、以下同寺関係人一同参会を達したればなり。

平松亮卿氏は尾関巡教使の臨時代理として加佐、何鹿、北桑田の諸部在寺院を巡回するため袂別して先づ発せり。

午前十時兼務人、并に法類京極宗元始め三人、末寺は五人の住職悉く、檀徒総代三人参会す。師は一の覚書に依り第一条より(専務任職を選定すべき件)乃至第四条まで順次詳細に訓示せらるゝと幾んど一時間にて、関係人をして協議の未決答を求めらる。午後四時訓示に対し請書、及び調査書等を領せられ、関係人は随意散会を命ぜしめらる。

廿八日 午後五時智恩寺を辞す。直ちに乗車し福知山駅に達せしは正に前十一時過なり。午後一時三十分発の阪鶴列車にて京都に帰りしは後七時三十五分なりき。

(畢)

大菩提会近況 (明治34年5月25日 第二二五号)

浄土宗西山派の長谷川觀石氏は同会理事兼勸装部長に、真宗仏光寺派の芦名信光氏は理事兼庶務部長に、日蓮宗の豊田心静氏は理事兼司計部長に各々五月六日を以て任用せられ、之と同時に前任理事事務取扱後藤禪提、物部長寛、岩瀬諦全、河野良心の諸氏は解任せられたり。是より先き会長村田寂順、副会長前田誠節、理事長小栗憲一の三師は既に定まりおれば、同会役員は是にて一先づ決定せり。○御遺形奉安地は本月廿五日頃各宗派会を開きて決定せらるゝよし。其候補地は東京、京都、大阪、遠江、尾張、美

濃等なりと聞く。○前田奉迎使は本月十二日大津市大谷別院に於て、同十四日は同国八幡町蓮照寺に於て奉迎報告演説会に出演せられ、昼夜の開会に頗る盛会なりしとぞ。○客年来本派委員として専ら大菩提会の為めに尽くされし後藤禪提氏は、去る四月満期となりしを以て引退することゝなれり。されど本月中は残務整理の為め尚出勤せらるゝよし。

野村宗哲氏 (明治34年8月10日 第三〇号)

氏は建仁寺派周防国禪昌院住職にて大菩提会特派使として出雲国を巡廻せられ、此程帰参せられし或る談片の一二を録せん(

同国の某処に於て高木と云へる僧は到る処に大菩提会の事業に冷評を下し、又芦津といふ人は积尊御遺形に対し奉り大不敬の言を弄し、何れも得意に○○を試み却て意ある人の忌避を招きつゝあり(記者想ふ高木、芦津など聞けば、一は天竜寺前管長、一は南禅寺派新婦人の和尚ならんと速断する人もあるべけれ共、夫は大ひなる誤謬にて何れ他の同姓の人なるべし。前管長又は堂々たる和尚の中には斯る事蹟のある筈なし。

又イツバツ(或る一国の訛語)と云ふ有福なる寺院の住職を名誉会員に推選せんとしたる結果、稍く特別会員となり若干の納金を約し尾篋にも手附金なりとて拾銭を差出せしと傍人窃かに言ふ該住職は頗る事業家(一夜に千金を失する類)なれど、斯る僧侶正當事業には幾んど無意識なりと。

京阪間に流布せる新聞紙上に就て积尊御遺形奉安所に対する諸種

の中傷浮語を信じ、言を之に仮りて入会を躊躇する者あり。最も僧侶の中に多しと嗚呼事理を弁知せざるも甚だし。

暹羅公使〔明治34年8月10日 第一三〇号〕

去七月三十日帰路の途中神戸に滞在しつゝ、ありし暹羅公使フヒヤ、リツチロング、ルナツチエツト氏一行はさきに大谷派本願寺に立ち寄り一泊をなし、去る廿八日京都を発し當地ヲリエントル、ホテルに滞在し神戸発の佐渡丸に投船し新嘉坡に打向はんとす予定中、亦何か事件の起りしか同氏一行は再び京都に立ち帰り京都ホテルに入り一泊し、廿九日昼餐後大菩提会に参詣し拝瞻焼香の上帰館し、翌日愈両本願寺法主を始め菩提会主役諸氏に告別の言葉を述べ再び帰神し去る。卅一日同船に乗じて解纜したりき。同氏一行は夫人と十二、三才の子息二人并に山本通訳官書記及び妃一人各合せて六名なりしと。

大菩提会〔明治34年10月10日 第一三四号〕

会務に付前田同会副会長は九月廿三日神戸に上られ、引返し大坂同会支部を視察せられたり。又九月廿九日近江国木ノ本妙円寺に開設せる法話会に臨場せられ今湊、巖野両師の演説ありて頗る盛会なりしと聞く。

京都日々新聞〔明治34年10月10日 第一三四号〕

京都市内にて発行する赤新聞紙即ち京都日々新聞は曩きに前田議

事の私行を掲載し遂に告訴を被りしが、此頃京都地方裁判所検事局は数回審問の末同新聞社長中安信三郎（京都市会議員）、執筆梶田盛及編輯人等の公判を請求せし旨、九月十六日告訴人へ通知せり。當初同新聞に若干金の補助を各宗派臨時事務所又は大菩提会等より受領せんことを前田議事に依り数次請願せしは中安梶田の両人なりしが、本年五月来其補助金の出でざること、なりしより又々前田議事に縋りて種々哀求する所あるも、同新聞の行為には面白からぬ事ありて前田議事は断然之れに応ぜざりしより、遂に誹毀讒言せるなり。而して中安梶田両人は京都府知事の予戒命令を執行せられたるものなれば、之にても両人平素の行為が如何に世に認められつゝ、あるかは深く考へずして自ら知る可きならん。又大菩提会元理事の僧侶中、或る一人は同会事務に當り私望を遂行せん目的あるも前田議事同会に在りては兎角其希望を達し得ざるを以て同氏を退休せしめんとて、斯くは赤新聞と密約し同氏誹毀事件を綴著し之を中傷せんと巧みたるものなりと云ふ。

各宗派管長會議〔明治34年10月10日 第一三四号〕

同會議は本月中旬頃大仏妙法院に於て開會し、覚王殿建設地選定の件並に宗教制度調査報告書等に関し協議する筈なりしも、曹洞宗に於て、本月中旬より十一月上旬に亘り本末會議を開き、管長に差問へあるを以て早くも十一月中旬以後ならでは開議の運びに至らざるべしと云ふ。

暹羅公使の書翰〔明治34年12月25日 第二三九号〕

十月二十八日附を以て菩提会に宛て在暹公使稲垣満次郎氏より各宗派管長猊座下に対し 暹羅国王陛下へ各宗派の仏書類献納の謝辞及未贈呈の分督促書翰到達したるよしにて、釈尊御遺形奉安事務総理村田寂順師は各宗派へ左の通別紙公使の書翰写を添へ申送られしと。左の一片は本派へ到着せしものなり。

本年十月二十八日盤谷府発同十二月十三日午後十時

到達在暹羅国稲垣日本公使より來翰写

謹啓時下秋冷之砌、各位益御健祥奉賀候。然者日本仏教各宗派より献納相成候仏書類の内、天台宗同真盛派、臨濟宗各派、浄土宗西山派、真宗仏光寺派、黄檗宗、華嚴宗、法相宗、真言宗、智積院等の分接到に付

當国王陛下へ謁見の上献上方取計申候処、陛下には最も御満足に 思召され右各宗派の厚意を謝すとの 御言葉を賜り候。

右各宗派へ一々御挨拶も不申上候得共、貴師より可然御伝声被下度候。尚其他各宗より献上の分は一日も早く御寄贈相成度希望の至に不堪候。

次に貴師等の御尽力に由り大菩提会財政整理も其緒に就き候趣、新聞紙上に相見欣賀の至りに奉存候。 聖骨奉体の件に付ては申上る迄も無之候得共、

當国王陛下之御厚意に背かざる様此上の御尽力本邦 宗教界の爲め幾重にも御願申上候。乍末毫時下寒冷折角御自愛專一に是祈。 艸々不具

十月二十八日

在暹大日本公使 稲垣満次郎

釈尊御遺形奉安事務総理

妙法院門跡 村田寂順殿榻下

虔修尺一繁霜栗烈之候

道範益御清適二利円満為邦教奉至賀候。然ば客載十月十一日在暹羅大日本公使稲垣満次郎氏の寄翰中嚮には 暹羅国王陛下より 釈尊御遺形并に黄金仏像を御譲与被遊今又皇后陛下より鈔略三藏経七篇并覆絹として 同陛下親製の金玉刺成綿繡一卷を日本仏教各宗派全体へ御寄贈相成候に付、斯の罔極の 聖徳に酬ひらるゝの厚誼無かる可らず。頼に今回 暹羅国王陛下は仏教図書館建設の御企図被為在候間、前件の御礼として本邦各宗派の仏書類を蒐集し、御奉呈相成度旨懇篤に申来り候に付、同年十月廿八日附を以て各宗派管長猊座下に縷陳仕置、其後更に呈東三十四年一月限り本所へ御送附被下度。且本所に於て修補莊飾等も一定にし四月中には彼地へ贈呈仕度旨具申。尚其後も御促取申上候も四月に至り、劣かに五宗派計の外か御送附無之央四月十八日暹羅国全権公使ヒヤーリイテイロングロンナチエツト参拝の砌被申候には、余り遷延相成候ては日本仏教宗教家全体が 暹羅国王陛下及 皇后陛下へ对せらるゝ親誼の冷淡に陥るの恐れ有之候間、精々早く御寄贈相成度との忠告に付又々其趣を為致縷申置候へ共、兎角に集り兼候去る八月駐劄本邦暹羅公使帰国に付京都へ被立寄候節、自分事此度帰国に付我が

本国 国王陛下は必ず日本仏教者の 御遺形に対する信仰崇敬の態度如何の御下問あらせらる可きに付万々御都合能き様に上申は可仕候得共、未だ覚王殿の基礎も定められず且何更日本仏教者全体が感恩の報効無くしては下官も面皮無之に付、責ては既に集り居処の宗派より献本丈けなりとも下官帰国と同時に御寄贈相成度との事に付、未だ御送附なき方に対しては甚だ本不意に候得共、無余儀既集の分丈け寄附し同公使へ厚く謝忱は申託し置候。然処在暹稲垣公使より十月二十八日附を以て別紙の通謝辞且未贈呈の分督促書翰昨十三日到達仕候間、申上る迄は無之候得共、今後は愈々無御捨置、速に御送致相成度冀望仕候。余懷不乙

明治三十四年十二月十五日

積尊御遺形奉安事務総理 村 田 寂 順

妙心寺派管長 小 林 宗 補 殿

大菩提会監會議〔明治35年2月10日 第一四二五号〕

同會議は前号所報の如く各宗派管長會議に引続き、即ち去月二十日より二十二日迄山内龍泉菴に於て開会せられたり。其議事大略は左の如し。

二十日午前十一時三十分開会、本日の出席者は各宗派名譽會監及委員共二十八名略。前日の各宗派会出席議員の顔振れにして内二、三名の交迭を見しのみ。外に菩提会本部よりは會長村田寂順副會長、前田誠節理事、豊田心静、芦名信光、長谷川觀石の諸師

出席せり。開会劈頭村田會長の挨拶あり。次で正副議長の選挙を行ふ。議長に二条秀源、副議長に弘津説三師當選したり。時に午後十二時二十五分、午餐休憩の後

午後一時三十分再び開會議長より諸般の報告を為し、次で前田副會長は昨年二月以来会務の報告及将来の方針に付き一場の演述を為し右終るや、本會議は開始せられぬ。

本部提出の議案は左の如し。

第一号議案 覚王殿建設に係る土地選定の件（修正決了）

第一条 御遺形奉安地は京都と仮定す。

第二条 奉安地選定に関する諸般の事件は、會長以下本部員之れを取扱ふべし。

第三条 奉安地は京都市及附近郡中に就て、第二条の手續に依り之れを選定し宗派会を開き決定すべし。

第四条 奉安地は可成信者の喜捨を請ふべし。

第五条 奉安地は境域一ヶ所にて凡十町歩とす。但選定の都合により本条の町部を二ヶ所又は三ヶ所に分つも妨げなし。

第二号議案 御遺形紀念巡瞻会執行の件（可決）

第一条 法要期日は例年四月十三日より十九日迄一七日間とす。

第二条 法要修行は期日中各日各別に各宗派管長方御親修あるべし。

第三条 法要修行出席の宗派順次は本部に於て之を定め、當該宗派の承諾を請ふべし。

第四条 法要修行の経費は本部より之を支出す。

第三号議案 御遺形地方巡瞻会執行の件（修正決了）

第一条 巡瞻会は各師団所在地にして、正会員二万人以上現在する地方とす。

第二条 巡瞻会に付御通過の市町へ御立寄を請ふときは、之れ許可することあるべし。

第三条 巡瞻会に係る経費は其地方会員の負担とす。

第四号議案 日本大菩提会を法人組織とするの件（延期）

第一条 本会は本会の目的及事業の本旨に基き、財団法人の認可を出願すべし。

第二条 法人の代表者は追て宗派会に提出し決定を求む。

第三条 法人設立に関する諸般の事件は、本会役員に於て之を査定し認可出願の手續を為すべし。

第五号議案 会計法（延期）

第六号議案 日本大菩提会本部会計決算報告（同上）

第七号議案 同会本部会計歳入歳出予算（同上）

第八号議案 会則条項改訂の件（同上）

会 則

第四章第五条 一項より四項迄の各項に評議員会とあるを「本会の推薦に依る」と改む。

同第六条 但随喜会員には證票のみを交付すと追加す。

同第九条 第四項の次へ

一 顧問 若干人

顧問は必要の場合に於て各部の事務に協商せしむるの一項追加。

同第六章第十条 第三項の次へ

一 顧問は縋素を論せず、本会々員に就き本会事業進行の爲め必要の場合之を囑託すの一項追加。

第十一条 但書再選を再任に改む。

外に三方原を以て仏舍利奉安撰定地とせんの建議案は融通念仏宗清原賢静師によりて提出せられたり。

前田副会長の演述終るや第一号議案の第一読会は始まり、「弘津説三師先づ立て遺形奉安に係る土地撰定は焦眉の急なるも、大菩提会が整理完成の上にあらざれば何事も前後矛盾すべし。要は其の負債を償却して基礎を固め、各宗の合同を鞏固にし而して後土地撰定をなすべし」と述べ、次で津田日厚師は覚王殿建設地は東京に限ると「其の輦轂の下に於ける奉安の事業は百般の施設何事も完美し、布教殿堂に於ても慈善事業に於ても大に将来の注意を惹く事より東都は資金家の実力此事業を成すに堪る事地方に比して万々なれば、之を措て他に好案なし」と論究し、續て清原賢静師は先きに建議案として提出しある撰定地、即ち三方原を以て覚王殿建設地とせんの理由を述べ、「該地の如きは土地高坦肥沃、天竜川の水利を受け木石材に富み、将来我国の一都市たらしむるに足るべし。今や我国千古未曾有の遺形奉安殿建設に付て同県下有志者は熱心に宝塔を迎へ、該地に巍然たる一大殿堂を創建し仏徳を未開の地に布くべし。又資金の如きは地方有志者に於て

大に経営する処あり。既に書を以て其詳細は報告しあれば、宜しく該地に撰定せられんことを希望す」と述べ、夫より甲論乙駁何れも多少の賛否あり論議容易に尽きざりしが、遂に北条瑞岳諸師の発に依り各派の意見を取り纏むるため議長指名に由り交渉委員七名を選挙せり。即ち

日蓮宗津田日厚師、曹洞宗弘津説三師、天台宗彦阪湛照師、大谷派渥美契縁師、高田派日野法雷師、建仁寺派瑞岳惟陶師、妙心寺派稲葉元厚師。

以上七名の交渉委員は二十一日午前九時迄に交渉を取り纏むること、なし、午後四時三十分退散せり。

二十一日午前は前日の交渉委員会に於ける協議纏まらざりし爲め、休憩し漸く午後四時に至り開会せり。

開議に先ち議長は村田副会長辞職願書提出に付き、及び北条周篤師外五名より提出覚王殿建設撰定地に係る建議案を紹介せしに、村田会長辞職の事は留任勧告のことに議決し、議長の指名を以て津田、北条、林の三師を委員に選定せり。

次で交渉委員の報告に入る彦阪稲葉両委員より本派本願寺及木辺派に於ける交渉の結果を報告せらる。則ち「両派共覚王殿建設地は何れに撰定せらるゝも各宗派の意向に一任すべし。及本年四月拝瞻会挙行には期日を通告せらるれば何時にても参拝すべし。又巡瞻会の件は何事も開陳せざるべし、強て意底を問はるれば聊か本派としては同意しがたき事情あり。既に仮御奉安中にあることゆゑ、巡瞻といふが如きは苟も聖国王授受の遺形として神聖上余

り賛同しかぬる云々」との回答報告を為し、引続き委員長渥美契縁師委員会の結果を報告して曰く「抑奉安地撰定に付ては西京と云ひ東京と云ひ何れも其利害得失は免るべからず。今吾々の認むる処を以て今日迄の経歴に徴せば西京を以て穩當となすべし。然しながら翻て将来弘通を目的とする辺より思考すれば東京を以て其目的地となすべきも、其盛衰消長将来に渡りて實際の利害を究むることは極めて容易にあらず。従て今又之れを軽々に定むることとは又公衆信仰の離合にも影響すべきに付、充分に其利害得失を調査し公平を維持したし。依て委員を設け来る二月より六月二十五日迄の期間に於て之を調査し、其結果を会監會議に付し而して後定められたし云々」右の報告終るや三方原建議案の提出者清原師は昨日より委員が三方原派に交渉の手続を取らざりしは不法なりとて大に其委員の職責を詰り、続て筒井鈴木の諸師之に賛成し、遂に委員との間に甚しき激論となり議場頗る騒然たり。此の時前田副会長番外より「元來此の奉安地の件たる先年來屢々各宗派会又は会監会を経て、未だ容易に決する処あらず。今又委員の報告に依り其調査期間を六月廿五日迄と定められ議場も幸に之れを是認する処とならば、誓て此決議を実行せられたし。従前の如く常に不整理不整理の間に埋らるゝことは甚だ遺憾とする処なるのみならず、我々本部員としては直接責任上云ふべからざる迷惑を感ずる次第なれば、願くは御遺形に対し暹羅國王に対する吾々仏徒の赤心として必ず責任ある議決を残されんことを希望す云々」の演説を為し、次で又委員報告に対し種々の議論出で、決

極之を議場に於て是認するや否やに付採決することゝなりたるが、遂に委員会の調査は少数を以て否決し、午後六時三十分散会せり。

二十二日 本日は午前中議員の協議会にて、漸く午後三時に至り、撃柝連声と共に開会せられたり。議長は例に依りて諸般の報告を為し、村田会長辞職の件は来る四月拝瞻会後まで留任の事に報告せられぬ。次で第一号議案は昨日交渉委員の調査を否決したるを以て、本日の会議にて松岡秀雄師の提議に依り、左の如く修正可決したり。

御遺形奉安地撰定は七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日迄に聯合各宗派会監会議に報告し協賛を求むる事。

次で修正案中七名の委員を九名と修正し、宗教法案交渉委員の七名へ二名（真言高田派日野法雷、時宗河野良心の両師）を増選せり。茲に第一号議案の一段落を告げ次に第二号議案に移りしが異議なく原案通可決せり。夫れより夜に入りて第三号議案を議せしが「第一条京都以外の拝瞻会は時宜により東京に於て修行するを得」と修正し、第二条削除、第三条原案通り。何れも二三誦会を省略し可決せり。次に余の案は番外の請求に依り会期切迫したればとの故を以て、来る四月会監会開設の際まで延期する事となり、四、五、六、七、八の議案は議了に至らずして午後七時閉会を告げられぬ。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

御遺形奉安地定まる（明治35年3月10日 第一四四号）

釈尊御遺形奉安地は本年一月の各宗派会議に於て左記の委員を選任し、東京、京都、遠江の中に就き調査の上選定することゝなれり。其委員は

曹洞宗	弘津説三
日蓮宗	津田日厚
大谷派	渥美契縁
西山派	靈群諦全
真言宗	土宜法竜
天台宗	中村勝契
妙心寺派	前田誠節
専修寺派	日野法雷
時宗	河野良心

依て委員諸氏は二月十八日会合して協議する所あり（委員中渥美氏は差支ありて代理松岡秀雄氏出席、日野氏は数次出席を促がしたるも遂に回答なく欠席せり）。越えて二十一日に至り、左の各項を決議せり。

一 御遺形奉安地は京都と限定し、先づ土地并に金貳拾万円を京都市若くは個人より寄附せしむるを以て委員会の決定とす。

前項の決定を会監会に提出する為め、委員中より三名を選挙して之を調査せしめ、確定の上報告するものとす。

右委員には靈群、河野、中村の三氏と定まれり。序に記す大菩提会の鴨東銀行に対する債務は去月二十五日を以て償却し了りたれ

ば、是より大に会務の拡張を計らん都合なりとぞ。

前田議事〔明治35年3月25日 第一四五号〕

美濃国禅原寺戒会に管長大禅師代理巡化を拜命せられ本月九日巡化に赴かれしが、去十七日早曉帰山せらる。尚本月廿日は尾州今宮町開設の大菩提会演説会に出張し、又廿三日は尾州起駅、廿四日は同州稲津駅、廿五日は祖父江にて修行する大菩提会演説会に臨み、廿九日より播磨国成福寺の戒会に赴化、四月五日帰山、八日よりの本山恒例法会中は他出せられざる筈。

誠節和尚巡化日誌〔明治35年3月25日 第一四五号〕

侍者 台 同 輯

美濃国加茂郡川辺町禅原寺は本派管長大禅師を請し、菩提戒会を執行せんことを教務本所に請願したれど、大禅師には兎角宿痾宜しからず、殊に余寒猶劇しく道体支障を重ねんことを気支ひ、且つ医師の注告も在り、當度限り俄かに代理派出の事となり、議事前田誠節和尚遂に代りて同寺に赴化せらるゝことゝなりぬ。和尚に随行せしは大心院住職片岡義文氏本派執事代理として、他は予一人なりき。

明治三十五年三月九日 味爽六時龍泉庵を出達。二条停車場より京都駅に到り午前七時五十五分発急行列車にて東に向ふ。斯くて岐阜駅に着せしは幾んど正午の頃なりし。本教区取締角田證訓氏、禅原寺法類総代真常好運氏、其他数名の老宿迎へらる。中島

旅店に小憩、之れより先き降雨ありたり。

一行は真常好運氏を加へて四員となる。午後一時過ぎ腕車にて岐阜を發し木曾街道を東方に進み、鶴沼駅に小休す。之より東沿道の部落は多く本派寺院相連りたれば、取酒倉などには宝積、長藏涼樹寺等の尊宿及び各寺の檀徒各數十人路傍に揖迎せられ、太田町入口には祐泉、万尺、禅隆寺等其他多数の老宿又は檀徒等迎へらる。同町祐泉寺に入りしは午後五時にて、當日は此に安下す。雨未だ止まず、車上幾分困難を感じたり。

十日快晴 禅原寺住職田原元紹氏、同寺檀徒総代及川辺町長、又は一会の役位等数十名来り迎へらる。午前九時三十分祐泉寺を辞し、腕車に搭し東北に向ふこと二里余、川辺町に達せしは約前十一時なり。同寺檀徒にて同処の豪商田原作平氏の家を安下とし、一行是に仮宿す。

正午過ぐる頃鐘報交も鳴る。主席以下一会の尊宿及僧侶檀徒等前後を圍繞し、和尚は輿に乗じ（毎日此の如し）寺門に入る。門の内外は緑門、旗章、桃灯等紅白に靡々たり。上殿登山の偈（之を省く）諷経あり。次に会中祈祷般若会あり。参詣の男女内外に満つ。

午後二時注心経開講（偈あれど省之）次に説戒、次に総礼、偈五師の拝及五十三仏の拝了りて下座触礼あり。又書院に就て大衆相見の礼ありたり。巡教使武藤恵真氏別請に依り来りて説教せらる。開祖抜山和尚宿忌の諷経を修行せり。夜に入り説教。前席片岡義文氏、後席は武藤恵真氏なり。聴衆頗る多し（毎夜説教あり。其

都度姓名を略す。蓋し略するなり武藤片岡二氏勤めらるゝなりと知るべし)。

十一日快晴 禅原開祖抜山和尚二百五十年遠諱齋会楞嚴呪行導修行和尚上香の偈あり(省之)。午後に至り加行、本講、説戒等例の如く。大施食執行、及び説教都て前日に異ならず。

十二日快晴 諸般の法要大略前日の如し。転読般若一会、施主家の為に修行す。是日陰曆の初午なりとて、俚俗盛装し男女来往するを觀る。蓋其処の稻荷社に賽するなりと。

十三日雨 本講、加行、説教都て例の如し。祈祷般若会、大中小施食会数座ありき。

十四日快晴 午前説教、加行あり。午後には本講に次て加行ありて、般若会一座、大施食、中小施食等数座あり。晚田原兼四郎氏宅に就て齋を受く。夜に入りて雨降れり。

十五日快晴 加行満了、本講及説戒例の如し。大施食修行、次て釈尊御遺形奉迎顛末の演説あり。聴衆最も多し。晚田原鶴藏宅の齋に赴く。

十六日快晴 早晨戒壇裝飾既に了り、四衆亦た集合す。説教あり。午前十一時登壇授戒の作法を修行す。本戒四百八十九人、因縁戒を頂受せし者二百有余人、午後二時総供養(香語不記之)。放生会修行、是に菩薩戒一会の法要了せり(因に一会の予算五百六拾余円にて、金拾九円を剩余せしと云ふ)。

午後四時和尚発途。住職已下、一会の僧侶檀徒総代戒徒等尽く送らる。其中住職法類総代、檀徒総代太田駅まで同行、之にて訣別

す。日漸く暮る。鵜沼に小休止岐阜停車場に達せしは幾んど午後十時。午前零時二十三分発にて、京都に着せしは十七日午前四時四十分なり。小憩の後午前七時十分京都鉄道に搭し、花園に帰る。暁天微雨ありき。

大菩提会演説会 (明治35年4月10日 第一四六号)

三月十八日尾張一宮町濟念寺へは会長村田寂順師、副会長前田誠節、特派講師小栗、村藤村等の各師出張せられ、午後一時より開會。傍聴人三千余員頗る盛会にて、爾來會員たらんとするもの日々数百員以上に上り居るよし。同廿三日同国起宿本誓寺にて開會。第一席高木義答師、第二席村玄覺師、第三席小栗憲一師、第四席前田副会長。聴衆約三千余員諸師何れも同会拡張の主義を演ぜられ、午後六時より同所小学校にて茶話会あり。郡町内各名譽員以下列席せし者二百余人、悉く同会々員たらんと申込ありしと。同月二十四日同国稻沢町禅源寺にて開會演説出席の諸師大略昨日の如し。聴衆五千余非常の盛会なり。同町にて未曾有の事なりと云ふ。特に入会申込人頗る夥しく、何れも菩提会の趣意を歓迎せりと因に聞く。前田副会長は二十三日午前六時七条発にて関西線及尾西線に依り、午後三時起町に至られ、同夜同所大谷派信者加藤氏に投宿あり。二十四日禅源寺より暮後、一の宮町即得寺内支部に所要を済し、同夜午前一時十分一の宮発にて二十五日払暁花園に帰山せられたりと。

覚王殿建設と名古屋市〔明治35年4月10日 第一四六号〕

既報せし覚王殿建設位置は単に委員会の決議のみにて該決議には反対多き由なるが、名古屋市の有志者は此際覚王殿の位置を東京、京都の中間なる名古屋に設置せんとて既に徳川侯爵、沖男爵を始め有力者の賛成を得て、同市役所内に御遺形奉安地撰定期成同盟会なるものを設け、同地の豪商小栗富次郎氏は目下東上して運動中なるが、近日京都に來り各宗管長に陳情の筈なりと。同会々則は左の如し。

御遺形奉安地選定期成同盟会々則

第一条 本会の目的は日本仏教徒の円満を図り、且つ県内の繁栄を期する為め御遺形奉安地を名古屋市附近に選定有らんことを運動するを以て目的とす。

第二条 本会々員たらんとするものは其住所姓名を記載し、本会に申込むべし。

第三条 本会の会員は第一条の目的を以て賛助し、目的以外の事を為すを得ず。

第四条 本会に左の役員を置き、総て事務を処理せしむるものとす。

一 会長一名 一 副会長二名 一 理事若干名

第五条 本会の経費は総て寄附金を以て之に充つるものとす。

尚ほ聞くに若し同地に建設するに決定せば三十万円同地方より寄附すると云ふ意気込みなりと。

拝瞻会〔明治35年4月25日 第一四七号〕

臨濟宗の積尊御遺形拝瞻会は去る十七日にして、本派より臨濟宗管長総代として虎溪堯応師其外出頭員七名、他派天竜寺一名、相国寺二名、南禅寺一名、建仁寺四名、東福寺三名、大徳寺二名、永源寺三名、の八派合同し、午後一時一番太鼓を以て整衣、二番太鼓にて座配、三番太鼓奏樂出頭。虎溪堯応師の導師にて楞嚴呪行導を修し、同二時半茶菓の礼ありて散場、堯応和尚の拈香ありたり（略之）。

積尊御遺形拝瞻会〔明治35年4月25日 第一四七号〕

同会は本年一月会監会議決議に従ひ、本月十三日より一週間各宗交代にて大仏妙法院なる仮覚王殿に於て修行せり。同院門前町馬町北門より七条まで両側に高張提灯を樹て、覚王殿には五色の幔幕を張り、積尊遺形の輦輿を中央に安置開扉し、其東脇に暹羅国王室より御贈進の経卷の覆ひ、並に同国文部大臣より寄贈の経卷等を陳列し、精饌生花を供し、左の日割に法要ありたりと。

十三日天台宗○十四日興正寺派○十五日浄土宗西山派○十六日
本派本願寺○十七日臨濟宗○十八日仏光寺派○十九日大谷派本

願寺

誠節和尚赴化日誌〔明治35年4月25日 第一四七号〕

侍者 台 同 誌

播磨国加古郡下初条村成福寺記事

三十五年三月二十八日午前花園苑。池田議事、木宮、永井各執事、其他本所職員及龍泉衆の送別あり。七条駅に到り午前十一時三十七分發西行列車に搭す。

蓋し此行は成福寺住職亀田祖明氏の発願に依り、法類及檀徒総代等連署して和尚を請し、七日間の菩提戒会を該寺に啓建するが爲め此途に上る。随行には塔頭大心院住職片岡義文氏及予なりき。

斯くて午後三時過、汽車の播州土山駅に達するや既に住職并に檀徒等、其他法類亀田虎雄、松林令祐等の諸氏、常光般若林在学々徒二十四名、職員教授一同プラット、ホームに出迎らるゝあり。

揖礼の後腕車に搭し、加古新村栗林簡平氏（成福寺檀徒なり）の宅に達し一夜の安下所となす。此日快晴好旅行なりき。

二十九日晴 午前九時栗林安下所を出つ。和尚は乗輿に、住職以下僧侶及檀徒等数百名徒歩にて従ふ。麦隴又は松谿の間を行くこと三十余丁、成福寺に達す。直ちに上殿。晋山諷經（偈省之）

了りて書院に就き、祝礼。午前十一時過、註心經講筵開卷（偈省之）、次に会中は第一節儉を主とすべき事、第二火災予防に注意すべき事、第三僧俗共に和合を爲すべき事等諄々として訓戒あり。下座触礼退席の後、徳岡梵修氏の説教あり。了て大施食一座修行遂に隣利昌岩寺に投す。之を一会中一行の安下所とす。當日参詣の男女数百人供齋あり。夜間説教二席。前講は片岡義文氏、後講は徳岡梵修氏なり。聴衆内外に充つ。此日報始会交渉員天野静山氏来りて各寺院僧侶に謝告あり。大菩提会但馬支部員、日蓮宗某来りて和尚に面会を求む。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

三十日曇 午前八時会中祈祷般若修行引続き加行。午後一時講座如例了て、征清戦役陣亡者及青森山口大隊凍死者の爲めに追薦大施食を修行す（和尚法語あり省之）。説經中帰休兵士数十人の焼香等あり。最後先住水一二長老年忌齋会の連夜諷經を行ふ。雨降る此日一柳瓊山氏、徳岡梵修氏の説教ありき。

三十一日快晴 午前加行及齋会の諷經楞嚴行導あり（香語省之）。午後講筵、引続き加行説戒等あり。了て大衆一同加古新田なる檀徒藤原豊蔵の宅に就き、大般若転読会を修行し、薬石の饗を享く。昼夜共に徳岡片岡両氏の説教あること前日の如くなりき。

四月一日快晴 加行説戒及講評都て前日の如し。大施食二座あり。両氏の説教も昨日に殊ならず。是日常光般若林学徒二十三名来りて相見を請ふ。和尚爲めに訓誡を与へられたり。因に聞く常光般若林は常光寺主亀田虎雄氏の特志に依り成立し、派内にて教授たるべき人を聘へ、専ら業林の古格を維持し、少々は各寺院の助成を仰ぎ以て庫下を支持し、常に二十人余を安所せしむるなりと云ふ。

二日雨 午前説戒及加行の後、加古新田なる檀徒林英一氏の宅に趣き誦經し、又再び去りて松尾茂平氏の宅に就き、大施食一座を修行し齋を享く。蓋し何れも懇請に応してなり。

午後三時帰寺。直ちに講席を開く。続いて説戒及加行あり。次に大施食二座、小施食二座を修行す。説教都て前日の順序と同しかりき。入夜雨休み風臻る。

三日快晴 午前説戒加行あり。午後二時講了。下座触礼書院に

就いて祝礼を行ふ。了りて説戒加行及補闕の拜、続いて大施食一座修行説教数席あり。日本大菩提会に対し、神戸の人来りて和尚に面謁を求めたれど、都合ありて謝絶せられたり。

四日快晴 午前九時四衆三集授戒式修行都て恒規の如し。正戒一百七十人縁戒八十人なり。齋後総供養大施食及放生会修行。戒徒一同門送相別の礼を講す。一行直ちに発車、主席及檀徒総代送らる。加古川駅午後四時廿一分発上り列車に搭し、七条を経て花園に帰りしは午後九時なりき。議事執事其他の迎候を辱うす。

(畢)

前田議事〔明治35年6月25日 第一五一号〕

前田議事は既報の如く、日本大菩提会副会長として同会本部の要務を帯び、客月廿日東上、本月十三日帰所せられたるが、今其要務の大略を聞くに、

一、本春同盟各宗派会の決議に依る御遺形拝瞻会を東京に於て執行すること。

一、右に付、曹洞日蓮両宗の當局者及田村大菩提会東京出張所に交渉を為すこと。

一、東京府同盟各宗派取締及道俗一般篤志者に就き、拝瞻会に關し斡旋の勞を依嘱すること。

一、東京市内寺院に就き、拝瞻会執行準備事務所を設立する事。

一、拝瞻会執行日期限開期等予定又は内定に關する事。

等の件々なりし由。

前田議事〔明治35年7月25日 第一五三号〕

同議事は本月十三日午前零時二十分の七条発列車にて日本仏教学年会夏期講習会臨場の為め出発せらる。同行は土方普通学林幹事長及び侍者一名なり。午前四時関ヶ原駅に着せらる、や同駅大谷派宗徳寺住職始め数百の僧俗は待合所に奉迎し、議事が供奉せられたる。其曾て暹羅教務大臣より贈られし金銅の仏像を合掌圍繞の中に、白木造の輿に移しまるらせ宗徳寺に入るや、既に信徒の集るあり仏像を本尊に安し礼拝誦經あり。午前七時より約一時間に亘る議事の仏像伝来の由縁及び日本大菩提会に關して一場の法話あり。參詣の男女は千を以て算ふべし。養老夏期講習会委員たる芝田徹心氏来り迎らる。依て午前九時仏像は御乘輿に、議事以下一行は腕車に、数千の群集に前後を擁せられつゝ、宗徳寺を出で駅の中央より南向し、牧田を経て高田町を過ぎ養老山に到る。沿道には諸方より迎送の僧俗其数算し難し。午後一時講習会場なる大谷派説教場に著し、議事奉安の礼拝誦經あり。是日講習所の開所式修行講義数番ありし中、議事は仏遺形にて就て仏舍利との比較を談ずと云る題の下に一場の演説あり。了るや議事土方幹事長以下退場直ちに腕車に搭じ大垣に向はる。議事は大垣旅館に一泊せられ、土方氏等は岐阜に向はる。

大菩提会紀念大法要〔明治35年7月25日 第一五三号〕

七月十九日東山妙法院積尊御遺形仮奉安所に於て紀念大法要修行、本年は臨濟宗に囑托ありければ導師は竹田黙雷禪師にて、僧衆は臨濟七山より数十名出頭せられ、楞嚴呪行導回向莊嚴なる式修行あり。日本大菩提会本部にては僧衆へ齋を供せらる。

暹羅と日本〔明治35年7月25日 第一五三号〕

近頃暹羅政府が頻に好意を我に致すは全く同国内に蟠れる支那人の勢力非常にして王族間にも近來益其血縁者増加する為、斯くては遂に國家を転覆するに至るべしとの虞あるが故なりと。又商業貿易の大部は皆支那人の占むる所にして政府中彼等の鼻息を窺はざる官吏は一人も無く、功勳は総て彼等の金力によりて買収せらるゝ等、歸する所一國の生命は挙て其手に委せる有様となり、國王は憂ひに堪へず、曾て報ぜし如く遂に其王子と我皇室との婚儀を案出し、日本人の力に由りて清商の暴威を抑圧せんとす。然れど此の如き結果は、延て政府部内に於ける日清兩派の分裂を見るに至らんと。

仏骨奉安同盟会の運動〔明治35年8月10日 第一五四号〕

日本大菩提会愛知支部にては覺王殿熱倍々昂進し、本月下旬開設の各宗派管長會議に於ては是非共同地に建設するの決議を為さしめんとて委員を來京せしめ、京都説の排斥に努むる由なるが、本月二日より下寺町五条長講堂に御遺形奉安期成同盟会京都支部を

設け、あらゆる方向に向て熱心に運動しつゝありと。又実に其患には喫驚せざるを得ず。元と御遺形奉迎の際京都奉安に決せしは當初暹羅皇帝より仏骨を分贈せらるゝに就き、稻垣駐暹公使は同皇帝の御下問に對し、京都は一千有余年來の旧帝都にして各宗本山の在る処なれば仏骨を奉安するに最も適當なりと奉答し、皇帝之を嘉納せられて遂に京都に奉迎するに至りしなりと聞く。左れば京都を奉安地として覺王殿を建立すること固より當然なり。然るに従來如何なる故に先に東京、京都、三方原の三説の出るあり。其上名古屋の運動とは驚くべきなり。而して聞くに大菩提会の奉安地撰定委員は前田副会長を除く外悉く名古屋説に賛成を表したる由なれば、此上大菩提会副会長にして奉迎使の一人なる同盟各宗派会に於ては大多数を以て名古屋説を通過せしめ得べしとて、前田副会長の本派議事たるを幸ひに、愛知県下の本派末寺を代表し、小笠原静快師等三名より内願と稱し左の如き一書面を去月末前田議事に贈り來れりと。

内 願

予而貴聞に達居候。當県名古屋市中に於ける御遺形奉安地撰定期成同盟会の趣旨は、御遺形奉安後三年に及び候も、未だ奉安地の撰定にも至らず、種々の御事情も被為在候事とは申しながら、東洋唯一の仏教國と自ら任じたる日本臣民の深く暹羅王陛下に對し奉り慚愧の至りに候得ば、當地方の熱誠なる信徒は奮て此大責任の代表者と相成り、遂に該会の發表を見るに至る。依て県下一般の人民は此至美至淳の熱情に感奮して寒村僻邑に

至るまで皆此挙に賛成せざるはなく、地所金品献納者続々競ひ出る場合に立至り候は、我曹親しく聞見する所の事実の有之候。然るに我一派を認て此挙に不賛成を唱る者となし攻撃頻々実に困惑の至りに堪へず、素より無根の妄説たることを百方弁明を与へ、特に我門末に対しては種々懇諭仕候得共、一犬虚に吠え万犬実を伝ふの習ひ、或は此妄説を迷信する者なきにしも非ず。他山の道俗に対し本派の縊素に向ひ某等甚だ其措置に苦み居候。仄かに承れば不日宗派会御開会相成候由、其節には地方門末の微衷を御嘉納被為在断然該期成同盟趣旨を酌量し、一大美拳たる愛知説に御賛成被成下候ば、啻に地方人民の欣悦のみならず我門末一同の深く感謝する処に候条、敢て不遜を顧みず茲に陳情内願仕候也。

日本大菩提会愛知支部内妙心寺派代表

小笠原 静 快印

明治三十五年七月二十九日

桂 井 越 水印

加 藤 梅 嶺印

日本大菩提会副会長前田誠節殿

是に対し議事は左の回答書を送り、飽くまで拒絶せられたりと。

本月二十九日の芳書正に拝読せり。抑々御遺形奉安地は去三十二年奉迎以前に於て各宗派既に予備する所ありて、仮りに京都に奉安已来菩提会本部は京都に奉安地を定むるの至當なるを信じ、本年各宗派会原案に之を提出し宗派会の決定を求めたり。是時偶々東京遠州等より奉安地設定の出願あるを以て情誼上無

已委員に附記し調査せしむることとなり、委員会の結果も或る条件の下に亦た京都に仮定せり中開又貴地方期成同盟会の起るありと雖も、前条陳る如く京都の如きは已に不可動の奉安地たることを認め居るのみならず、當時我々妙心寺派とし又臨済宗としても本部案に同意を表するなるを以て此上宗派大会に於て拔萃の議案に依り意見を変更する上は、格別現今の場合に於ては等閑に意思を一変し座下等の奨諭に応ずること幾んど踟蹰せり。特に菩提会本部の下及委員の一たる小生に於ては本部及委員会の意思に基き京都に奉安地を確定すべき準備充分整備せり。是又貴下等に同意を表し難き一因なり。且夫れ神聖なる慈父世尊の御遺形は一地方便宜の爲め、或は俗業に供する機関の爲め等諸種口実の下に之れが奉安を争ふが如きは頗る不穩不當の事と思ふ。況んや縦令山積するも黄金の爲め之を移動せんとするが如き行為あるは小生等が深く慚愧する所たり。貴地方各位は熱心熱誠の仏教徒たることを恒に信認せり。然れども世俗すら最も嫌悪する運動方針に依り俗界に奔走し、神聖なる慈父世尊の遺勅に代るべき各宗派長上に対し奉り奉安地の事を左議右抵するが如きは小生自ら言ふに忍びざるものあり。是等宜しく御推考の上、小生が貴下等に対し同意を踟蹰する儀御賢察所願候。敬具

三十五年七月三十一日

小笠原 静 快 殿

前 田 誠 節

桂井越水殿
加藤梅嶺殿

覚王殿建設地撰定会（明治35年8月25日 第一五五号）

同盟宗派管長林田大菩提会々長は来る廿七日建仁寺方丈に於て名譽同盟会監会及び各宗派管長会議を開き、覚王殿建設地撰定の件及び今春龍泉會議に於て議決せし宗教法案の件を議せん爲め、各管長に対し召集状を發したりと。彼覚王殿建設の件に就ては當日名古屋よりは二百余名、三方原よりも多数の運動者上京すべしと云ふ。

覚王殿建設地問題（明治35年9月10日 第一五六号）

近日に至り、意外に火の手の揚りたるは、覚王殿建設地問題はれなり。去月末より妙法院内に開きたる管長會議は、紛々擾々交渉に交渉を重ねたる結果、遂に之を決定するに至らず。更に三週間を期して、名古屋京都の両者に就きて、比較調査を爲すこと、して散会したりと云ふ。嗚呼延期又延期、調査又調査、誘惑の逞うする所、運動の起る所、実に此間に在り。是れ事態をして益々紛糾ならしむる所以にあらずや。

本問題は元來困難なる問題に非ず、極めて單純なる問題なり。唯一宗一派の利害、一地方の利害、乃至は個人の利害、相錯綜して、困難ならしむる耳。若し利害の念を度外に置き、公平に大局上より打算せん乎、公明正大の断案は、燎乎として眼前に生じ来

らん。何れぞ運動屋の議に拘制せられ、朝三暮四の計に汲々たるぞ。

読者は必ず記憶せらるゝならん。始め暹羅国王陛下より仏骨を受くるや、奉迎使は之を京都に奉安すべき旨を答へたり。其理由は「京都は千載の旧都たり、且つ桓武の聖帝以來、仏教とは不可離の關係あるを以て」なりしなり。則ち知る、京都の地位及其仏教との關係、是れ京都に奉安する主因たりし也。若し寄附金の多寡、一宗一派の利害を標準として之を定めん乎、北陸に九州に競争者続出して其繁に堪へざらむ。若し寄附金の多寡を以て選定の標準とせば、一文と雖も多きものを望まざる可らず。是れ宛も聖骨を以て競売に付するものと云ふも、恐く弁解の辞なからむ。故に選定の標準を以て、歴史上の關係以外に求めんとするは、是れ事態を困難に陥らしめ、無益の競争を劇甚ならしむるものに過ぎざるなり。或論者は、聖骨奉迎以前の狀態に立戻らんことを主張すと云ふ。是れ菩提会の成立を無視するもの。宜しく先づ同会を解散して後之れを云ふべきなり。菩提会は世人の知れる如く、創立以來は内外の厄運に遭遇して、今日に維持するまでには、非常の苦楚を嘗めたるに非ずや。諸師は此間の苦辛をば、唯一場の會議を以て、有耶無耶の間に没了し、之より生ずる利益のみを享受せんとするか。是れ人情を解し徳義を知るものゝ為す所ならむや。かの西本願寺の意向の如きは、昨年の會議に於て、既に之を確めて、何れの地に置くも異議なき回答を得たるに非ずや。今更之を再びするは、吾人其健忘に驚かざるを得ず。況や會議を以て

以前の状態に復帰するを得べしとせば、逆行又逆行、事業は後戻りする耳にして、何の日か成功を見るを得ん。

吾人は又かの運動者なるもの、心事を疑はざるを得ず。彼等若し仏祖に対し、一片報謝の至誠あらば、仮令覚王殿は何れに建設せらるゝにもせよ、相當の崇敬を表すること、仏徒の義務なれ。而るに彼等は曰く、若し我が地に建設せば幾万円を寄附すべきも、他方に持ち行かば、我れは関せざるべしと。此の如くならば、是れ仏祖を崇敬するに非ずして、之より生ずる利益其物を崇拜するなり。則ち彼等は仏教徒と云はんより、寧ろ拝金宗徒と云ふ方、適當ならずや。堂々たる僧侶紳士にして、此の如き強迫主義を以て、建設地を争ふ。聖骨若し靈あらば、必ずや貧者の一灯に与みせむかな。かの悠忽として野人の如く起り来れる名古屋説の如き、何ぞ其運動の突飛にして激烈なる。吾人は何等かの事情の、其間に伏在するを疑はざるを得ず、況や動もすれば腕力、黄白の沙汰を聞くをや。

吾人は会の責任者に忠告す。今日の急務は建設地の如何に非ずして、速に之を確定して天下の疑惑を釈き、以て会務の進行を計るに在り。夫れ暗は魔の伏する処、明は正義の在る所、宜しく順序を踏みて会議を公開し、議を公論に訴へて之を決すべし。斯くの如くならば、仮令事敗るゝも、諸師は以て天下公衆に対するに足るべし。若し然らずして、円滑を計るの極、弥縫苟息の手段を以て一時を糊塗せん乎。後日の破綻は必ず是より生ずべく、諸師恐らくは、上は仏祖に対し、下は仏教徒に対する面目なからん。秘

密の交渉に日を送るが如きは、世人をして益々大菩提会の鼎の軽重を問はしむる材料たるに過ぎざるなり。(九月五日稿)

覚王殿建設地撰定会 (明治35年9月10日 第一五六号)

覚王殿建設地撰定会は去月二十七日より建仁寺方丈に於て開設の趣、及び覚王殿建設地撰定に關して名古屋期成同盟会、或は同志会其他の設立運動着手の由は本誌が夙に報導せし処なるが、其後同問題は所有新紙の半面に登載せらるゝに至り、剩さへ一時議場の門前に壯士の徘徊する程に成り、視警の詰切警戒を要せし状態を報ずれば左の如し。

开も此問題の起原は業に已は滿三年前御遺形奉迎前に発したるものなるが、其後大菩提会の報告書等に依れば兎に角本年一月、龍泉菴に開設の会監会に於て菩提会本部案として京都説が提出せられたるを以て嚆矢とす。其節は議員中より東京説と遠洲三方ヶ原説との二者を提出し、三日間討議交渉の結局九名の調査委員に本年四月十三日迄に調査を附托し漸く其会を終へたるも、以来三方ヶ原の調査区域に容れられて、然かも其土地及び条件の不充分を視て取たる名古屋市民は、直に釈尊御遺形奉安覚王殿建設期成同盟会起り、或は委員に交渉を為し、或は菩提会々々長村田寂順師等に請願を為す等三方原説運動に續きて運動を始め、之に対して京都説に就ては漸く八月に入りて平安同志会興り金剛団現れ、本月中旬に成りては一方名古屋説の方は市長青山郎以下市参事会員等上京し躍起の運動を為し、京都の平安同志会も之に対する運動

を創め、開会當日の如きは妙法院の隣近等は人力車と紳士風の洋服者流、新聞記者等を以て満されたりぬざれど、日々流会を以て終るのと傍聴を許さぬ為め三日目頃は僅か新聞記者の残るのみにて當初に引換へ寂々たるの感ありたるが、市内有志者の会合は開会當時迄別に殊なる事なく、名古屋期成同盟側にては下寺町五条下る長講堂を根拠とし服部小十郎、吉田祿在、安藤市之助、野村朗等の面々主となり、京都説側にては本部員始め谷山大悟、横山義秀、稲葉教山、熊谷宗実、新井徳水、井上義淵、本村宗円、野闡門等の諸氏主となりて互に各宗派の管長及び代理を訪問賛同を求めて止まざりしが、本月二日再度の延期説が議場に提出せられしや名古屋説は傾向の京都に定まりたるを想ひ殆んど望みなきを考へて帰国するものも生じ、何れの運動者も漸く下火と為りたり。思ふに此後三週間の際は随分両者は花咲かすこともあるや否や、虚勢の意地張りは止めて公平無私に将来と仏意の存する所を慮りて、決して党派的精神を抱かざらんことを不可能を識りながら老婆心の余り運動者に望む。

●其議事要項 上記の如く覚王殿建設地撰定会は始め建仁寺方丈に於て開会の筈の処同盟宗派総理村田師の思はれたる節ありて、俄に妙法院書院に開く事と為りたるが、此度の会議は流会に流会を重ね最後に又々延期と成り、各宗派管長会創設以来の長期八日間に渡り花々しかりしが、其日程議事要領左の如し。

八月廿七日 同日午前十時開会の筈なりしを以て出席者は夫々会場なる妙法院へ着したるも、他に種々の事情ありしも要は名古屋

屋奉安地に尤も硬説を主張せんとせる曹洞宗管長代理日置黙仙、奉安地撰定委員弘津説三の二師が此日の会監会議にして万一成立せば京都奉安地説勝を制すべきを以て是に同会議延期を案出し、非同盟宗派本派本願寺及他一二宗派の欠席せる故各宗派円満の会議ならずと主張し、出席宗派中二三の同志宗派と結託し、本派本願寺等に交渉を開始せんなどを名誉会監協議会の名称の下に提案し、午後四時迄甲論乙駁遂に

一 奉迎以前に立戻り、各宗派管長会議として非同盟宗派も加へて更に会議を開くべきか。

二 此俟会監会を開設するか。

の二点に就て協議の結果本派本願寺等に交渉するに決し、該委員として(真宗大谷派) 井沢勝詮、(曹洞宗) 日置黙仙、(誠照寺派) 二条秀源、(興正寺派) 三原俊栄の四師を挙げ明日休会の上交渉を為すことに決して、午後四時會監会は流会の俟散会せり。其会監会の出席総数廿五名其姓名左の如し。

(管長) 相国寺管長中原東嶽、誠照寺管長二条秀源、大徳寺管長菅広淵、真言律管長佐伯泓澄、三門徒管長平光円

(管長代理) 建仁寺瑞岳惟陶、妙心寺池田沢州、曹洞宗日置黙仙、真言聯合(長者代) 小川光義、大谷派井沢勝詮、仏光寺興博愛、黄檗宗鈴木恵眼、興正寺三原俊栄、永源寺宗元宗純、南禅寺大沢協淵、天台宗木村観順、融通念仏宗清原賢静、時宗足利灌柔、高田派大西靈純、浄土宗西山派北川舜竜、東福寺林泰嶺、天台真盛派橋本実貫、華嚴法相二宗代筒井寛聖、日蓮宗河

合日晨

尚此に至りたるは曹洞宗管長代理日置黙仙、時宗管長代理足利灌柔、浄土宗西山派代理北川舜竜、真宗大谷派井沢勝詮、真言宗聯合長者代理小川光義の五師が左の請求書を提出したるに依るものなり。

請 求 書

世尊御遺形は日本仏教各宗派へ暹羅国皇帝陛下より御贈与のものなり。然るに各宗派内より自ら御贈与の列に加はらざる宗派は止を得ず。之を除くも既に其列に加はり居る宗派を除き単に菩提会内の各宗派のみにて御遺形奉安地選定の決議を為すは不當のものと存ず。故に共同贈与を受けたる各宗派会を開き、奉安地を選定するを至當のものと信ず。依て菩提会々則の下に開設する会監会及宗派会を変更し、共同贈与を受けたる宗派会を開き之を決定せられんことを請求候也。

同廿八日 休会

同廿九日 當日は一昨日の決議に依り昨日交渉を為したる結果として、午前十時頃には一昨日の会監会に新に出席者鎌倉建長寺派管長及円覚寺管長代理武田達心、天竜寺派管長代理北条周篤の二師を増し、誠正寺派管長二条秀源師不参代理に稲田晃盛師出席、真言宗聯合長者代理小川光義師欠席、同長者長宥匡師来会し、相国寺派管長中原東嶽師不参代理小堀宗長出席、其他同前日出席人員総数廿七名なり。此日午前十一時より漸く協議会を開き、前日曹洞宗管長代理日置黙仙師の建議に係る當会監会を仏舎

利奉迎の前未だ会監会の設立なき當時に逆り、暹羅国王陛下より贈与を受けたる宗派会とし、毎に出席なき本派本願寺其他二三の宗派に交渉し可成出席を勧め、欠席なく会合し円満の局を結びたしとのことに就き協議したりしが、建仁寺派管長代理瑞岳惟陶師は前日の建議案が仏舎利分贈を受けし各宗派管長会議円満とは至極美としたるも、其一時の策略に出でしものなれば賛成の取消を致す、と述ぶるや北条周篤、林泰嶺、宗元宗純等の各管長代理同意建議案の非を語りしに、日置黙仙、弘津説三等の委員株は之を弁護駁論し議論百出、午後三時四十分頃に至るも停まらざりしが遂に本派本願寺の会議の性質を明にせよといふ答辞（昨日交渉せしに本朝本願寺より会議の性質を明にせられたし。其に依りて何分の回答に及ぶと返事ありたり）に対し挨拶の如何にすべきやを協議し、本日又も流会となりたるも本日の協議会の結果は交渉委員をして左の如く。

今回開設の土地撰定に関する会は

一、大菩提会々監管長猥下

二、御遺形奉迎に關せし宗派管長猥下

右両個の宗派管長猥下を以て組織し、会名は臨時各宗派管長會と稱す。

右之通相定候也。

追て土地撰定委員は、本年一月会監会に於て撰定せし委員を以て本会の委員とするの意見也。

右之通申合決定候也。

明治三十五年八月二十八日 会監会協議會員調印

と決定せし趣きを通ぜしめ本派本願寺に出席を要求し、明日午前八時よりは本会議に移ることを約して散会せり。要するに今回の覚王殿建設に関する菩提会々監会議は臨時各宗派管長会議の下に同盟宗派と非同盟宗派の本派本願寺等を合して開会決議すること、成りたるなり。

同三十日 前日来交渉を重ねたる結果本日午前八時より開会の筈に成りをりしも、昨日の本願寺交渉の回答中に「抑も大菩提会なるものは御遺形奉安に対し何等容喙すべき権能なし云々」の公文面ありしを以て交渉委員等も稍や困窮せし矢先へ、何者か昨夕交渉委員の名義にて「本派本願寺へ縷々交渉せしも、今一際協定出来兼ね明日に為れば兎に角、本日は到底会議開会の運びに至らざるを以て出席の要なし云々」の意味の捏造文を各宗管長の許に送りたるものありたる為め一時本部役員交渉委員等を騒したるが、午後一時漸く二十二名の出席ありたるを以て交渉委員は報告を為し復又協議会を開く事に決し、夫より（南禅寺）大沢協州師は本派本願寺へ更に交渉すること（建仁寺）、瑞岳惟陶師は大菩提会々則を改正すること、津田日厚師は大菩提会を財団法人たらしめんこと等発議する所あり。瑞岳師は会則改正に付ては更に本派本願寺へ交渉すること必要なりと陳べ、又更に本会議を延期すべしと述べしに、弘津委員等非延期説を主張し、四時頃暫時休憩。四時半再び開会、弘津委員は非延期説に引続き大菩提会を財団法人とする為めに三名或は五名の委員を撰ばん。而して明日

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（上）

（三十一日）は日曜日なれば同月中に調査を為さしめ明日を以て本会議を開かんと述べ、曹洞宗管長代理日置黙仙師は前日来本派に対する交渉模様を陳べ、瑞岳師は会監会の今日迄流会又流会となりしは畢竟大菩提会を財団法人となさん為めなり。然るに之を一日に決するが如き不當なりなど何れも相応の賛成ありて議論紛出果てしもなかりしが遂に最後協議会に於て尚一度本派本願寺へ出席の件を交渉し、一方法律家に従来の関係上菩提会と御遺形との関係、又各宗派と御遺形との関係、及び大菩提会を財団法人と為す等法律問題を委員を撰み研究調査せしむる為め、明三十一日を定規通休会とし更に明後一日開会すること、し、午後六時三十分過散会したり。尚本派への交渉委員は真言宗長者長宥匡、曹洞宗代理日置黙仙、大菩提会長村田寂順、の三師と定まり。法律調査委員は座長の指名にて日蓮宗管長代理河合日辰、真宗仏光寺派管長代理奥博愛、大菩提会委員土宜法竜、弘津説三、大菩提会副会長前田誠節の五師と定まりたり。

同三十一日 此日休会にて本派本願寺交渉委員は交渉の為め本派に赴き、他の法律問題の調査委員は大滝法学士を顧問として着々交渉。或は研究を為したる結果本派本願寺は本日休日なるを以て明朝何分の回答に及ぶべしとの事に決し、法律問題は

一、 積尊御遺形は最初暹羅国に奉迎せんとせる時、奉迎の事に同意調印したる三十三宗派の専有物と為すことは法律上動かすべからざること。

一、 其他御遺形奉安地を撰定するに、大菩提名誉会監会に於て

決議するは法律上に於て効力を有するものなり。

一、大菩提会は財団法人として覚王殿を建設せざるべからざる
こと
等に議決せり。

九月一日 早朝本派本願寺より奉仕局註記朝倉宣明師をして前日の交渉に対し挨拶に來りたるが、本派の意向は前日の如く管長會議に出席せすとの回答にて、午前十一時一昨日に引続きたる協議會を開き、委員土宜法竜師調査委員として調査したる法律上の事につき報告を為したり。

釈尊御遺形を暹羅皇帝より受くるに際して、其信任認状に調印したる卅三宗派の管長等は、仏骨に対して個人として所有権及び管理権を有するものなり。若し其管長の死亡したるときは管長個人の相続人其権利を繼承するものなり。仏骨を始め覚王殿建設及其他地所選定に対して現在の菩提會は何等の権能なし。

又仏骨及び覚王殿に就て所有権者の集會評議を為すに當り、本派本願寺の欠席せしとて後日同派より苦情を唱ふことあるも、開は何等の効力あるものに非ず。即ち民法第二百五十二条に基き共有権者の過半数を以て決するに於ては決して何等の支障なし。左れば今日仏骨共有権者の集會を以て、早く大菩提會を財団法人と為すべきなり云々。

と之れに対し二三の質問ありて、瑞岳師は仏骨は日本全体の仏教徒に与へられたること明白なると。信認状に調印したる者だけが権能ありとすれば今日既に管長の交迭したるものは何等の権能な

し、此権能なきものは本會に出席し得ざる訳なるが、然らば是非財団法人の必要ありなど議論に立入らんとせしが、此に座長は開は凡て今本會を開くに差支なき問題なるを以て本會議に於て決することとし、一先づ協議會の閉會を述べ午後愈本會議を開くこととなりたり。

午後二時三十分撃柝連声一同御遺形奉安殿に三拜、引続き議場に着席。先づ御遺形奉迎事務總理村田寂順師の挨拶に繼ぎて御遺形奉迎後事務の形勢を報告ありて、後ち正副議長の選挙を為せしに、結果左の如し。

議長 二十二票 長 宥匡

次点三票 日置 黙仙

副議長 十三票 日置 黙仙

次点十二票 瑞岳 惟陶

長師と日置師とが正副議長に當選したるは京都派の第一着の勝利と見るべきものなり。斯くて長師議長席に就て弁せて、副議長よりも挨拶を為して此に臨時管長會に移りたり。有志団体より人員を限りて傍聴を許され度しとの請願ありしも、議場は断然傍聴を許さざることに決し、夫より規定の欠席者を報告して覚王殿建設土地選定委員の報告あり。委員前田誠節師は本年一月妙心寺會議に於て調査委員九名を選び（内一名日野法雷師逝去）、三方原、東京、京都の三候補地を实地踏査して決定することゝ為り東京に赴たり。折柄名古屋の要求もありたるが本年二月東京に於ての委員會に本員は他の二所即ち三方原、東京は一月會議の要求に適は

ざる為め、御遺形奉安地は京都と仮定し、其土地の寄附者及び菩提会二十万円の負債に対する淨財喜捨者を求むることを引受け延期に延期したるも、此頃に至りて諸々協議の末京都に於て委員会の依頼通、土地三ヶ所の寄附者及び二十万円の寄附を京都に確定次第為すことの約諾を得たる趣き。即ち土地は吉岡岳、松ヶ崎、山科の三ヶ所にして、二十万円寄附者は吉田武兵衛なることを報告せり。次に委員土宜法竜師は是亦本年二月以来の経過及び東上の帰路名古屋に立寄り、参考として其寄附地所を踏査せしに最も適當なる由を縷々陳述し、勧誘的報告を為し了て会長の一時間に余る注意的演説ありて散会し、明日は引続き本会議をひらくこと、したり。時は午後四時二十分過。

同二日 昨日は前田、土宜両委員及会長の報告并に演説を以て頗る平穩に散会せしが、本日は昨日の続きの本会議の事とて些の騒かしくして議員も昨日より二名を増し。左の如く午前十一時過ぎには出席ありたり。

真言宗聯合長者長宥匡、真言律宗管長佐伯泓澄、三門徒派管長代香川晃月、法相宗管長千早定朝、天竜寺派管長代北条周篤、建仁寺派管長代瑞岳惟陶、妙心寺派管長代池田沢州、曹洞宗管長代日置黙仙、木辺派管長代足利義藏、仏光寺派管長代奥博愛、黄檗宗管長代鈴木恵眼、日蓮宗管長代川合日晨、大谷派管長代久米天海、天台宗座主代木村觀順、時宗管長代足利灌柔、南禅寺派管長代山名景山、興正寺派管長代三原俊栄、西山派管長代北川舜竜、東福寺派管長代林泰嶺、大徳寺派管長代小堀宗

長、相国寺派管長代上島恵義、華嚴宗管長代筒井寛聖、誠照寺派管長代稲田晃盛、高野派管長大西靈純、真盛派管長代橋本実賢、融通念仏宗管長代清原賢静
午後一時に至り開会するや、劈頭第一に名古屋派より左の建議を提出せり。

建 議

- 第一 釈尊御遺形奉安地は愛知県名古屋市附近に決定する事。
- 第二 覚王殿建設地は十万坪已上十万坪已下の献納を申出たる三箇の候補地につき、十分の調査を遂げ決定する事。
- 第三 愛知県責任者名古屋市青山郎外三名より選定委員宛に差出す寄附金五十万円は、本年八月已後委員の請求に応じ完納せしむるの契約をなす事。
- 第四 全国の寄附金額は本年八月已後、滿二ヶ年間に募集する事。
- 第五 覚王殿建設は本年十月起工式を修行し、滿三ヶ年を最終期限とし竣工する事。
- 第六 覚王殿建設に関する事業及前条御遺形奉遷に関する事務は各宗派会に於て十名の委員を選定し、之に担任せしむる事。
- 第七 各条事項中愛知県に關聯する件には前条十名の委員に於て愛知県道属を代表する責任者に交渉し、正當の手續を履み其各事項の挙行を確約する事。

別 項

一御遺形奉迎経費及菩提会費にして負債となりたるものは各宗派及菩提会に属する各宗派の承認したるもの限り、奉安地決定より三十日以内に別項愛知県の責任者より寄附償却せしむる契約をなし置く事。

右及建議候也

明治三十五年九月一日

真言宗長者長宥匡、浄土宗西山派管長代理北川舜竜、

真宗大谷派管長代理井沢勝詮、曹洞宗管長代理日置黙

仙、時宗管長代理足利灌柔、日蓮宗管長代理津田日厚

臨時各宗派会議長 長 宥 匡 殿

次いで石川県を代表せる間野師、及富山県を代表せる日向師、岐阜県を代表せる中野師等の京都派の左の請願書提出せり。

請 願

第一条 釈尊御遺形奉安地覚王殿は別紙各国会員陳情書及び請願書等に徴し、京都を以て建設地と決定すること。

第二条 各国募集の会金は建設地決定したる日より本部の指揮に随ひ、向ふ二ケ年間に上納すること。

第三条 募集金額五十三万円

内 訳

金十六万円 石川県

金十五万円 富山県

金十二万円 岐阜県

金十万円 福井県

此外三府各県よりも、前記の標準を以て会金を募集する盟約あること。

第四条 覚王殿建設期は本年十月五日起工式を執行し、明治三十八年四月を以て落成すること。

第五条 従来の事業費欠乏に属する負債は奉安地確定後二十五日間に上納すること。

明治三十五年八月廿九日

右及請願候也。

提出人 石川県代表者間野闡門、岐阜県代表者戸崎宗範、富

山県代表者日向順照

賛成人 建仁寺派管長代理瑞岳惟陶、東福寺派管長代理林泰

嶺、誠照寺派管長代理稲田晃盛、興正寺派管長代理三原俊

栄、天竜寺派管長代理北条周篤

番外土宜師曰く、斯くの如き門外より提出せられたる請願書を議場に容るゝは将来に悪例を貽すものなり。宜しく撤回すべしと。

三原師は参考として之を容るゝは不可なしと述べ、瑞岳師は番外は将来に悪例を貽すと云ふも宗教法案のとき斯の如き事往々あり、受理すべしと述べ満場一致受理するに決し、次で三原師外二名より左の如く延期説の建議案あり。

建 議 案

一 覚王殿建設土地選定は、左の理由に依り五十日間之を延期す。

理 由

(一) 土地選定委員の調査は未了と見認むる事。

(二) 御遺形に対する保護行為に付慎重の調査を要する事。

(三) 覺王殿建設事業に対し菩提会組織の関係を明かにする事。
右及建議候也。

明治三十五年九月二日

提出者 三原俊栄、北条周篤、瑞岳惟陶

賛成者 林泰嶺、奥博愛、池田沢州、大西靈純、稲田晃盛、

香川晃月、鈴木恵眼、小堀宗長、山名桂山、上島恵材、河合

日辰

番外弘津師は日蓮宗は日に依りて管長代理者を異にせる為に名古屋説にも調印し、又た延期説にも調印し居れり。依つて何れが日蓮宗の真意なるか之を調査する為に暫時休憩すべしと述べ、異議者ありしも休憩に決し二十分を経て再開會。番外津田師より日蓮宗は尙説に賛成にて何れの調印をも取消さざる旨の報告あり。三原師は延期の建議案が議題と為る上は宜しく先決問題として之を議すべしと主張し、議論紛出議場騒然たりしが北条師は議長に速かに採決すべしと迫り、且つ議長は時々番外の委員と私語せらるゝが、成るべく斯の如きことなくドシ／＼議事を進行して貰ひたしと述ぶるや、長議長は決して番外と私語せることなし。且つ自分は老体なれば副議長をして議事を修理せしむと述べて席を副議長に譲り、日置師議長席に就くや本日は之にて散會し明日は定刻午前八時より開會すべしと宣告し、之にて散會したり。時に六時なりし。

同三日 同じく前日に引続き開會。昨日は覺王殿建設地探定調査に就て五十日間會議延期説出で、京都派より採決を促したるも

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(上)

議長之を採決せずに散會したるが、此間種々事情の潜むありて午後も引続き協議會を開きしが、結局延期非延期説を折衷し三週間休會し、其間に於て京都及び名古屋に於ける寄附申出の土地の踏査及び寄附金に関する調査を為すべしと云ふに議纏まり、午後四時三十分より本會議を開き、日置黒仙師議長席に付き三原師より議事日程を変更し、覺王殿土地比較調査に関する緊急動議(即ち三週間休會案)を提したるに満場之れを容れ、而して覺王殿土地の調査を為すために十名の委員を置くこととし、其選出方法は各宗派割(末寺の多少に依り)を以て為すこととし、左の如く決定したり。

天台宗一人○真言宗一人○曹洞宗一人○日蓮宗一人○妙心寺派一人○臨濟各派、黄檗宗一人○本派本願寺一人○大谷派一人○真宗各派一人○時宗、西山派、法相宗、華嚴宗、真言律宗一人○右委員は其宗派に於て至急撰出し菩提会本部に届出ることとし、又調査の費途は前例に依り各宗派の実力(一ヶ年間収入金)を標準とし徴収することとし、而して土地比較調査は二十四日を以て了り、翌廿五日を以て復び臨時管長會を開き其報告を為すことに決し、茲に臨時管長會は一段落を告げ之に引続き大菩提會に加盟せざる真宗木辺派及び臨濟宗円覺寺派の代表者二名を退場せしめて名誉會監會を開き、左の案を議したり。

覺王殿建設の地所に付ては菩提會の関係を明かにする事。

但し十名の委員中菩提會同盟宗派より選出せられたる委員之れに當る。

右提出者日置嘿仙（曹洞宗）、木村観順（天台宗）、三原俊栄（興正寺派）、北条周篤（天竜寺派）

異議なく可決し了りて村田会長の答辞あり。開会の當日の如く仮覚王殿に議長以下議員及び菩提会長以下役員参拝焼香し、退散せしは午後五時三十分なりし。

覚王殿問題其後の景況〔明治35年9月25日 第一五七号〕

両派則ち名古屋京都の両主張は前号所報の如く、延期と定まるや愈々内部に決せられざるものあるが如し。尤も議決に於ける通常委員を選び比較調査を為しつゝありと雖も、又実に委員當路者も今や殆んど両者の中間にありて板挟みの貌なり。

▲建設再地調査委員会 同委員は決議に依れば数日中に宗派より届出べき筈なりしを以て、當時既に休憩室にて内々相談ありて、去る八日第一回会合を建仁寺中久昌院に於て為し、其迄に本部に各自委員を報告すべきことに決し、同八日予定通り土地比較調査委員会を開きたる。其顔出は左の九名にして、本派本願寺派は委員を出さず。

天台宗 木村観順 ○真言宗 土宜法竜 ○曹洞宗 有沢香庵 ○日蓮宗 豊田心静 ○臨済宗 同派 瑞岳惟陶 ○妙心寺派 青山宗完 ○真宗各派 三原俊栄 ○西山派、時宗、融通念仏宗、真言律宗、華嚴宗、法相宗、河野良心 ○大谷派 木曾啄磔

▲平安同志会と内貴市長 内貴市長は一個人の資格を以て平安同志会服部賢成師に托し、左の書面を上下京区長に発したりと。

（前略） 仏骨の件に付名古屋、京都両地に於て奉安地を競争致居候次第に御座候処、御互に一個人として（中略）打棄置候場合には無御座候義と奉存候間、可成相當御尽力相成度希望の至に存候（下略）。

▲京都市と覚王殿 京都市に於て覚王殿問題に付追々市内有志者の奮起するを見るに至りしが、今又雨森市会議長は市會議員に於て左の如く尽力を促したるよし。

拜啓 残暑雖凌候処、各位倍御清祥奉賀候。陳者且下世上に喧伝せられ候 仏骨奉置所の件は之を京都に置く事に賛成致度旨服部賢成師の来談有之、且つ貴下の御賛同を仰ぎ度との事に有之候間、委曲同師より御聞取の上、相當奉煩御尽力度希望仕候。依て右得貴意度如此御座候。敬具

菩提会と覚王殿〔明治35年9月25日 第一五七号〕

先回の臨時管長會議に於て曹洞宗の如きは菩提会を殆ど無視し、同会と離れて覚王殿の土地を撰定せんとせしも、臨済宗各派の力にて漸く大菩提会を存せしめたりといへるが、今廿五日に開くべき管長及宗派委員会には其開会に先だち復又菩提会と覚王殿の關係一問題となるべしといふ。

臨時管長委員会〔明治35年9月25日 第一五七号〕

今廿五日に開くべき会は臨時管長及委員会と称し、各宗派管長と各派委員とを以て組織する筈なりといへるが、從て其出席委員の

数も多く管長の外に出席すべき委員は四十六名ありと。今其各宗派委員の数を聞くに左の如し。

天台宗三人、妙心寺派三人、日蓮宗三人、真言宗四人、曹洞宗四人、本願寺派四人、大谷派四人、西山派二人、其他各宗派は一人づゝ合計四十六人。

菩提会の負債 (明治35年9月25日 第一五七号)

大菩提会にては覚王殿土地比較調査決定以前に拾万円余の負債の整理を為さん筈なりと。